

登録有形文化財 旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）

保存活用計画

令和6年3月

吹田市教育委員会

例 言

1. 国登録有形文化財旧中西家住宅は、江戸時代に島下郡吉志部郷東村で大庄屋を勤めた家である。敷地内には文政9年（1826）建立の主屋をはじめ、江戸時代の屋敷構えがよく残り、建物と庭園が一体となって優れた風致を形成している。

建物は、平成15年（2003）7月1日付で主屋、長屋門、勘定部屋、内蔵、土蔵一、土蔵二、キザラ小屋が国登録有形文化財に、平成18年（2006）5月23日付で前述の建物及び井戸屋、納屋が吹田市指定有形文化財に指定、登録され、庭園は平成25年（2013）8月1日付で国登録記念物（名勝地関係）に登録されている。

旧中西家住宅は、代々の当主により傷んだ箇所の修理や整備を行いながら住み継がれてきたが、平成19年（2007）に大部分の敷地と建物、家具や調度品が、平成29年（2017）には一部を除くすべての建物と敷地、及び美術工芸品、古文書類が吹田市に寄贈された。

吹田市では、地域の歴史を物語る旧中西家住宅を、文化財としての価値を守りながら適切に保存継承・活用していくことを目的として、本計画を策定するものである。

2. 本計画は、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成11年3月 文化庁文化財保護部）に準拠し、必要に応じて計画の標準項目の追加および削除を行って策定した。
3. 本計画策定に当たり、保存活用検討会議を開催し、外部有識者の専門的な指導・助言を得るとともに、文化庁、大阪府教育庁文化財保護課の指導を得て策定した。

（1）旧中西家住宅保存活用検討会議

ア 委員長

京都美術工芸大学建築学部建築学科特任教授 大上 直樹

イ 副委員長

京都芸術大学芸術学部教授 仲 隆裕

ウ 委員（氏名50音順）

京都美術工芸大学建築学部建築学科准教授 井上 年和

岸部東町自治会長 西村 正志

関西大学環境都市工学部准教授 橋寺 知子

吹田市文化団体協議会会長 三原 満里

吹田郷土史研究会代表 望月 浩

立命館大学文学部教授 山本 理佳

（2）指導・助言

大阪府教育庁文化財保護課

（3）事務局

吹田市教育委員会地域教育部文化財保護課

旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）

(4) 策定支援

一般財団法人京都伝統建築技術協会

株式会社乃村工藝社

学校法人瓜生山学園京都芸術大学 日本庭園・歴史遺産研究センター

4. 参考文献・資料・報告書等

(1) 『吹田市史』第2巻／昭和50年／編集：吹田市史編さん委員会

／発行：吹田市役所

(2) 『平成十五年度文化財年報 登録有形文化財 中西家住宅調査報告書』

／平成16年／編集：吹田市立博物館／発行：吹田市教育委員会

(3) 『旧中西家住宅(吹田吉志部文人墨客迎賓館)建物破損調査報告書』／平成19年／財団法人 京都
伝統建築技術協会

(4) 『中西家住宅の建築』／平成20年／吹田市立博物館

(5) 『旧中西家住宅庭園調査報告書』／平成24年／編集：吹田市立博物館

／発行：吹田市教育委員会

(6) 『耐震性能検討書 旧中西家住宅(吹田吉志部文人墨客迎賓館)』／令和2年

／一般財団法人 京都伝統建築技術協会・一級建築士事務所 井手浩二建築研究室

(7) 『旧中西家住宅(吹田吉志部文人墨客迎賓館)建物破損調査』／令和3年

／一般財団法人 京都伝統建築技術協会

(8) 『大庄屋 中西家名品展』／平成24年／吹田市立博物館

旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用計画 目次

第1章	計画の概要	
1	計画の作成	1
2	文化財の名称等	1
3	文化財の概要	4
4	文化財保護の経緯	32
5	保護の現状と課題	34
6	計画の概要	35
第2章	建物の保存管理計画	
1	保存管理の現状	36
2	保護の方針	44
3	管理計画	54
4	環境保全計画	57
5	修理計画	63
第3章	庭園の保存管理計画	
1	登録記念物（名勝地関係）の構成要素	64
2	保存管理の現状と課題	69
3	庭園の保存管理計画	96
第4章	防災計画	
1	防火・防犯対策	108
2	耐震対策	112
3	耐風対策	113
4	その他の災害対策	113
第5章	活用計画	
1	公開その他の活用の基本方針	114
2	公開活用計画	124
3	実施に向けての検討事項	134
第6章	保護に係る諸手続	
1	登録有形文化財に係る諸手続	138
2	吹田市指定有形文化財に係る諸手続	139
3	登録記念物の保護に係る諸手続	140
	参考資料	

第1章 計画の概要

1 計画の作成

(1) 計画作成年月日

令和6年(2024)3月31日

(2) 計画作成者

吹田市

(3) 計画期間

令和6年(2024)4月1日から令和11年(2029)3月31日(5年間)

2 文化財の名称等

(1) 文化財の名称

ア. 国登録有形文化財(平成15年(2003)7月1日登録)

- ① 第2710237号 中西家住宅主屋 1棟
- ② 第2710238号 中西家住宅長屋門 1棟
- ③ 第2710239号 中西家住宅勘定部屋 1棟
- ④ 第2710240号 中西家住宅内蔵 1棟
- ⑤ 第2710241号 中西家住宅土蔵一 1棟
- ⑥ 第2710242号 中西家住宅土蔵二 1棟
- ⑦ 第2710243号 中西家住宅キザラ小屋 1棟

所在地:大阪府吹田市岸部中4丁目823-1他

イ. 吹田市指定有形文化財(平成18年(2006)5月23日指定)

吹田市指定有形文化財 中西家住宅 9棟

主屋(母屋・離れ座敷・玄関棟)、長屋門(長屋門・勝手門)、勘定部屋棟、内蔵、土蔵①、土蔵②、キザラ、井戸屋、納屋

附 木髓文政九戌三月十日 3挺、天保五年屋敷図、天保六年屋敷図、明治三十三年屋敷図、1995年ツシ二階平面図、1996年設計図

所在地:大阪府吹田市岸部中4丁目823-1他

ウ. 国登録記念物(名勝地関係)(平成25年(2013)8月1日登録)

国登録記念物(名勝地関係) 旧中西氏庭園

所在地:大阪府吹田市岸部中4丁目823番1、823番2、823番3

面積:3,261.19㎡

(2) 所有者の氏名及び住所

ア. 国登録有形文化財及び吹田市指定有形文化財

所有者：吹田市

住 所：大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

イ. 国登録記念物（名勝地関係）

① 所有者：吹田市

住 所：大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

② 所有者：中西 容子

住 所：大阪府吹田市岸部中4丁目13番21号

(3) 文化財の登録基準・評価

ア. 国登録有形文化財

① 中西家住宅主屋

【登録基準】 二 造形の規範となっているもの

【特徴・評価】 中西家は島下郡14か村の大庄屋を勤めた家柄。主屋は10間半に5間のつし2階の主体部とその上手妻に接続する座敷棟、上手前方の玄関棟からなる大規模なもの。建築年代が明らかで襖など内装も良く残る。摂津地方における江戸後期の上層農家主屋の好事例。

② 中西家住宅長屋門

【登録基準】 一 国の歴史的景観に寄与しているもの

【特徴・評価】 旧吉志部郷東村の西北に広大な敷地を占める中西家敷地の南正面中央にある10間に2間半の長大な門。通り沿いに3mほどの空堀状前庭を設け、門前を広く取る点に特色がある。東妻を北側に折り曲げて内蔵に接続し、この部分に普段の通用門である勝手口を開く。

③ 中西家住宅勘定部屋

【登録基準】 一 国の歴史的景観に寄与しているもの

【特徴・評価】 敷地中央北寄りにある主屋の下手東側にある。南北棟の入母屋造、棧瓦葺で、8畳2間の続き座敷と4畳の納戸（当初は竈のある土間）からなる。天保6年の屋敷絵図には描かれておらず、建築年代は明治期に下ると見られる。

④ 中西家住宅内蔵

【登録基準】 一 国の歴史的景観に寄与しているもの

【特徴・評価】 長屋門勝手口の北側に接続する切妻造、本瓦葺の2階建土蔵。4間に2間半の規模で、西面北寄りに入口を設ける。小屋は桁行き中央に起った梁を架け渡し、束立てで太い棟木と母屋を受ける。キザラ小屋、長屋門とともに屋敷正面の景観を形成する。

⑤ 中西家住宅土蔵一

【登録基準】 一 国の歴史的景観に寄与しているもの

【特徴・評価】 主屋の背面北側に位置する2棟の土蔵のうち西側の2階建土蔵。天保の屋敷図では主屋に接続しているが、明治期に北側へ曳家し西側に増築している。現在は主屋との間に住居を新築し、これと一体として座敷に使っている。

⑥ 中西家住宅土蔵二

【登録基準】 一 国の歴史的景観に寄与しているもの

【特徴・評価】 主屋の背面北側に位置する2棟の土蔵のうち東側の2階建土蔵。土蔵一同様屋敷図では主屋に接続しているが、明治期に北側へ曳家している。内部は東西2室に仕切られ、西側の部屋は2階床を撤去して住居の納戸に活用している。

⑦ 中西家住宅キザラ小屋（納屋）

【登録基準】 一 国の歴史的景観に寄与しているもの

【特徴・評価】 敷地南面の長屋門西側に土塀を兼ねて東西に細長く建つ棧瓦葺の小屋。敷地内側になる北面は吹き放しで、農作業等で使う丸太等の長尺部材を収納するため、長屋門前庭に面する東妻に両開きの扉口を構える。長屋門、内蔵とともに屋敷正面の景観を形成する。

イ. 国登録記念物（名勝地関係）

【登録記念物の特徴及び評価】

旧中西氏庭園は、大阪府吹田市岸部中4丁目に所在する旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）内にある。主屋南側の庭園、長屋門（表門）北側の庭園〔東園〕、玄関棟南側の庭園〔西園〕、離れ座敷西側の庭園、茶室まわり露地の5つの部分から構成されており、そこには煎茶を嗜んだ中西家の江戸期以来の文人趣味が体现されている。離れ座敷西側の庭園、玄関棟の茶室まわりの露地は天保5（1834）年の屋敷図に見られ、これと一体で作庭が構想されているとみられる東園・西園についても、幕末か遅くとも明治33年（1900）までには作庭されたと考えられる。

最大の特徴は、長屋門北側から玄関棟南側に位置する掘り込み状の庭園、東園・西園の存在である。掘り込みの深さは約2mで、同じ深さの細長い溝で結ばれており、この部分には石橋が架けられている。両園は、一見池泉庭園と思わせながら、実は枯池状となっており、東園に3か所・西園に2か所設けられた石段から池底に降りることが出来るという意外性を持つ。このように、築山を築くという一般的な手法ではなく、地面を掘り下げることで深山幽谷の観を生み出し、地上と地底の双方からの鑑賞を企図した作庭は、稀有な例である。また、両園が位置する場所についても、主屋前庭に配するというのは、民家としては稀な作庭例である。

旧中西氏庭園は、以上のように、稀有な発想や造園技法によって作庭された独創的な庭園である。

3 文化財の概要

(1) 文化財建造物・記念物

名称	建築（作庭）年代※ ¹	年代の根拠	構造・形式※ ¹	建築面積※ ¹	指定・登録の区分
主屋	文政9年※ ² (1826)	文政9年 瓦銘 上棟木槌	木造平屋建瓦葺	436 m ²	国登録有形文化財 吹田市指定有形文化財
長屋門	江戸後期	天保5年 家相図	木造平屋建瓦葺	159 m ²	国登録有形文化財 吹田市指定有形文化財
勘定部屋	明治前期	天保5年 家相図 明治33年 屋敷図	木造平屋建瓦葺※ ³	129 m ²	国登録有形文化財 吹田市指定有形文化財
内蔵	江戸後期	天保5年 家相図	土蔵造2階建瓦葺	40 m ²	国登録有形文化財 吹田市指定有形文化財
土蔵一	江戸後期	天保5年 家相図	土蔵造2階建瓦葺	58 m ²	国登録有形文化財 吹田市指定有形文化財
土蔵二	江戸後期※ ⁴	天保5年 家相図	土蔵造2階建瓦葺	47 m ²	国登録有形文化財 吹田市指定有形文化財
キザラ小屋	江戸後期	天保5年 家相図	木造平屋建瓦葺	40 m ²	国登録有形文化財 吹田市指定有形文化財
井戸屋	明治期	明治33年 屋敷図	木造平屋建瓦葺	17 m ²	吹田市指定有形文化財
納屋	明治期	明治33年 屋敷図	木造平屋建瓦葺	8 m ²	吹田市指定有形文化財
旧中西氏庭園	近世末 ～近代	古写真		3,261.19 m ²	国登録記念物 (名勝地関係)

※1 国登録有形文化財の建築年代、構造・形式、建築面積は、文化財登録原簿による。

※2 離れ座敷は母屋を建設する以前にすでに存在していたという言い伝えがあり、建築年代がさかのぼる可能性がある。

※3 建物東側にRC造鉄板葺の増築部分がある。



主屋（母屋）



主屋（離れ座敷）



主屋（玄関棟）



長屋門



長屋門（勝手門）



勘定部屋



内蔵



土蔵一



土蔵二



キザラ小屋



井戸屋



納屋

【旧中西氏庭園】



玄関棟南側の庭園・西園



長屋門北側の庭園・東園



主屋南側の庭園



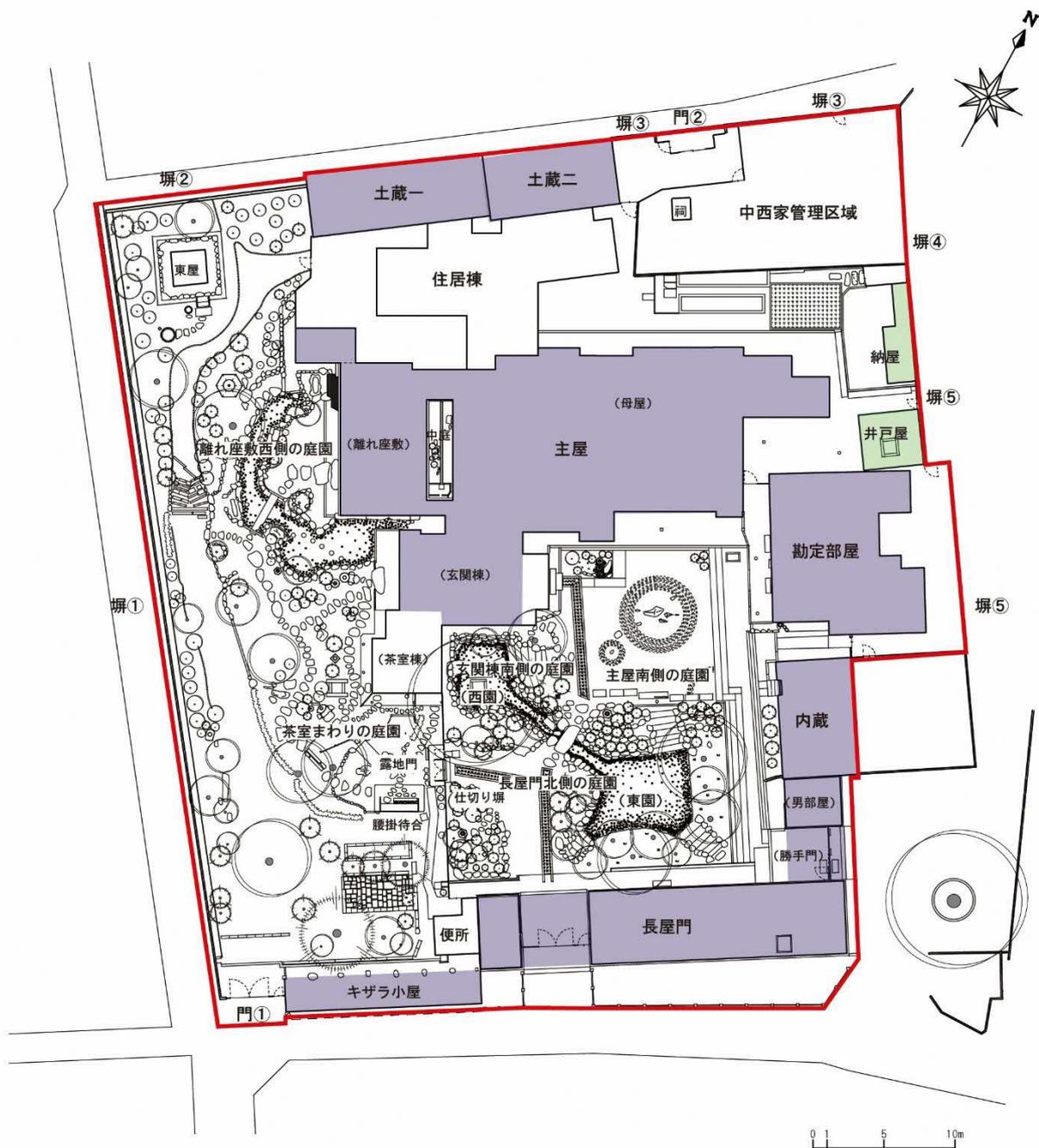
離れ座敷西側の庭園



離れ座敷西側の庭園（中庭）



茶室まわりの庭園



【凡例】

- 国登録有形文化財建造物及び吹田市指定有形文化財
- 吹田市指定有形文化財
- 国登録記念物（名勝地関係）登録範囲

図 1-3-1-1 文化財の指定範囲

(2) 文化財の概要

ア. 地域の歴史と立地環境

旧中西家住宅は大阪府吹田市岸部中4丁目13番21号に所在する。吹田市は大阪府の北部に位置し、南は大阪市、西は豊中市、北は箕面市、東は茨木市及び摂津市に隣接している（図1-3-2-1）。

吹田市域の北側はなだらかな千里丘陵で占められ、南側は淀川・安威川・神崎川と千里丘陵を源流とする川から運ばれた堆積物で作られた平地になっている。また、西国街道・亀岡街道なども通っており、陸路・水路ともに西国と京都を結ぶ交通の要衝として発達していた。

江戸時代の吹田市域は仙洞御料（上皇の領地）、旗本（柘植氏、竹中氏）の領地に細分された。吹田村以外の他の村も、天領・高槻藩・淀藩・旗本領などが複雑に入り組んだ「入組支配」が行われていた。

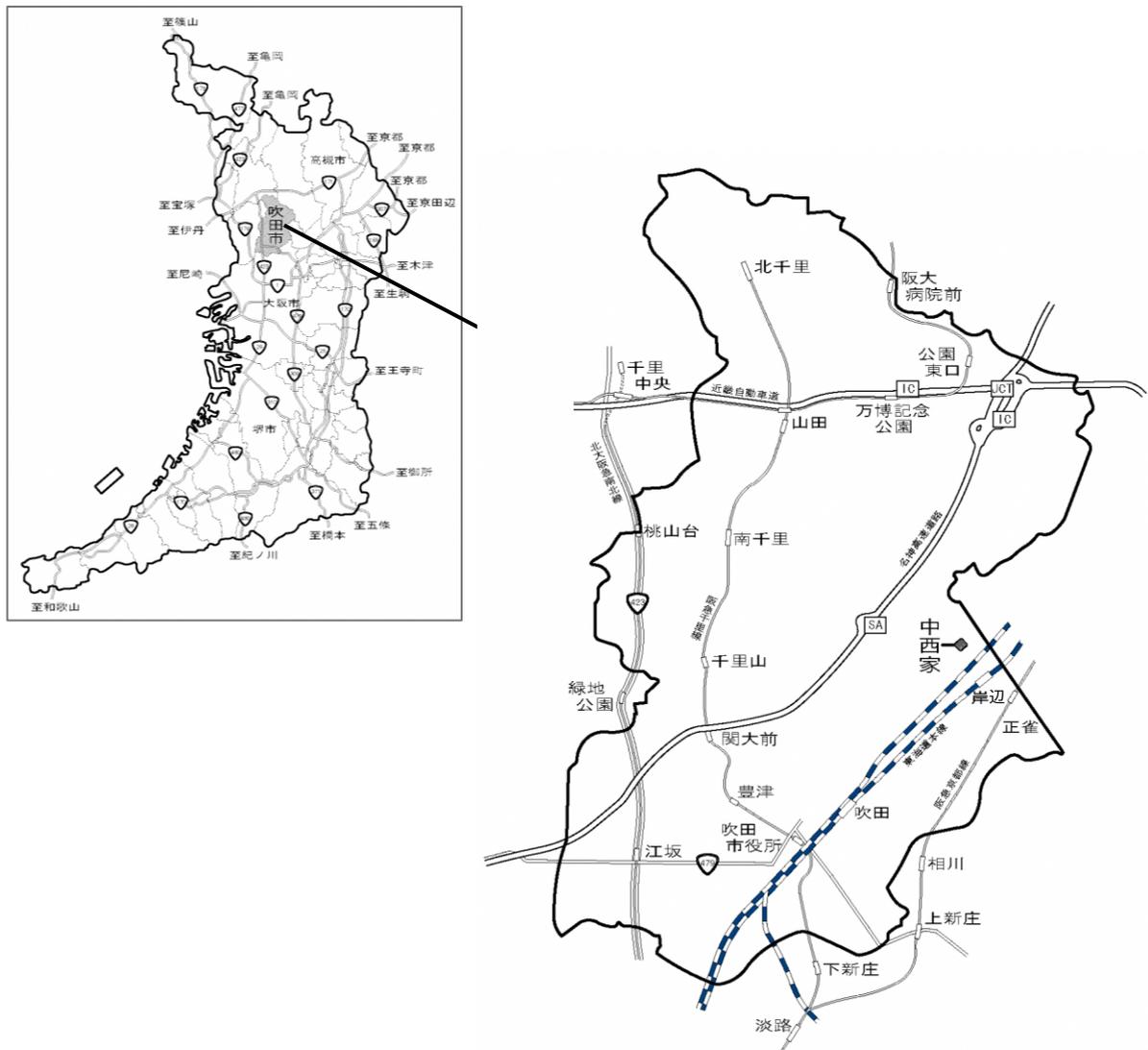


図1-3-2-1 吹田市の位置図

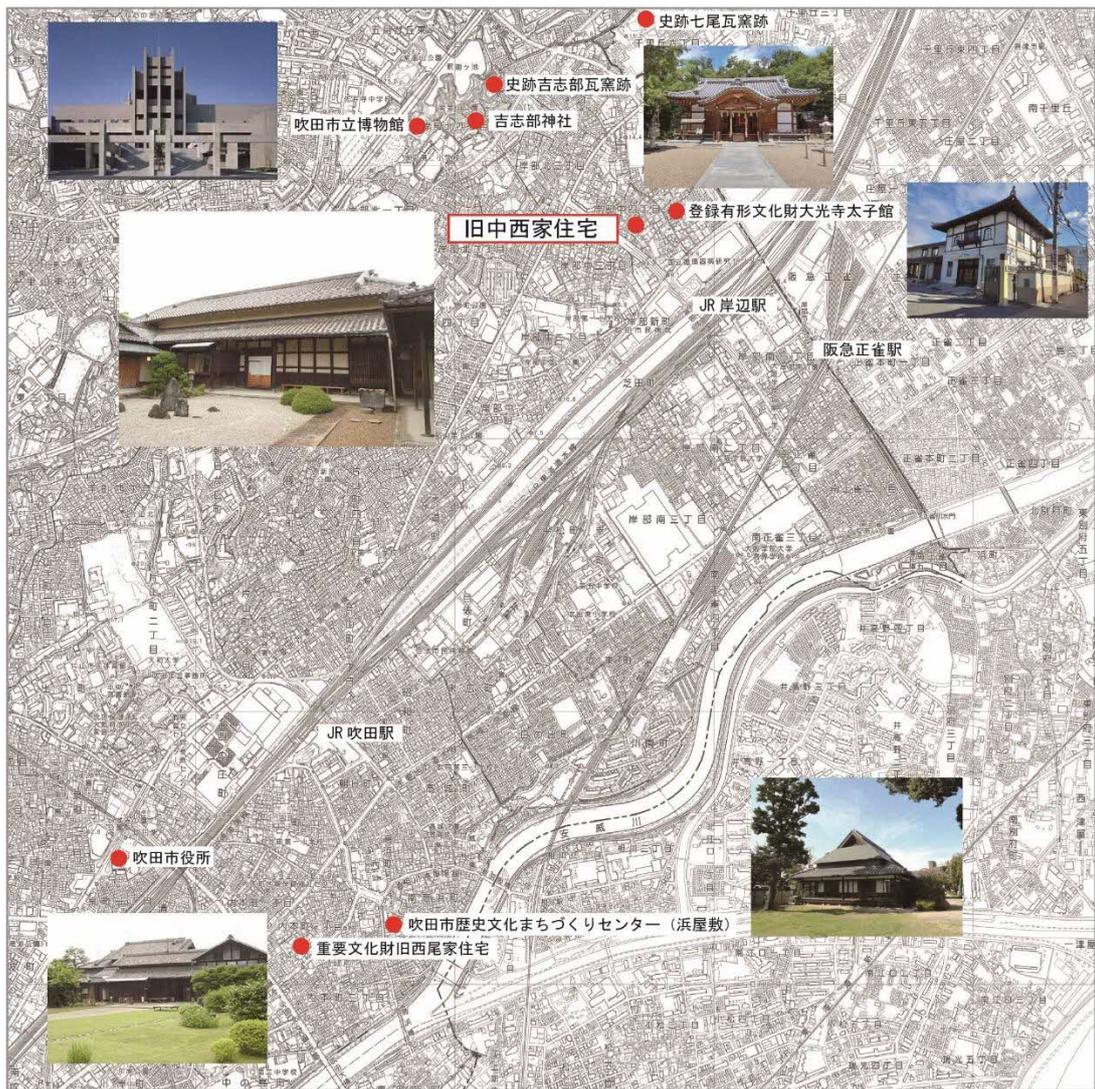


図 1-3-2-2 吹田市の文化財等位置図

旧中西家住宅のある岸部中 4 丁目は江戸期には摂津国島下郡吉志部郷五カ村の一つであった東村で（他の四カ村は小路村・七尾村・南村・吉志部村）、田地を挟んで百メートルほど西には旧小路村集落が広がっていた（図 1-3-2-3）。

東村は中世末か近世初頭頃の成立と考えられるが、記録では慶長 10 年(1605)の摂津国絵図が最初で、寛文 9 年(1669)以後は明治初期にいたるまで淀藩領であった。淀藩は、元和 9 年(1623)に京都を防備するために立藩された藩で、代々の藩主は譜代大名が勤め、享保 8 年(1723)から明治の廃藩置県まで稲葉家が藩主を勤めた。淀城は伏見にあったが、所領は山城のほか、近江、河内、和泉、摂津、常陸、上野、下総に分散し、財政は苦しかったという。

中西家は天保 12 年(1841)頃から明治維新まで淀藩の下で近隣 14 村を統括する大庄屋を勤めた。

(現吹田市) 岸部一南村、東村、七尾村、小路村
山田一上村、中村、下村、小川村、別所村
佐井寺村
片山村
下新田村
(現豊中市) 上新田村
(現摂津市) 正音寺村

安政 7 年(1860)の「嶋下郡大字東村各持分別屋敷割図」(図 1-3-2-4、図 1-3-2-5)によると、東村の屋敷地 118 のうち屋敷持は 28 人にすぎず、借地（あるいは借家）が 75.4%を占めている。その中で中西家の屋敷地は最大の面積を占めており、中西家が所有する「中西持」とある屋敷地は 40 を数え、全屋敷地数の 33 パーセントを占めていたことがわかる。

旧中西家住宅は東村集落の西端に位置するが、この付近の集落景観は近世以来昭和 30 年代頃までほとんど変わることなく残っていた（図 1-3-2-6）。現在では周辺の宅地開発が進行し、旧村落の景観は大きく変わりつつある。旧集落の南端部分が旧国鉄（JR）によって、西端部分が新設道路に欠き取られ、また周辺の田畑も宅地化されているが、現在の地図を安政 7 年(1860)の屋敷割図と比較すると、旧集落内の街路及び屋敷地割の多くが残されていることが分かる（図 1-3-2-7、写真 1-3-2-1、1-3-2-2）。



写真 1-3-2-1、1-3-2-2 旧集落の街路の様子

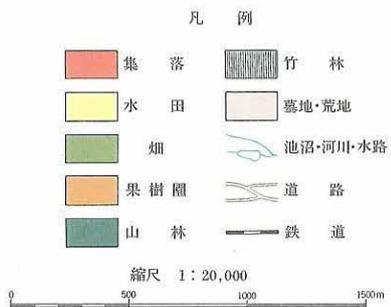
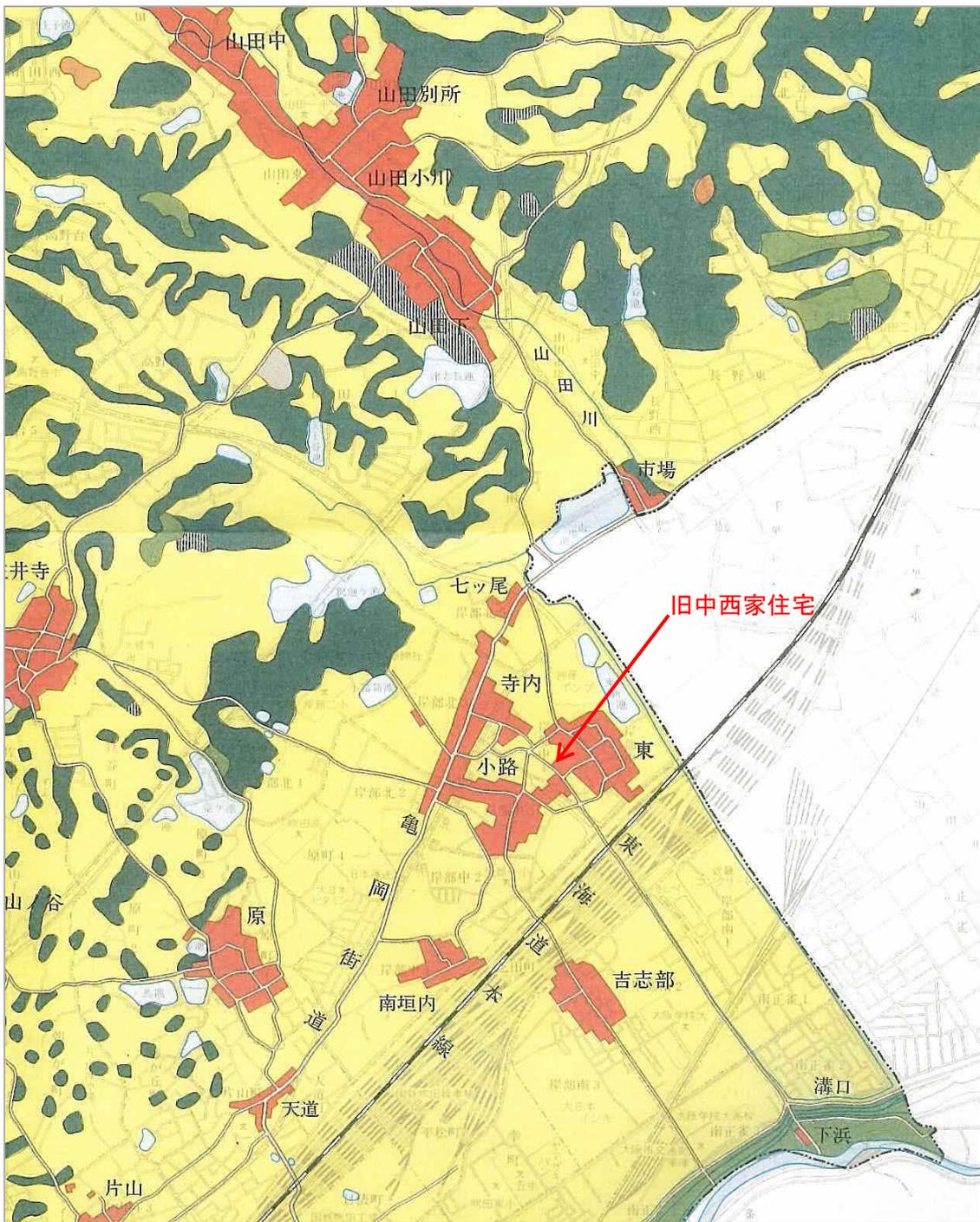


图 1-3-2-3 「吹田市土地利用図」—明治末期— (『吹田市史』より転載)



図 1-3-2-4 安政七年「嶋下郡大字東村各持分別屋敷割図」

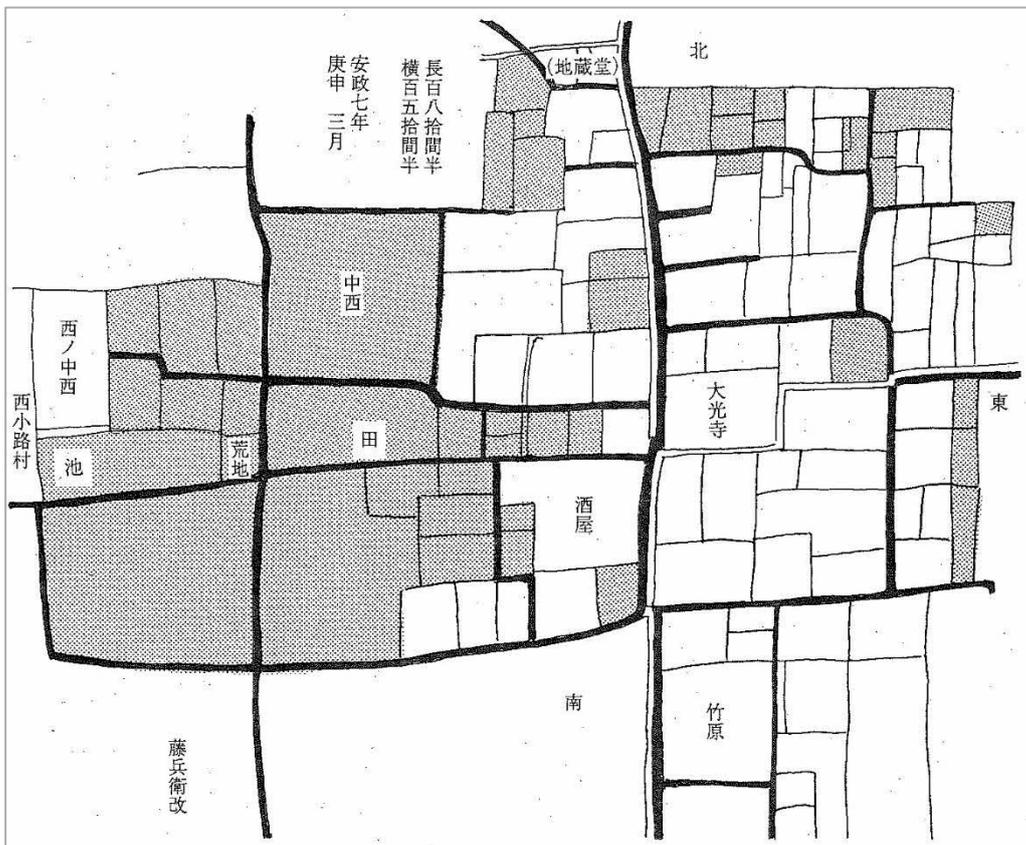


図 1-3-2-5 東村の中西家敷地分布図 (『中西家住宅調査報告書』より転載)
※着色部分は中西家の所有地

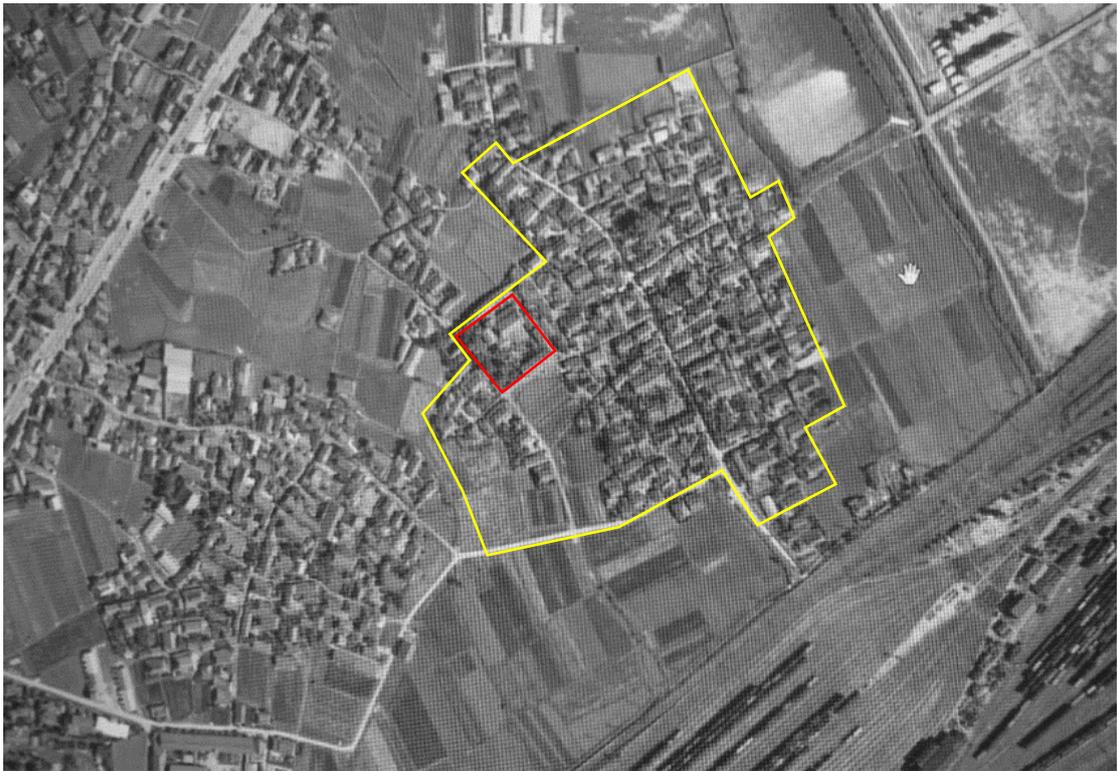


図 1-3-2-6 昭和 36 年 5 月撮影航空写真（国土地理院）



図 1-3-2-7 現在の東村位置図（Googlemap2023 より転載）

※黄囲み部分は旧東村の推定範囲、赤囲み部分は旧中西家住宅の位置を指す

イ. 中西家の由緒と沿革

1) 由緒・沿革

中西家は武家の出と伝えられるが、現在地に住み始めた時期については詳らかでない。近江より移住し、当地に屋敷地を拝領したと考えられている。四代目治右衛門の元禄 5 年(1692)には年寄、六代目八兵衛の享保 3 年(1718)頃には肝煎を勤めている。東村では宝暦(1751~1764)頃から天保期(1831~45)にかけての 80 年ほどの間に階層の大きな変動があり、八代目八兵衛の寛政 7 年(1795)には庄屋を勤めている。そして九代目八兵衛の天保 12 年(1841)頃に大庄屋となった。なお、この頃の島下郡内の淀藩領では大庄屋は 3 人制であったようである。庄屋、大庄屋等の行政制度は明治維新まで存続し、中西家は制度廃止まで大庄屋を勤めた。

旧中西家住宅の建物の建築年代は、主屋上棟時の木槌の墨書「文政 9 年」の銘、また、主屋瓦に文政 9 年のヘラ書きが認められることから、主屋の建立年代が文政 9 年(1826)と特定されている。この年は庄屋役を勤めるようになった時期から 30 年余りに当たり、大庄屋となる時期を間近に控えていた頃であった。(表 1-3-2-1)

2) 中西家と「どんじ祭り」

吉志部郷の大庄屋を勤めた中西家は、地域の催事にも大きな役割を果たしていた。

吹田市岸部北 4 丁目にある吉志部神社は、吉志部郷の鎮主社として古くから大切にされてきた。毎年秋には岸部の小路、東、南地区で「どんじ祭り」が行われ、その年に取れた新しい餅米を握り固めて丸く盛った「どんじ」と呼ばれる神饌を供える。毎年祭りに際して当番を決め、前日に当番の家に幟を立てお供え物を祀り、祭りの当日には当番の家から神社に向けてお供え物が運ばれる。中西家では東地区の当番を務め、離れ座敷には「どんじ」が祀られていた。(写真 1-3-2-3)

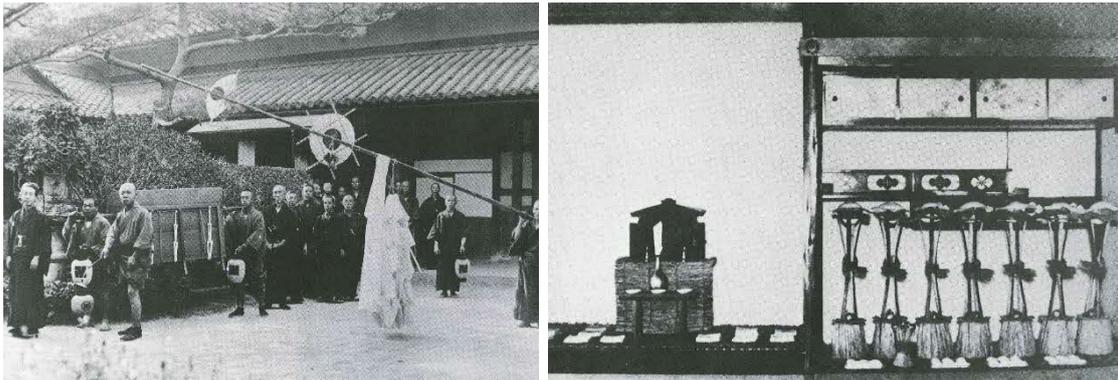


写真 1-3-2-3 (左) どんじ祭りの日中西家を出発する行列、(右) 離れ座敷に飾られた「どんじ」
(吹田市所蔵写真)

3) 文人墨客との関わり

中西家は数多くの文人墨客と交流があり、その遺品が残されているが、交流が特に盛んであったのは九代目及び十代目の八兵衛の頃と伝えられている。江戸時代後期の儒学者・漢詩人であった廣瀬旭莊（1807～1863）が嘉永5年（1852）に当家を訪れ、自著『日間瑣事備志』で「其宅華麗、殆類侯居（華麗で、諸侯が住まう家のような）」と当屋敷の華麗さを讃えている。また、天保12年（1841）に70歳にして江戸幕府直轄の学問所・昌平黌の教官となった佐藤一斎と当時の中西家当主が交流を持っていたことを示す書も残されている。

中西家当主は、江戸時代に文化人の間で大いに流行した煎茶の趣味を持ち、江戸期における煎茶道の祖である売茶翁を顕彰していたという。このため中西家には多くの煎茶道具や頼山陽自筆の「涉成園記」の稿書が伝わっている。玄関棟の六畳間は、元は煎茶席として使われていたという。園外の眺望や、四季の景物を楽しむ文人趣味が、茶席や庭園の構成にも表れているといえる。

4) 建物の変遷

家伝資料としては、天保5年（1834）、天保6年（1835）と続けて家相図がつくられており、後には、明治33年（1900）と、明治期と思われる時期に屋敷図がつくられている（図1-3-2-9～1-3-2-12）。これによると、旧中西家住宅の現在の建物配置は天保5年ごろにはほぼ完成していたことがわかる。北側の土蔵については、天保5年当時は主屋の北背後に土蔵が2棟建ち、西側の土蔵は主屋とつながっていたが、中西家所蔵文書によれば、明治42年（1909）に屋敷北境の高見に移築されるとともに、一続きの建物のように連結され、明治45年（1912）に西に増築がなされ、現在の配置となったとされている。

その後、中西家では貸家とするために主屋の北側や勘定部屋の東側に増築がなされたものの、主屋を中心とする屋敷構え、庭園を整備しながら大切に保存されてきた。

十三代の頃、昭和から平成に変わる時期に、傷んだ箇所を修理するとともに、文化的な交流ができれば快適に住み続けることができるように主屋や庭園を中心に大掛かりな整備がなされた。

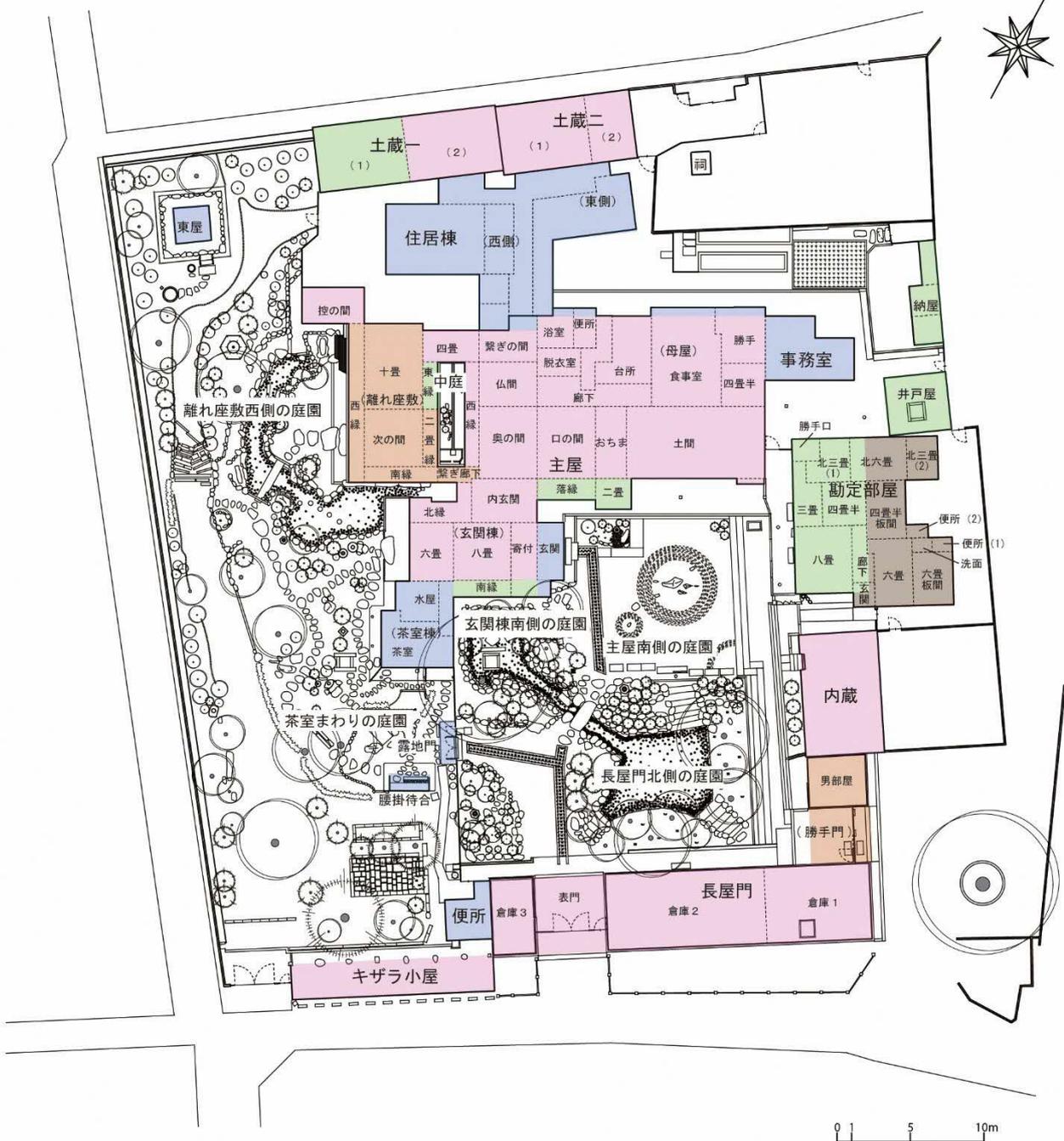
さらに、代々茶道に造詣が深かった中西家は、平成9年頃に西側の庭園に裏千家流の茶室や腰掛待合、東屋を建て、茶道の実践によって文化人との交流を深めた。

平成15年（2003）7月17日に文化財としての価値が認められ、主屋、長屋門、勘定部屋、内蔵、土蔵一、土蔵二が国の登録有形文化財に登録され、その後平成18年（2006）5月23日に井戸屋、納屋を加えた建物が吹田市指定有形文化財に指定された。

文化財を吹田市のために役立てたいという中西家のご厚志により、中西家住宅は平成19年（2007）1月22日に土蔵や住宅棟を除く大部分の敷地と建物が、家具や調度品とともに吹田市に寄贈された。

平成29年（2017）9月1日には、土蔵一、土蔵二、住宅棟、東屋などの建物と敷地（現在も中西家管理区域となっている北東隅の一部敷地を除く）及び美術工芸品、古文書類が吹田市に寄贈された。

庭園については平成25年（2013）8月1日に国の登録記念物（名勝地関係）に登録された。（表1-3-2-1、1-3-2-2）



【凡例】

- 文政9年(1826)以前
- 文政9年(1826)・江戸後期
- 江戸末期～明治期
- 昭和期
- 平成期以降

図 1-3-2-8 建物の建設年代 (推定を含む)

表 1-3-2-1 中西家の沿革（創立～明治期）

年号 (西暦)	中西家の沿革	吉志部郷の動き	出典
	豊臣の家臣で名字帯刀を許された武家の出といい、近江国蒲生郡日野より移住し、吉志部郷東村に屋敷地を拝領と伝えられている。 初代持右衛門。		
天正14 (1586)	二代目庄右衛門誕生。 二代目の頃に帰農し当地に居住か。		
慶弔10 (1605)		摂津国絵図に東村初出。	
元和元 (1615)	初代持右衛門没。		
元和6 (1620)	三代目吉右衛門誕生。		
元和8 (1622)	8月15日 初代持右衛門の法名を宗句と改める。		
慶安4 (1651)	四代目治右衛門誕生。		
承応2 (1653)	二代目庄右衛門没。		
寛文9 (1669)		吉志部郷、淀藩領となる。	
延宝3 (1675)	三代目吉右衛門没。		
延宝5 (1677)	五代目八兵衛誕生。		
元禄5 (1692)	四代目治右衛門、吉志部郷他近隣14カ村の年寄を務める。		『石川主殿頭知行所寺社吟味帳』
元禄13 (1700)	四代目治右衛門没。		
宝永5 (1708)	五代目八兵衛没。		
宝永7 (1710)	六代目八兵衛誕生。		
享保3 (1718)	六代目八兵衛、吉志部郷他近隣14カ村の肝煎を務める。		『淀領吉志部郡東村明細帳控』
享保8 (1723)		稲葉家が淀藩藩主となる。以降	
享保10 (1726)	七代目八兵衛誕生。		
宝暦8 (1758)	八代目八兵衛誕生。		
安永5 (1775)	六代目八兵衛没。		
安永9 (1780)	九代目八兵衛誕生。		
寛政5 (1793)	七代目八兵衛没。		
寛政7 (1795)	八代目八兵衛、吉志部郷他近隣14カ村の庄屋を務める。		『岸部東村用水池新設につき差入一札』
文化8 (1810)	八代目八兵衛没。		
文化9 (1811)	十代目八兵衛誕生。		

年号 (西暦)	中西家の沿革	吉志部郷の動き	出典
文政6 (1823)	九代目八兵衛、庄屋を務める。		
文政9 (1826)	主屋建立。同時期に長屋門、内蔵、土蔵建設か。		
天保2 (1831)	九代目八兵衛、帯刀庄屋となる。		
天保3 (1832)	十代目八兵衛（藤作）、肝煎を務める。		
天保5 (1834)	中西家の家相図作成。		
天保6 (1835)	中西家の家相図作成。		
天保9 (1838)	九代目八兵衛、大庄屋並となる。十代目八兵衛（藤作）、庄屋となる。		『酒過造につき岸部東村平右衛門指上げ控』
天保11 (1840)	十代目八兵衛（藤作）、庄屋となる。		
天保12 (1841)	九代目八兵衛、大庄屋となる。		
天保13 (1842)	十代目八兵衛（藤作）、庄屋となる。		
弘化3 (1846)	九代目八兵衛、大庄屋となる。（大庄屋3人制）		
嘉永2 (1849)	十代目八兵衛（藤作）、帯刀庄屋となる。		
嘉永5 (1852)	九代目八兵衛、大庄屋となる。十代目八兵衛（藤作）、大庄屋並となる。		
	広瀬旭荘、中西家を訪問。自著『日間瑣事備志』に中西家住宅を「其宅華麗、殆類候居」と記す。		
嘉永8 (1855)	九代目八兵衛没。		
慶応元 (1865)	十一代目八平治誕生。		
明治2 (1869)	十代目八兵衛、大庄屋見習となる。		
明治3 (1870)	十代目八兵衛没。		
明治19 (1886)		歳寒堂山田家岸部東へ。	
明治25 (1892)	十二代目誕生。		
明治33 (1900)	十一代目八平治、中西家屋敷図作成。このころ主屋改造か。		
明治42 (1909)	土蔵を敷地北側の高みに移築。		『倉庫移轉并塀修繕諸費 明治四拾貳年五月』
明治45 (1912)	土蔵一を土蔵二の西側に増築。		『明治四拾五年参月拾八日上棟 土蔵新築諸事記載帳』

出典の記載がない項目は、中西家過去帳及び聞き取りによる

ウ. 施設の性格

旧中西家住宅は文政 9 年(1826)に中西家の居宅として建築され、近代以降も個人住宅として長年のあいだ使用されてきた。平成 19 年(2007)1 月 22 日に吹田市が中西家から寄贈を受け、同年 4 月から「旧中西家住宅(吹田吉志部文人墨客迎賓館)」として、一般に公開しながら旧中西家住宅や地域の伝統文化に係る調査・研究の場として活用するとともに、迎賓施設として賓客の接遇に利用している。江戸時代以来、淀藩の大庄屋として役割を果たし、文化人と交流を重ねてきた中西家の歴史と文化を伝承するとともに、それらを見学する人に理解し、体感してもらうことを目的としている。

エ. 主な修理・改造時期とその内容

母屋(主屋の東側居住部分)(図 1-3-2-12)

主屋上棟時の木槌の墨書「文政 9 年」の銘、また、主屋瓦に文政 9 年のへら書きが認められることから、建立年代は文政 9 年(1826)と特定されている。創建以後、主屋ではいくたびかの増改築が行われている。早くは天保 6 年(1835)頃に、台所土間に張り出した板間近くに設けられた竈の移設、口の間南の六畳間増設、蔵前部屋内部の変更などの改造が行われたことが天保 5 年(1834)家相図の朱による指示書きからわかる。

その後、明治期頃に種々の改造が行われている。表土間と旧台所土間との境に出入口があり、格子窓や板壁などの間仕切りがあったが、出入口位置の変更に伴って間仕切り装置の意匠を変えた。口の間東面の広舗(落ち間)南の二畳の増設、仏壇の正面側への移動など、時代に合わせた改造が行われた。その後十三代になって昭和から平成に変わる頃に、傷んだ箇所を修理するとともに、文化的な交流ができかつ快適に住み続けることができるように大掛かりな整備をされた。すなわち、主屋の元は土間であった部分の北側を食事室・台所として改造し、居室部の背面側に風呂・便所を整備し、二畳室や、母屋と奥座敷棟を北側でつなぐ四畳を数寄屋風に改造している。

離れ座敷(図 1-3-2-12)

離れ座敷には移築されたという伝承があり、柱には現状と無関係な仕口痕跡がみられる。母屋内に床、棚を備えた接客座敷がないことや、座敷の床・書院境柱部材が母屋に比べて古いこと、離れ座敷の柱通りが母屋の柱通りと食い違うことなどから、離れ座敷は母屋より古い建物である可能性がある。また、離れ座敷には江戸時代中期に活躍した絵師により描かれた襖絵が残るが、庄屋にしては過度に豪華な襖絵であること、襖に不自然な接合があり、現在の四面ではなく六面以上の面で構成されていたと考えられることから、より大きな部屋の襖として製作されていた可能性があり、移築されたという伝承は信憑性が高いといえる。

天保 5 年(1835)の家相図では現在と間取りが変わらないため、移築以降大きな改造は行われていない。

玄関棟(図 1-3-2-12)

天保 5 年(1834)に朱による指示書きがあり、天保 6 年(1835)に南側の土庇を付加している。また明治の家相図からは南縁を室内化していることがわかる。平成期には式台玄関を室内化している。

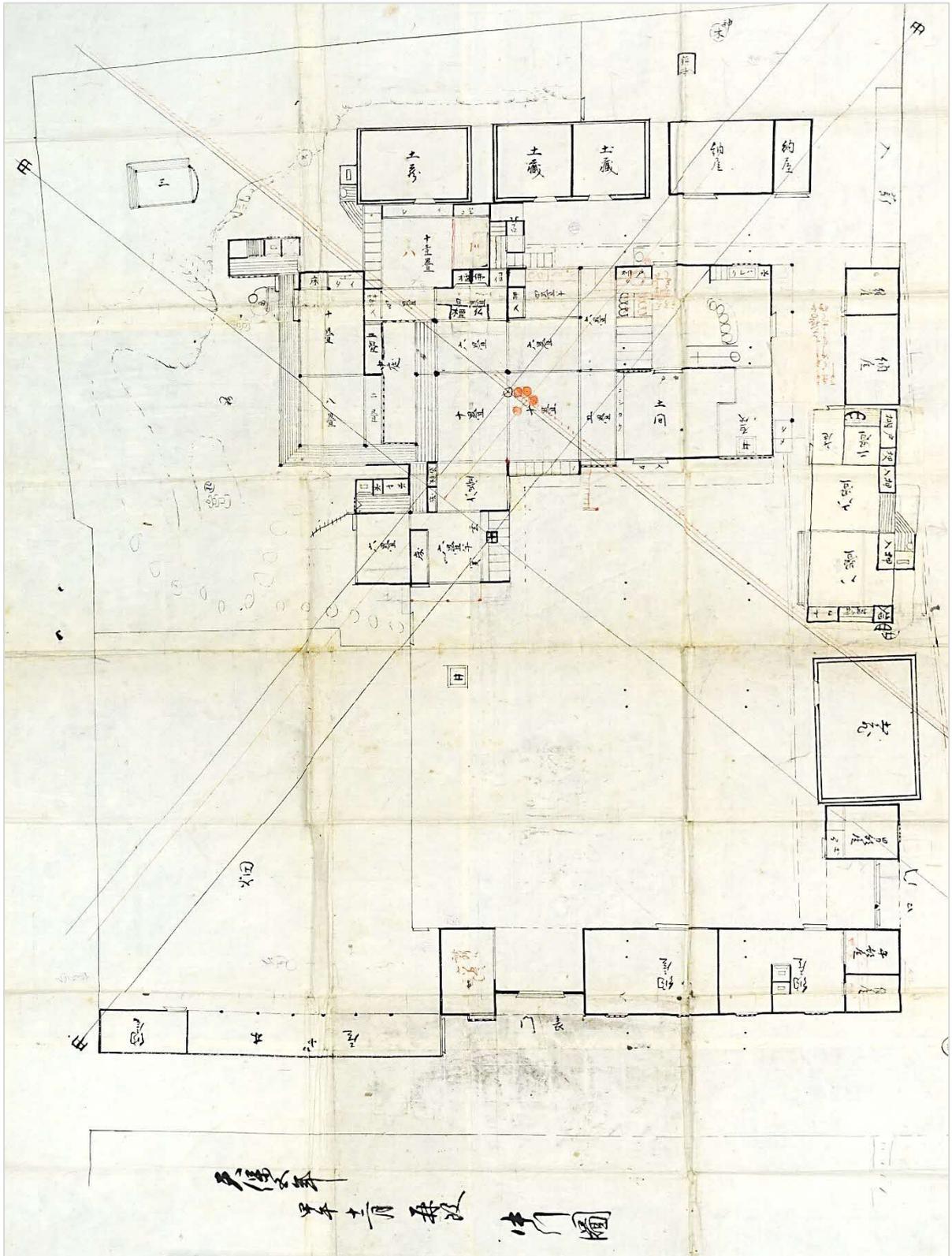


图 1-3-2-9 天保 5 年 (1835) 家相图

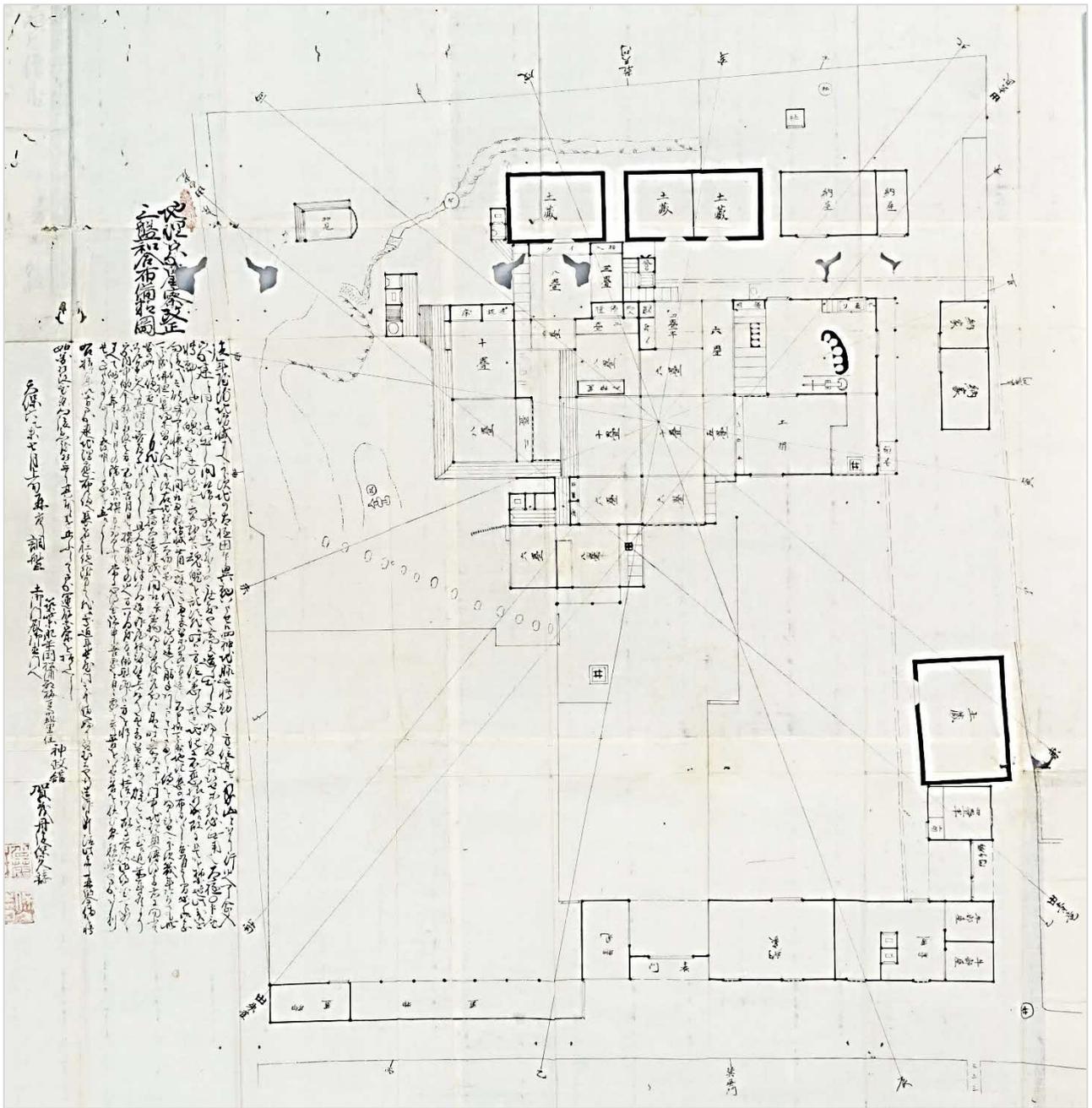


图 1-3-2-10 天保 6 年 (1836) 家相图

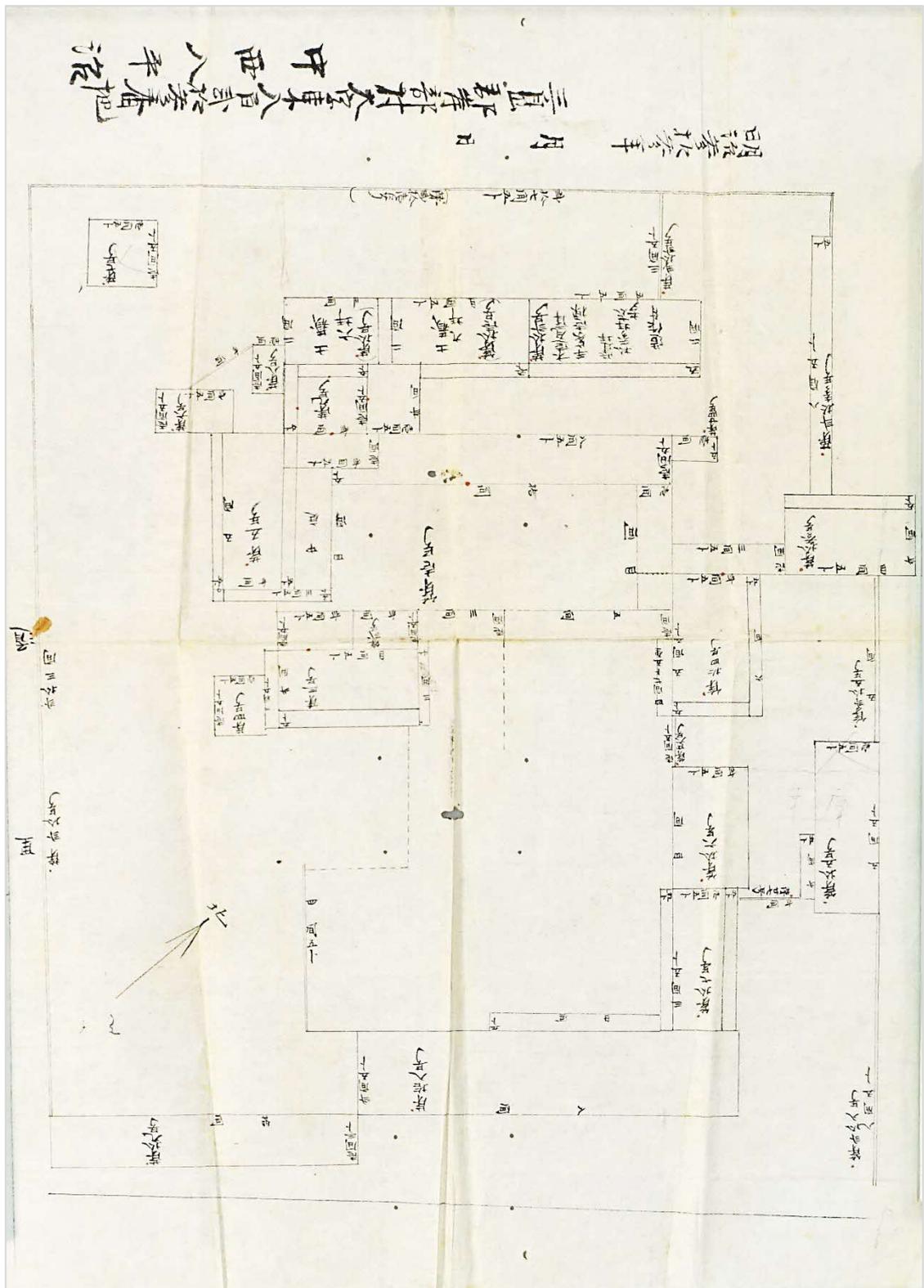


图 1-3-2-11 明治 33 年 (1900) 屋敷图

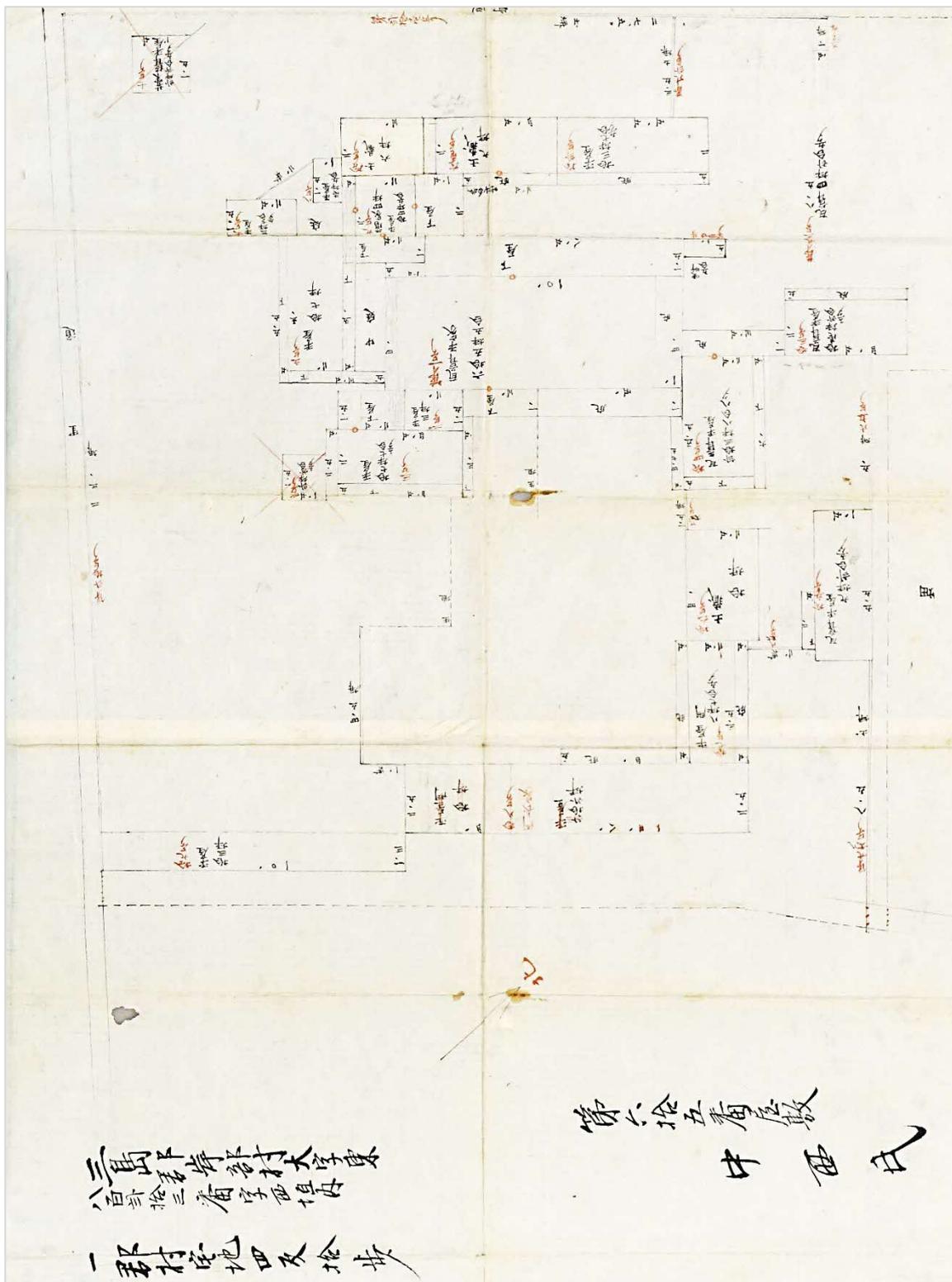


图 1-3-2-12 明治期屋敷图



図 1-3-2-13 母屋の変遷 (着色部は変更部分)

長屋門

長屋門は母屋と同時期頃に建てられたと考えられている。全体の規模は当初から変わっていないが、天保5年(1834)及び6年(1835)の家相図には東側の納屋の東端に二部屋に間仕切られた牛部屋があり、中央部に二部屋から成る厠があったが、現在はすべてなくなっている。現在は東側と西側の納屋は東端から3間半の位置で土壁により間仕切られているが、天保5年(1834)及び6年(1835)の家相図ではこの位置でなく、東から5間の位置で間仕切られていた。これらの改造がいつ行われたのかは明らかでない。

長屋門(勝手門)

勝手門は、元は長屋門の表門の前身建物で、表門の建て替えに際して勝手門として移築されたものと考えられ、文政9年(1826)の主屋再建以後天保5年(1834)までの間に建て替えなど整備を行ったと推測される。聞き取りによると、勝手門の北側に設けられた男部屋は、昭和の戦中期から戦後期にかけて貸部屋とするために改造されたとのことである。

内蔵

天保5年(1834)の家相図と形式、規模が同じであり、外壁がモルタル塗りに変えられているほかは大きな改造はされていないと考えられる。

勘定部屋

勘定部屋は、天保6年(1835)の家相図にはなく、天保5年(1834)の家相図に後世に張られた張紙に描かれている。聞き取りによると、昭和30年代頃に居住に供するように改造されたとのこと、南の八畳以外は間取りを変え、新建材を張って古い材料を見えなくし、東側に居室と便所・食事室などを増築しているが、古い構造材が残っている西側5間半×2.5間は張紙に描かれている規模と合致する。また、外壁の土壁下地は長屋門と同じ葦の小舞であることから、この部分は天保5年(1834)からそれほど時代を下らない時期に建設された建物が残されていると推定される。

キザラ小屋

天保5年(1834)の家相図と形式、規模が同じであり大きな改造はされていないと考えられる。

土蔵一・二

天保5年(1834)の家相図では土蔵が2棟描かれており、西側の土蔵が主屋に接続していた。中西家所蔵文書『倉庫移轉并塀修繕諸費 明治四拾貳年五月』、『明治四拾五年参月拾八日上棟 土蔵新築諸事記載帳』によれば、明治42年(1909)に屋敷北境の高見に移して2棟を一続きの建物のように連結し、明治45年(1912)に西に増築がなされたとする。昭和63年(1988)には土蔵二の内部を居室として改造している。

井戸屋

天保5年(1834)及び天保6年(1835)の家相図には勘定部屋の北側に「納屋」が描かれるが、位置、規模ともに現状の井戸屋と異なるので、その後建て替わっていると推定される。明治33年(1900)の屋敷図には現在の勘定部屋の位置に建物が描かれるが、規模が現状建物より大きい。規模が縮小されている可能性があるが、詳細は不明である。

納屋

明治33年(1900)の屋敷図には桁行8間半、梁間半間で描かれるが、現在の納屋は桁行3間半、梁間1間で、構造規模が異なる。北側の屋根のケラバを見ると、桁や屋根下地の小舞が切断された跡があり、当時は建物が北に延びていたと考えられる。また、西面に増築の跡がみられることから、明治期の建物から増築・減築されたと考えられる。

表 1-3-2-2 建物の修理・改造時期

年号 (西暦)	建物の変遷	備考
昭和 戦中戦後	貸家とするために勘定部屋を増築。勝手門男部屋を改造。主屋と土蔵の間に住宅棟建築。	
昭和59 (1984)	主屋台所、食事室、洋室（現勝手）、和室四畳半、浴室、便所を改造。	
昭和63 (1988)	土蔵二改装。住宅棟（東側）新築。台所一部増築・改装。主屋庇葺替。	
平成3 (1991)	主屋土間改装。	
平成4 (1992)	住宅棟解体。事務室増築。	
平成5 (1993)	（主屋北面）屋根葺替。	
平成7～ (1995)	住居棟（西側）新築。	
平成7以降 (1995)	主屋食事室改装。洋室（現勝手）改装・一部増築。	
平成9～ (1997)	茶室・水屋新築。	
平成10～ (1998)	玄関・待合・露地門新築。北縁・内玄関（天井張替）改装。手洗便所新築。主屋二畳改装。離れ座敷控の間改装。	
平成10以降 (1998)	主屋四畳改装。	
平成11 (1999)	キザラ小屋屋根葺替。	
平成12 (2000)	土蔵一、二屋根葺替。	
平成14頃 (2002)	東屋（四阿）新築。	
平成15 (2003)	7月17日 主屋他7棟が国登録有形文化財に登録される。	
平成18 (2007)	5月23日 主屋他7棟及び井戸屋、納屋が吹田市指定有形文化財に指定される。	
平成19 (2008)	1月22日 土蔵や住居棟を除く大部分の敷地と建物が、家具や調度品とともに吹田市に寄贈される。 4月 「旧中西家住宅（吹田市吉志部文人墨客迎賓館）」として一般公開開始。	
平成25 (2013)	8月1日 庭園が国登録記念物（名勝地関係）に登録される。	
平成29 (2017)	9月1日 土蔵一、土蔵二、住居棟、東屋などの建物と敷地（一部を除く）及び美術工芸品、古文書類が吹田市に寄贈される。	

出典：工事関係書類及び中西氏への聞き取りによる

(5) 旧中西家住宅の文化財的価値

旧中西家住宅の文化財的価値として、以下の点が挙げられる。

- ・江戸時代の大庄屋の屋敷構えがまとまって残されていること
- ・玄関棟、離れ座敷など、大庄屋としての格を表す建物群が残されていること
- ・建物と庭園が一体となって優れた風致を形成していること
- ・江戸時代の文人趣味を継承する庭園構成
- ・掘り込み状の庭園に見られる特異な作庭手法

以下に、建物、庭園における文化財的価値を詳細に説明する。

ア. 建造物の文化財的価値

屋敷地は、江戸後期において旧吉志部郷東村の中で最大であった敷地を今日まで残している。南正面に長大な長屋門を構え、その西側に桁行に長いキザラ小屋を連続させる。東面は南から勝手門、内蔵(米蔵)、勘定部屋を連ね、西面は掛塀、北面は土塀で囲んで敷地を区画している。

主屋は中央北寄りに建ち、手前の庭は長屋門西端から北へ延びる塀によって東西に二分され、東半には地面を掘り窪めた特異な形式の庭園が設けられ、西側は近年に建てられた茶室、腰掛待合、東屋(四阿)などを配した近代的な庭園になっている。

主屋(母屋)は文政9年(1826)に建てられた重厚な外観の建築で、入母屋造の屋根は、東西とも棟を一段下げて二重破風とする「八棟造り」にすることによって高い格式を表している。棧瓦に文政9年(1826)の銘があって、当初から棧瓦葺であったことが知られることも特筆すべき点である。間取りを復原すると、右手6間が土間、左手4間半が居室で、土間は前後に二分して前半を表土間、後半を竈屋の台所土間とし、居室は左右2列に前後3室を配した六間取となる。

土間部分の背面側(元の台所土間)と居室部分の背面側は現代生活に合うように大きく改造されていて昔の面影はないが、極力柱や梁などの構造物を残すなどの配慮がなされている。当家には天保5年(1834)と天保6年(1835)の家相図(図1-3-2-9、図1-3-2-10)が残されていて、改造箇所の当初の形を知ることができる。

母屋(主屋の東側居住部分)の構造的特徴として次のような点があげられる。

- ①通例では土間の中央に太い桁行梁(牛梁)が入って梁行の梁を受けるが、ここでは桁行の太い梁は二階の背面側通りに架けられていて、土間部分には細い梁しか用いずに大引天井を一面に張るという新しい傾向が見られる。
- ②農村住宅のつし二階建ての場合は、表の側柱通りの敷梁を柱頂部で受け、改めてつし部の土台を廻して側柱を立てるのが通例であるところを、町屋のようにツシ二階までの通し柱を採用している。
- ③居室と土間との境に胴差を用いる場合は、胴差を口の間側にも現すのが通例であるところを、胴差の口の間側を土壁で隠して釣り鴨居状に見せ、他の三面共に欄間を装置して口の間に座敷的な体裁を整えている。

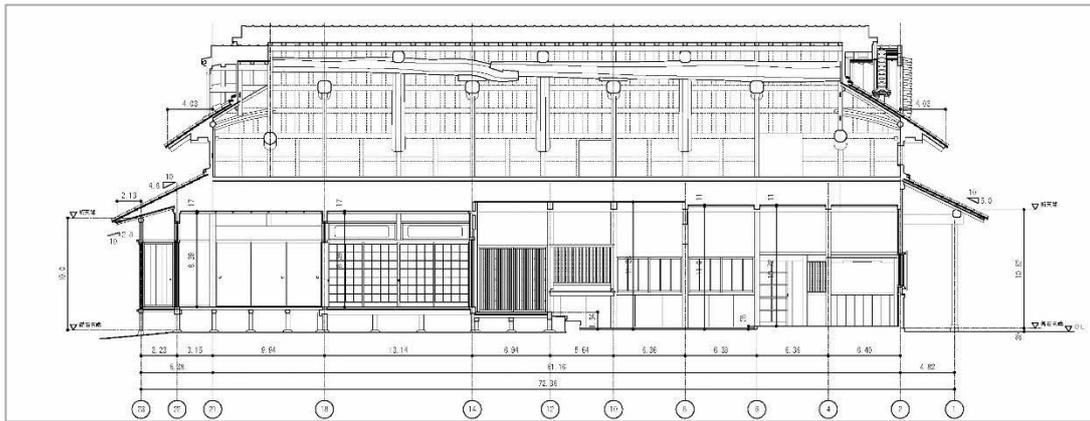


図 1-3-3-1 主屋（母屋）桁行断面図

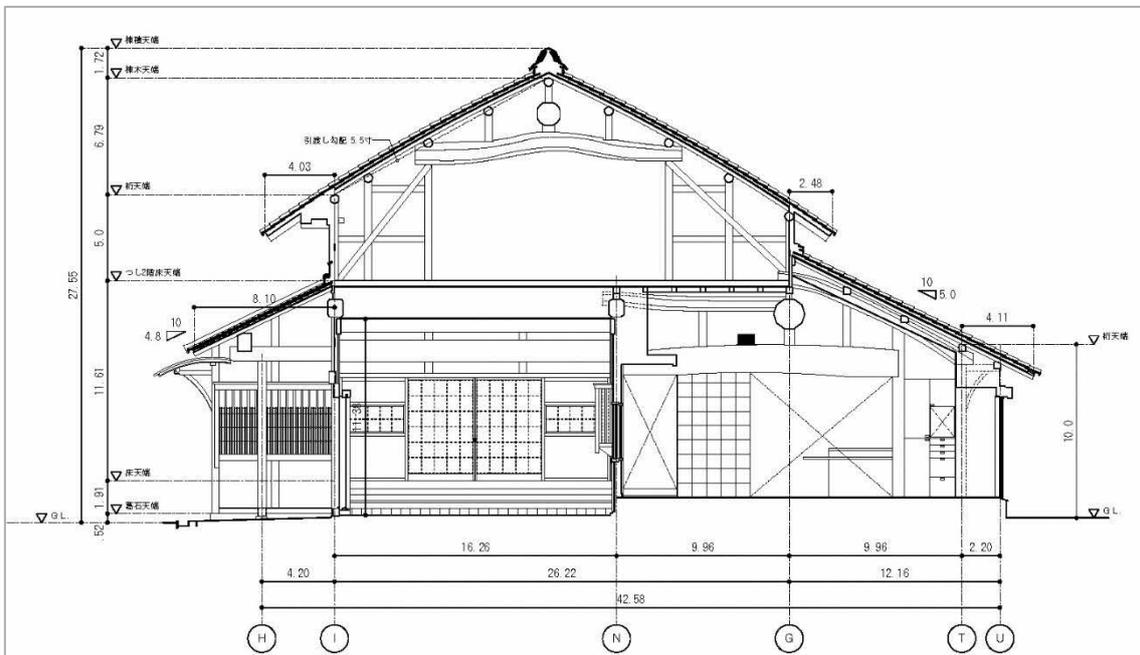


図 1-3-3-2 主屋（母屋）梁間断面図



写真 1-3-3-1、1-3-3-2 土間側から見た胴差（左）と口の間側から見た胴差（右）

母屋の南西に玄関棟が付属するのも当家の特徴の一つで、大庄屋としての役割を果たすために必要な構えであったと考えられる。母屋の奥の間と玄関棟をつないでいる内玄関は床と棚を配し、畳に炉が切られ、茶室としての役割を有した。天井も他の部屋と異なり、萩の小枝の簾（すだれ）天井とするなど数寄屋の扱いを見せている。

玄関式台の奥に八畳があるが、当初は間口 1.5 間の床を設けていたことが天保の絵図から分かり、その奥（西側）の六畳は柱が面皮で、床の構えの痕跡が残り、また北側の板間に水屋が設けられていたことが天保の絵図で知られるので、元は広間の茶室として用いられていたことが分かる。また八畳の南縁は板縁であったのを幕末から明治にかけての頃に室内化しているが、ここから掘り窪めた庭園を眺めると、二階から眺める深山幽谷の趣がある。

母屋の西方に八畳間 2 室からなる離れ座敷があるが、母屋よりも建築年代が古いと推定され、他所より移築されたと推定される。江戸中期に活躍した絵師による豪華な金地襖絵が多く残されていて、当時の中西家の格の高さを感じさせる。

母屋の南東に勘定部屋があり、西半は古く、江戸末期から明治初期頃の建設と推定される。南の八畳間は古いまま残り、北側は新建材が張られているが、構造材は建築当時のものと推定できる。

現在の勝手門は表門の前身建物の一部で、表門の建て替えに際して勝手門として移築されたものと考えられる。長屋門とキザラ小屋、内蔵は主屋と同時期頃の建築と推定されるが、よく保存されている。なおキザラ小屋は桁行が 7 間（13.79 尺）と桁行規模が大きいのが、堤防や水路の補修のための多量の木材等の置き場であったことによると推定される。

井戸屋と納屋は明治期の建築と推定され、一部改造は見られるものの、建築当初の形を残していると考えられる。

以上のように、建築年代が文政 9 年（1826）という江戸時代後期の特徴をもつ主屋建築をはじめとして、巨大な長屋門をはじめとする豪壮な大庄屋の居宅として付属建物を含めてほぼ同時期の建物がまともって保存されている点に高い価値が認められる。

主屋前庭に方形に地面を掘り窪めた庭園を設けるとい稀有な手法の庭園を有し、建物群と一体となってすぐれた風致を形成している点が屋敷全体の価値をさらに高めている。

イ. 庭園の文化財的価値

旧中西家住宅には、文政 9 年（1826）に建てられた主屋南側の石庭、長屋門（表門）北側から玄関棟南側にかけて作られた掘り込み状枯池の庭園（西園・東園）、母屋よりも建築年代が古いと推定される離れ座敷の西側の枯池の庭園、茶室まわりの露地など、およそ五か所に庭園が見られる。本章 3 項「文化財の概要」で述べたとおり、中西家の由緒は、寛政 7 年（1795）頃から淀藩領吉志部東村の庄屋を務めたことにはじまり、天保 2 年（1831）までには帯刀庄屋に、天保 9 年（1838）までには大庄屋並に、そして天保 12 年（1841）までには大庄屋の一人となったという。

屋敷や庭園の整備は、このような中西家の社会的地位の変化に伴って順次行われたものと捉えられる。その点は、家相図の天保 5 年（1834）・天保 6 年（1835）の屋敷図において、この時期に屋敷地整備が本格的に行われようとしたことを裏付けており、江戸時代において、庄屋もしくは大庄屋が滝石組や池を

伴う庭園を営むことについては、総合的な調査がなされていないものの、例えば西桂氏によると但馬の大庄屋細田家では宝暦年間ごろに涸滝石組をもつ園池が営まれていたなど、多くの事例がある。

中西家においては、遅くとも天保 5 年（1834）には離れ座敷（書院）に池泉形式の庭園が営まれていた。この庭園は、江戸時代中・末期における中西家の社会的地位を象徴する存在であったといえる。離れ座敷の書院庭園には、枯池の護岸石組みや飛石には御影石（六甲山産出花崗岩）が豊富に用いられ、架かる石橋には緑色片岩が用いられるなど、当時の中西家の財力をうかがわせる。

さらに中西家を語るうえで興味深い点は、煎茶の好みである。中西家には煎茶道具や頼山陽自筆の「渉成園記」の稿書が伝わっている。茶室も煎茶席であり、離れ座敷書院庭園は、書院からの座観に対応するだけでなく、天保 5 年（1834）段階から隣接する煎茶席や、敷地北西隅の高台にあった「物見」と一体的に構成されており、物見はるか紫金山を眺望し、四季の景物を楽しむ眺望座敷であった。中西家は、江戸期における煎茶道の祖である売茶翁を顕彰し、売茶流の煎茶道を好んでいたと伝える。園外の眺望や、四季の景物を楽しむ文人趣味が、茶席や庭園の構成にもあらわれていると考えられる。現在の茶室は平成 9 年（1997）の建立と新しく、このとき旧茶室周りの露地にも改修の手が加えられているが、江戸期以来の文人趣味を積極的に継承することで庭園の構成がより豊かなものへと発展している。

また、旧中西家住宅の庭園の最も大きな特徴は、西園・東園と呼ばれる深さ約 2m の掘り込み状の庭園の存在である。東園はほぼ方形の枯池であり、三方から石段で底面に降り立つことができる。西園は東園より規模が小さく、底面には降り井戸がみられる。掘り込みの斜面部にも御影石（六甲山産出の花崗岩）を主とする石積みがなされ、桜や躑躅などの植栽が美しい。この掘り込み状の庭園が、いつの作庭であるかについては決定的な史料を欠くが、古図や古写真などから明治 33 年（1900）以前のことであり、天保 5 年（1834）にさかのぼる可能性も否定できない。

中西家の由来については、十三代当主（大正 11 年（1922）生まれ）による聞き取りも残ることから、伝書の過程と史実の検証を行い、さらに詳細がつかめることが課題となっている。

旧中西家住宅の建物に展開する庭園は、平成 25 年（2013）1 月に旧中西氏庭園として登録記念物に登録された（対象の面積 2361.19 m²）。

登録記念物の特徴として、旧中西氏庭園は、築山を築くという一般的な手法ではなく、地面を掘り下げることによって深山幽谷の観を生み出し、地上と地底の双方からの鑑賞を企画した作庭は稀な例である。また、両園が位置する場所についても、主屋前庭に配するというのは民家としては稀な作庭例であり、以上のように稀な発想や造園技法によって作庭された独創的な庭園であるとして文化財的価値が評価されている。

4 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

中西氏から吹田市に寄贈された後の吹田市による建物・庭園の修繕履歴は下表の通りである。

表 1-4-1-1 旧中西家住宅修繕履歴（平成 24 年度以降）

実施年度	実施時期	修繕箇所	修繕内容
平成 24 年度 (2012)	8～9 月	主屋土間	照明器具インバーター基盤交換
	2 月	キザラ小屋	柱、梁修理
	2 月	内蔵	焼き板張替え
平成 25 年度 (2013)	4 月	勘定部屋	屋根谷樋取替
	11 月	主屋台所	照明器具インバーター基盤交換
	3 月	便所	扉錠補修
平成 26 年度 (2014)	7～8 月	納屋	屋根修繕
	3 月	庭園	白竹エアコン室外機隠し修繕
平成 27 年度 (2015)	8 月	主屋	照明灯具修繕
	10～11 月	庭園	竹垣修繕
	2 月	茶室周辺	飛石取替・据え直し
	2～3 月	玄関棟	照明器具修繕
	3 月	庭園	竹垣等修繕
平成 28 年度 (2016)	8～10 月	勘定部屋	屋根シート掛け
	12 月	主屋内便所	給排水設備修繕
	2～3 月	庭園	杉苔、井戸蓋、生垣、杭補修
平成 29 年度 (2017)	10～11 月		給排水設備修繕
	10～11 月	勘定部屋	屋根シート養生
	3 月	勘定部屋	窓修繕
平成 30 年度 (2018)	6 月	主屋	照明器具修繕
	6 月	主屋	屋根応急修繕
	7～11 月	長屋門	隅柱修繕
	9 月	長屋門、主屋、内蔵、土蔵	屋根のシート・ネット掛け、瓦処理、雨漏り処理
	9 月	勘定部屋	ブレーカー修繕
	9～2 月	主屋他	6/18 大阪北部地震の被害の復旧工事
	12 月	長屋門	外灯取替
	11～2 月	庭園	倒壊した灯籠の建て込み
	1～3 月	主屋他	9/14 台風 21 号の被害の復旧工事
	3 月	内蔵	屋根瓦葺き替え、野地板張替え
主屋		隅木の補修、破風の全面塗り直し	
長屋門		漆喰壁の補修	

令和元年度 (2019)	5月	井戸屋	給排水設備修繕
	6月	勘定部屋	サッシ修繕
	9月	主屋	ブレーカー修繕
	10～11月	主屋、玄関棟	雨漏り補修
	12月	主屋	ガス給湯器修繕
令和2年度 (2020)	4～6月	勘定部屋	屋根シート養生
	6～7月	木小屋横潜戸廻り	モルタル壁修繕
	8月	土蔵一、二	床下点検口新設
	12～1月	勘定部屋	床間落掛修復
令和3年度 (2021)	4～6月	長屋門	屋根雨漏り修繕
	10月	主屋	のし瓦落下防止処置
	11月	主屋	屋根瓦修繕
	11～12月	庭園	井戸蓋他改修
	12月	庭園	樹木植え替え
	2月	離れ座敷東	障子修繕
	2月	離れ座敷東	襖修繕
令和4年度 (2022)	7月～ 2023年2月	勘定部屋	屋根瓦葺き替え、野地板張替え
令和5年度 (2023)	11月	主屋、長屋門、勘定部屋、 内蔵	LEDによる照明器具取替

(2) 活用履歴

平成19年(2007)1月に敷地と建物が寄贈され、同年4月から一般公開を始めるにあたり、吹田市が中西氏から寄贈時の思いと今後の公開の在り方について聞き取りを行った。以下はその概要である。

- ・文化財として大切に保存管理していただくために寄贈を決意した。
- ・貴重な銘木や植栽を用いて練達の職人の技を随所に投入した建物や庭園であり、日本の伝統的な文化や修練された職人の技術などを学ぼうとする人や継承する人など、この建物や庭園の価値の分かる人たちに来て欲しい。
- ・伝統的な日本の文化を高めるなど、創造的な活動に利用して欲しい。
- ・勘定部屋や内蔵、長屋門を改修し、活動のスペースとして役立てて欲しい。
- ・これまで住居として使われてきた建物だが、365日不特定多数が見学に来ると、建物が傷む恐れがある。特定の曜日と予約公開を合わせたような形で公開して欲しい。

以上のような中西氏の想いを踏まえ、建物および庭園については、事前予約制により、水・土・日曜日の一日3回、定員を設けボランティアの案内により見学を行い、平成29年4月からは、火・木・金曜日は事前予約制により定員を設け、庭園のみの公開を行っている。また、4月、11月の各1週間は特別公開期間を設け、通常非公開としている奥座敷や茶室(外部からのみ)の公開、中西家の所蔵品の展示を行っている。

建物や庭園は、良い状態で維持していくことができるよう、職員を中心に毎日手入れを行っている。

5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

旧中西家住宅は昭和の終り頃から平成期にかけて傷んだ箇所を修理するとともに、快適に住み続けることができるように大掛かりな整備を行っている。壁面については古い構造体を残しつつ、新しい壁で内部または外部を覆うような改造がなされている箇所が多い。屋根面は再用瓦を利用しているものが多く、葺き乱れや欠損がみられる建物もある。特に井戸屋と納屋については瓦の欠損も多く、現在はシートや波板で覆って応急処置を施している状態であり、早急に対策を施す必要がある。

各建物は、平成 19 年度に不陸・傾斜調査を含めた破損状況調査を行い、令和 2 年度に目視による破損状況調査を行っているが、破損箇所について応急的に補修されているものの、根本的な修理工事は行われていない。

令和元年度に文化財建造物並びに茶室棟について限界耐力計算による耐震診断を実施したところ、主屋（母屋部分）、内蔵、キザラ小屋について耐震性能の目標値を下回り、主屋、勘定部屋、キザラ小屋について、耐震要素の分布状態に大きな偏在が見られる結果となった。文化財としての価値を損なわない方法で安全性を確保する補強を行う必要がある。

(2) 活用の現状と課題

現在は寄贈者である中西氏の意向を踏まえ、事前予約制により一部の建物や庭園を少人数でゆっくり見学してもらう形をとっている。今後は現在の公開方法を踏襲しつつも、茶室や長屋門など、活用・公開範囲の拡大を検討していく。また、活用・公開範囲の拡大による見学者数の増加に対応するため、客用便所の増設も検討する。さらに、案内ボランティアの高齢化による減少がみられるため、後継者の育成と、展示の工夫や音声ガイドの活用等ボランティアの負担減の方策を検討する必要がある。

6 計画の概要

(1) 計画区域

国登録記念物（名勝地関係）の登録範囲のとおりとする（図1-3-1-1）。なお、祠を中心とした中西家が管理する一部区域については、外部からの見学のみとし、立ち入り禁止とする。

(2) 計画の目的

旧中西家住宅は吹田市の歴史を知るために重要な施設である。旧中西家住宅が有する文化財としての価値を認識したうえで現状と課題を把握し、地域の歴史や江戸時代を中心とする生活文化を学ぶ場として保存と活用を円滑に進めるために必要な事項や課題に対する方針を明らかにする。そのうえで旧中西家住宅が将来にわたって適切に保存され、地域の財産として円滑な活用を図ることを目的とする。

(3) 基本方針

- ・寄贈者の意向を尊重しながら、可能な限りで公開活用の範囲を広げていく。
- ・地域の歴史を知るうえで重要な文化財を後世まで適切に保存・継承していく。
- ・旧中西家住宅の文化財的価値を明らかにし、来訪者が旧中西家住宅のもつ歴史的な意義について理解を深められるような活用を図る。
- ・吹田市の歴史や文化をよりよく伝える施設として活用を図る。
- ・地域の方々の協力のもと、旧中西家住宅が地域の誇りとして長く大切に維持していけるような活用を図る。

(4) 計画の概要

ア. 建物の保存管理計画

国登録有形文化財ならびに吹田市指定有形文化財である旧中西家住宅について、文化財的価値を踏まえ、建造物の部分・部位ごとの保護方針を示し、具体的な管理計画や修理計画を定める。また、庭園を含む敷地全体と、敷地内の文化財建造物以外の建造物・工作物について、保全方針を定める。

イ. 庭園の保存管理計画

旧中西家住宅の建造物と一体として景観的価値を構成する国登録記念物（名勝地関係）の旧中西氏庭園について、文化財的価値を踏まえ、区域区分ごとの保全方針や構成要素を示し、具体的な環境保全管理方法を定める。

ウ. 防災計画

文化財（建造物）の特性を踏まえ、人的災害、自然災害に対して旧中西家住宅が抱えるリスクを整理し、防火、防犯、耐風、耐震、その他災害の予防対策として防災計画を定める。

エ. 活用計画

旧中西家住宅の公開及び活用について方針を定める。あわせて、必要な施設整備について検討する。

第2章 建物の保存管理計画

1 保存管理の現状

建物の保存管理の現状については、各建物の破損調査と痕跡調査の結果をまとめた「旧中西家住宅（吹田市吉志部文人墨客迎賓館）建物破損調査報告書」（平成19年（2007）、財団法人京都伝統建築技術協会）及び「旧中西家住宅（吹田市吉志部文人墨客迎賓館）建物破損調査（令和3年（2021）、一般財団法人京都伝統建築技術協会）」に基づき、各建物の破損状況を目視にて確認したものをまとめた。

（1）保存状況

ア. 主屋（母屋）

母屋は文政9年（1826）の建設から幾度か増改築が行われてきた。また昭和末期から平成期にかけて傷んだ箇所を修理するとともに、快適に住み続けることができるように大掛かりな整備を行っている。

屋根は正面の南流れを除き新しい瓦に葺き替えられている。南流れについては大屋根の一部が安政9年当初の棧瓦葺、庇が本瓦葺で、葺き乱れなどはないが、今後定期的に瓦の状態を確認する必要がある。

軸部は全体に西側がより沈下し、北側に傾斜しており、母屋と離れ座敷の取り合い部分や母屋の一部に仕口のすきや壁のちりぎれなどがみられる。今のところ建物全体に大きな影響を及ぼすほどの不陸、傾斜ではないと思われるが、今後定期的に進行状況を確認する必要がある。

小屋組には今のところ破損は見られないが、屋根荷重により軒の垂下がみられる。なお、梁間方向には筋違いによる補強が行われている。



写真 2-1-1-1 改造された母屋の土間



写真 2-1-1-2 母屋小屋裏の筋違い

壁面は、北面外壁が増築され、新建材で改造されている。内部においては北側部分において新建材で覆われている室が多いが、増築部分を除き元の壁面はそのまま残されていると思われる。随時補修を行っていることもあり、全体的に概ね健全な状態で保たれている。

開口部は外部に面した建具の多くがアルミサッシに変更されている。内部の建具については一部建付の悪い箇所があるが、随時補修を行っていることもあり、概ね健全な状態が保たれている。外部の柱・腰板については雨水の跳ね返りにより足元に腐朽がみられる。



写真 2-1-1-3 増築された母屋北面



写真 2-1-1-4 腰板の腐朽

イ. 主屋（離れ座敷）

離れ座敷は移築されたと伝えられ、移築以降大きな改造は行われていないとみられる。

屋根は棧瓦葺で、下屋庇についてはスレート葺に取り替えられている。今のところ瓦に葺き乱れなどはみられないが、一部に破損や劣化が進んだ瓦で葺かれており、面戸漆喰の剥離もみられるため、今後定期的に瓦の状態を確認する必要がある。また、下屋のスレート葺は耐用年数に達している。

軸部は西側に沈下がみられ、西側と南側に傾斜がみられる。西側土台下にはレンガを敷き込み、地盤沈下の補正を行っている。

壁面は、北面と南面について、古い構造体を残しつつ、新しい壁で覆うような改造がなされている。内壁の土壁には雨漏り痕がみられるが、現在は進行していないと思われる。

開口部は外部に面した建具がアルミサッシに変更されている。



写真 2-1-1-5 土台下のレンガの敷き込み



写真 2-1-1-6 壁の雨染み

ウ. 主屋（玄関棟）

玄関棟は母屋と同時期に建てられたと考えられる。天保6年に南側の土庇を追加、明治期に南側の縁を室内化し、平成期に式台玄関の室内化及び北側の水屋を廊下に改造している。

屋根は東面及び西面の瓦が近年吹き替えられており、その他の部分は再用瓦が使用されている。今のところ葺き乱れなどはないが、再用瓦部分は今後定期的に瓦の状態を確認する必要がある。

軸部は南側に傾斜がみられるが、建物の構造に大きな影響はないと思われ、全体的に概ね健全な状態で保たれている。



写真 2-1-1-7 室内化された式台玄関



写真 2-1-1-8 室内化された南側縁

エ. 長屋門

長屋門は主屋と同時期の建物であると考えられ、建築当初の形をよく残している。

屋根は大屋根が本瓦葺、庇が棧瓦葺で、適宜部分的に補修が行われているが、瓦は耐用年数に達しており、全体的に葺き乱れがみられる。また、天井板には広範囲で雨漏りの跡がみられる。近年修繕が行われたため現在は進行していないと思われるが、母屋や垂木などが傷んでいる可能性がある。

軸部は全体に西側が大きく沈下しており、柱にはあらゆる方向への傾斜がみられる。また、西側の柱を中心に柱の腐朽・部材の痩せが進んでいる。北西隅の柱は根継されているが、継手が適切でないため元の柱とのずれが生じている。倉庫1、倉庫2の柱や梁、建具には白蟻の痕跡がみられ、構造材の劣化が進んでいる可能性が高い。

外壁は漆喰塗で一部に亀裂がみられる。また、倉庫1の内壁の足元は土壁が剥落し下地が露出している箇所が多く見受けられる。



写真 2-1-1-9 長屋門の柱の痩せ



写真 2-1-1-10 長屋門開口部まぐさの腐朽

オ. 長屋門（勝手門）

勝手門は長屋門の表門の前身建物で、表門の建て替えに際して勝手門として移築されたものと考えられる。北側に設けられた男部屋は、昭和の戦中期から戦後期にかけて貸部屋とするために開口部や壁の位置を変え、西面窓に手すりが設けられている。

屋根瓦や小屋組等は近年修繕されており、状態は良いが、男部屋の床組や床廻りの造作材、壁の一部に破損がみられる。



写真 2-1-1-11 男部屋（西面）



写真 2-1-1-12 男部屋床廻り造作材の破損

カ. 勘定部屋

勘定部屋は、天保6年(1835)の家相図にはなく、天保5年(1834)の家相図に後世に張られた張紙に描かれた規模や南の八畳の間取りが現在の建物の西側部分と一致する。昭和の戦中、戦後期に居住に供するように、南の八畳以外は間取りを変え、新建材を張って古い材料を見えなくし、東側に居室と便所・食事室などを増築している。

屋根は、西側は入母屋造の瓦葺、東側の増築部分は鉄板葺で、東側は鉄板の劣化による雨漏れがひどく、天井板が破れてしまっている状態である。西側、東側とも近年葺き替えを行ったが、部材の劣化が進んでいる可能性が高い。

軸部は全体に南が沈下し、東側と南側に傾斜している。地盤の沈下及び東側増築時に八畳の南東隅の柱が取り除かれたことが要因になっていると思われ、八畳の鴨居が外れかけている。



写真 2-1-1-13 勘定部屋増築部の天井



写真 2-1-1-14 八畳鴨居の外れ

キ. 内蔵

内蔵は、天保6年の家相図と形式、規模が同じで、建築当初から大きな改造はされていないと思われる。

屋根は大屋根が本瓦葺、庇が棧瓦葺である。大屋根の瓦の一部には破損や葺き乱れがみられ、葺替時期が来ていると思われる。

外壁は土壁の上からモルタルが塗られており、目視では破損状況は確認できないが、壁面に一部亀裂や雨染みがみられるため、土壁の劣化や構造材の腐朽に注意する必要がある。また、床組に蟻道が確認されており、今後詳細な調査が必要である。



写真 2-1-1-15 内蔵の屋根



写真 2-1-1-16 内蔵壁の雨染み、亀裂

ク. 土蔵一・二

元は土蔵一の東側と土蔵二が主屋に接続していたが、明治42年(1909)に屋敷北境の高みに移され、一続きの建物のように連結され、明治45年(1912)に土蔵一の西側に増築がなされた。昭和63年には住居棟(東側)の新築に合わせ、土蔵二の内部を居室として改造している。

本瓦葺の屋根は平成12年に葺き替えを行っているが、元の瓦を再利用している丸瓦の部分にやや葺き乱れがみられるため、今後定期的に瓦の状態を確認する必要がある。



写真 2-1-1-17 土蔵二の内部



写真 2-1-1-18 土蔵一の本瓦葺部分

ケ. キザラ小屋

キザラ小屋は母屋と同時期に建築されたと思われる、天保6年の家相図と形式、規模が同じであることから、大きな改造はされていないと考えられる。

建物自体は近年屋根瓦の葺替や傷んだ柱の取替、壁の塗替補修が行われており、足元にやや傷みがみられるものの、特に目立った破損はない。



写真 2-1-1-19 キザラ小屋の柱の足元の腐朽



写真 2-1-1-20 キザラ小屋の柱（取替材）

コ. 井戸屋

明治33年の屋敷図には、規模が現状建物より大きいのが、現在の勘定部屋の位置に建物が描かれており、明治期には建てられていたものと思われる。

屋根面は現在シートで応急措置が施されている状態であり、詳細は確認できないが、瓦の葺き乱れや欠損、雨漏れがあるとみられる。また、雨染みが壁や桁に存在しており、壁の下地まで腐朽していることが想像される。軸組は建物の内側へ傾斜傾向があり、詳細な調査をしたうえで建て直しを含めた根本的な修理計画を立てる必要がある。



写真 2-1-1-21 井戸屋の屋根の現状



写真 2-1-1-22 雨漏れによる壁・梁の雨染み

サ. 納屋

明治33年の屋敷図の規模と比較すると、桁行方向を切り縮め、南側を梁間方向に増築しているとみられるが、増築の時期は不明である。屋根面は瓦の欠損、葺き乱れがひどく、現在は波板で屋根を覆って応急措置を施している状態である。また、野地板の腐朽、垂木の折損、土壁の剥落がみられ、屋根の状態の悪さが建物全体の破損につながっていることから、詳細な調査をしたうえで根本的な修理計画を立てる必要がある。



写真 2-1-1-23 納屋の屋根の現状



写真 2-1-1-24 納屋の増築部分

(2) 管理状況

管理の主体は所有者である吹田市で、吹田市教育委員会地域教育部文化財保護課が担当部局として管理を行っている。日常的な建造物の管理及び来訪者の対応等は、旧中西家住宅の施設職員が行っている。

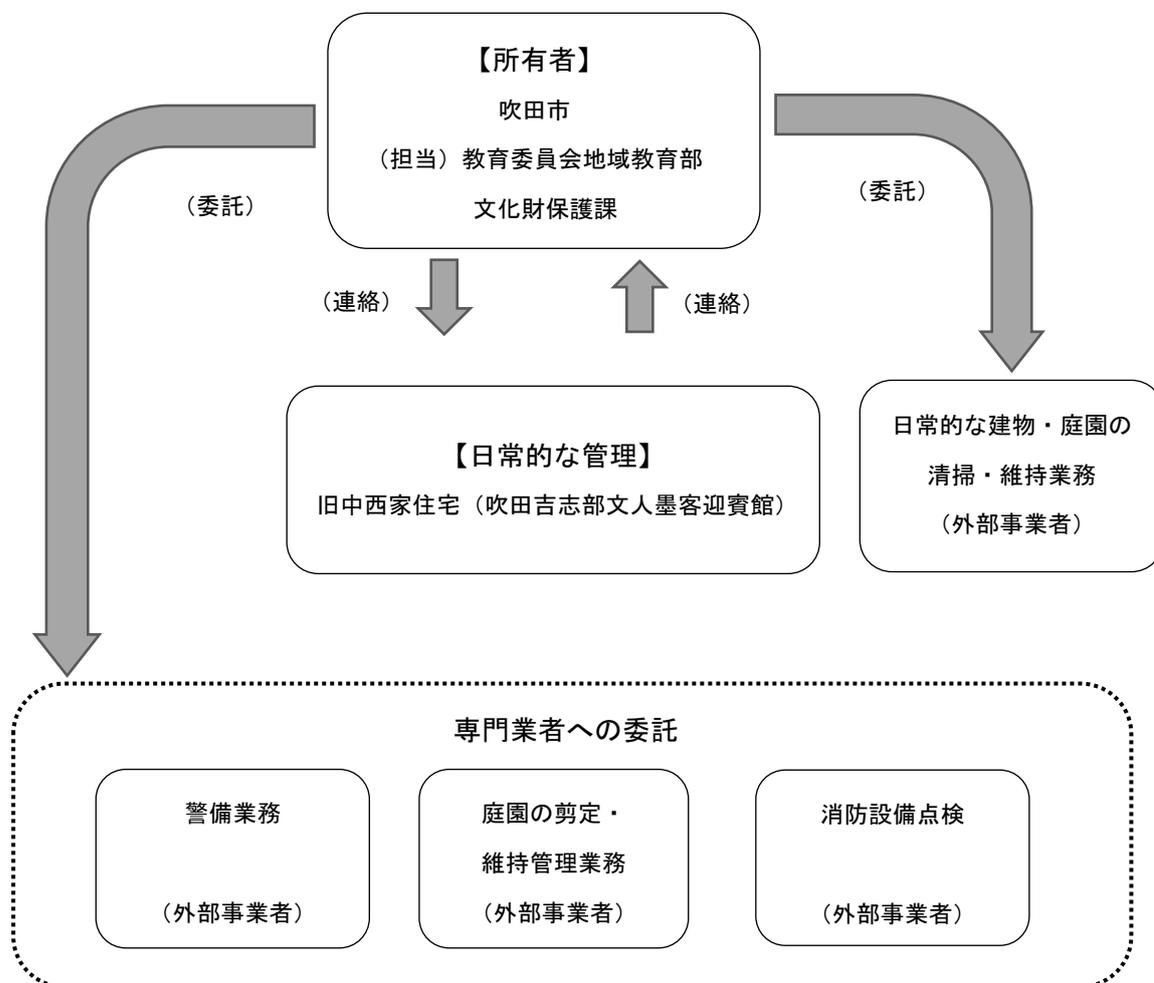


図 2-1-2-1 旧中西家住宅の管理体制

2 保護の方針

(1) 保存管理の基本方針

旧中西家住宅は、建築年代が文政9年(1826)という江戸時代後期の特徴をもつ主屋建築をはじめとした豪壮大庄屋の居宅として付属建物を含めてほぼ同時期の建物がまとまって保存されている点に高い価値が認められる。主屋はその後明治期頃までに種々の改造が行われており、昭和末期ごろから平成期に、傷んだ箇所を修理するとともに、文化的な交流ができかつ快適に住み続けることができるように大掛かりな整備がなされている。

本計画では、国登録有形文化財並びに吹田市指定有形文化財に登録・指定されている建物について、旧中西家住宅の明治期の改造時点の姿を基準として文化財的価値を整理し、以下の通り建物の部分及び部位の保護の方針を定める。

(2) 部分及び部位の設定と保護の方針

旧中西家住宅について、保護に関する基準を次の通り設定し、保護の方針を定める。

ア. 部分の設定と保護方針

建造物を①屋根・壁面外観(各面ごと)、②各部屋を単位として、以下の標準区分に準じて「部分」を設定し、形式、意匠、技術について保護の方針を定める。

1) 保存部分

文化財としての本質的な価値を守るために厳密な保存が要求される部分、主として後述する部位の基準1、2に該当する部位により構成される部分。

また、文化財としての価値を向上させるための修理や復原により改変が要求される部分で、主として後述する部位の基準2、3(旧中西家住宅は基準4もあり)に該当する部位により構成される部分。

①屋根、壁外観の部分の保護の方針

【保存部分A】

明治期までの間に確立された屋根及び壁面で、当初と同じ材料、意匠が残されていると推定できる部分。

【保存部分B】

明治期までの間に確立された屋根及び壁面で、当初と同じ材料、意匠が残されていると推定できるが、新たな開口部が設けられたり、当初と開口部の位置が異なる部分。

②部屋の部分の保護の方針

【保存部分 A】

明治期までの間に確立された躯体により構成される部分で、当初の間取りを留めていると推測できる部分。

- ・母屋（おちま、口の間、奥の間、仏間、二畳、落縁、西縁、繋ぎ廊下）
- ・離れ座敷（十畳、次の間、東縁、二畳縁、南縁、西縁）
- ・玄関棟（内玄関、寄付、八畳、六畳、南縁）
- ・勘定部屋（八畳）
- ・長屋門（男部屋を除く）
- ・内蔵
- ・キザラ小屋
- ・土蔵一
- ・井戸屋（増築以外の部分）、納屋

【保存部分 B】

明治期までの間に確立された躯体により構成される部分で、改造により当初の間取りや意匠が異なっていると考えられる部分。

- ・母屋（土間、食事室、勝手、四畳半、台所、廊下、繋ぎの間、四畳）
- ・離れ座敷（控の間）
- ・玄関棟（北縁）
- ・土蔵二
- ・井戸屋（増築部分）

2) 保全部分

維持及び保全することが要求される部分で、主として後述する部位の基準3、4に該当する部位により構成される部分。

①屋根、壁外観の部分の保護の方針

大正期以降に増築・改造された部分で、保存部分の意匠との兼ね合いを考慮して維持保全すべき部分

②部屋の部分の保護の方針

大正期以降に増築・改造された部分で、保存部分の意匠との兼ね合いを考慮して維持保全すべき部分

- ・母屋（浴室、便所、脱衣室、事務室）
- ・勘定部屋（玄関（一部）、廊下、三畳、四畳半、勝手口、物入、北・三畳（1）、北六畳（一部））
- ・長屋門（男部屋）

3) その他の部分

活用又は安全性の向上のために改変が許される部分で、主として後述する部位の基準4、5に該当する部位により構成される部分。

①屋根、壁外観の部分の保護の方針

維持管理・活用上除却・改変を検討すべき部分
・勘定部屋（増築部分）

②部屋の部分の保護の方針

維持管理・活用上除却・改変を検討すべき部分
・勘定部屋（増築部分）

イ 部位の設定と保護方針

前項で設定した各部分について、一連の部材など（建造物の基礎、軸組、室内の壁面、床面、天井面、窓および窓枠など）を単位として、目視による観察や簡単な調査による範囲で、「基準1～5」を設定し保護の方針を定める。

1) 基準1 材料自体の保存を行う部位（主要な構造に係る部材、当初からの部材等）

- ①文政9年建築の母屋と同時期あるいはそれ以前の当初材と推定される構造材、造作材
柱、梁、床の間、敷鴨居、建具、離れ座敷・内玄関の造作材など
- ②幕末から明治期にかけて改修されたと推定される構造材、造作材
明治改修の出格子など

2) 基準2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

- ①材料の取り換え修理が定期的に行われており、当初材ではないが、材料の形状・材質・仕上げ・色彩などを保存していると推定される材
土壁、建具、畳、棹縁天井など

3) 基準3 主たる形状及び色彩を保存する部位

- ①建築当初から改修されているが、主な形状及び色彩を継承していると推定される材
襖・障子などの建具（唐紙貼りや腰板付き障子、鴨居、敷居など）

4) 基準4 意匠上の配慮が必要な部位

- ①近年、現代的な材料で改装され、保存部分、保全部分に含まれる部位
イタリアンタイル、クロス、アルミサッシ、新たな開口部に設けられた襖、障子、照明など

5) 基準5 所有者の自由裁量に委ねられる部位

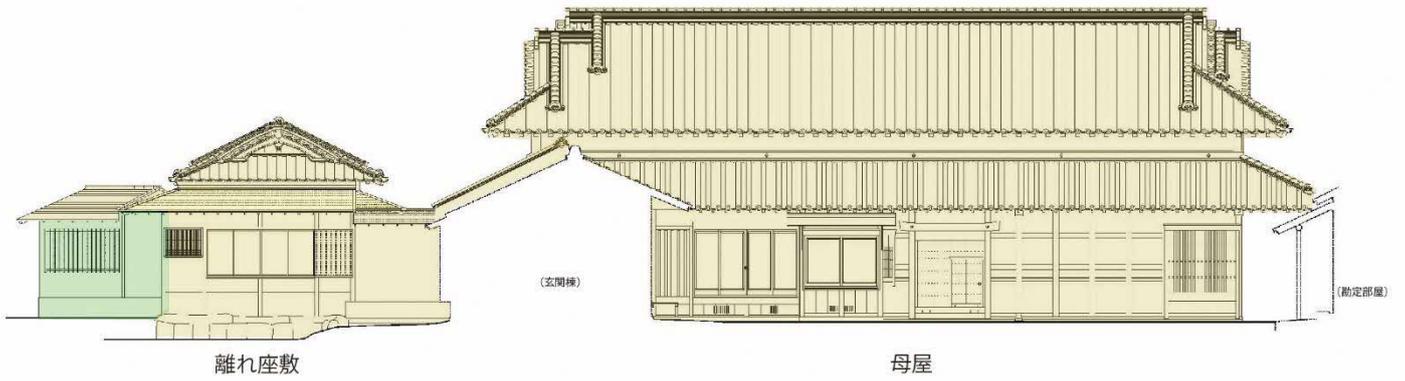
①近年現代的な構法で増築されているその他の部分の部位 勘定部屋（増築部分）
--

表 2-2-2-1 「部分」と「部位」の区分について

部分 部位	保存部分		保全部分		その他部分
	文化財としての本質的な価値を守るために厳密な保存が要求される部分		維持及び保全することが要求される部分		活用又は安全性の向上のために改変が許される部分
基準1	材料自体の保存を行う部位 (主要な構造に係る部材、当初からの部材等)				
基準2	材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位				
基準3		主たる形状及び色彩を保存する部位			
基準4			意匠上の配慮が必要な部位		
基準5				所有者の自由裁量に委ねられる部位	

ウ. 屋根及び壁面外観の部分の区分の設定

母屋・離れ座敷



南立面図

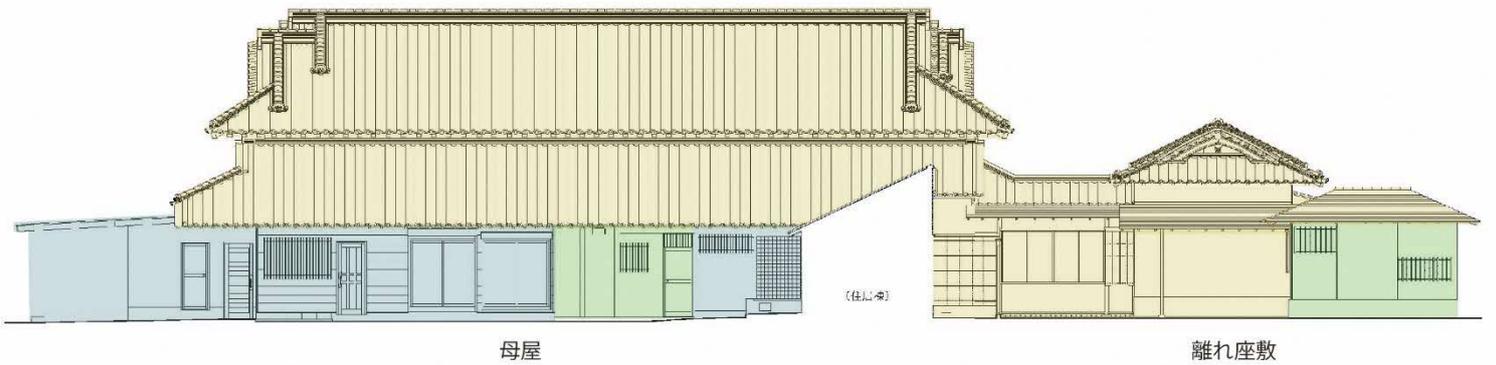


玄関棟



母屋

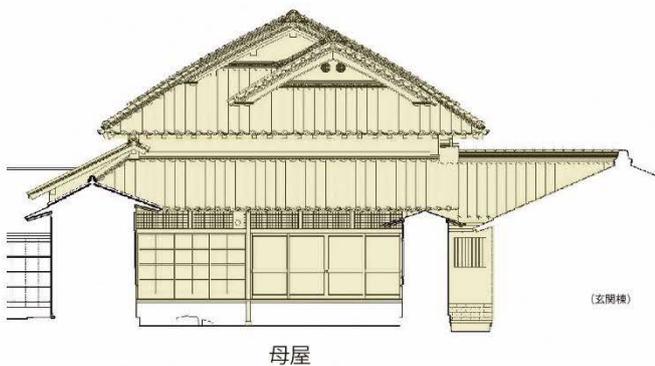
東立面図



母屋

離れ座敷

北立面図



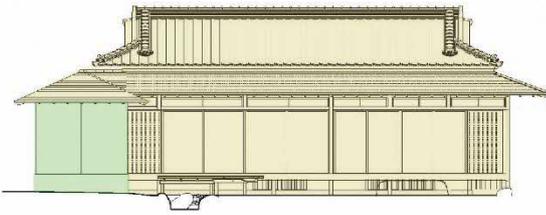
母屋

西立面図

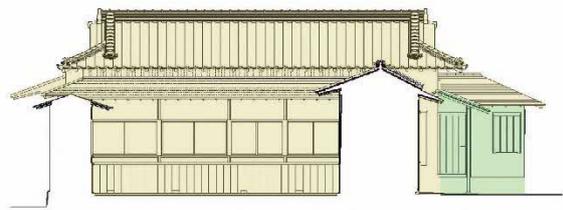
【凡例】

- 保存部分 A
- 保存部分 B
- 保全部分
- その他部分

離れ座敷

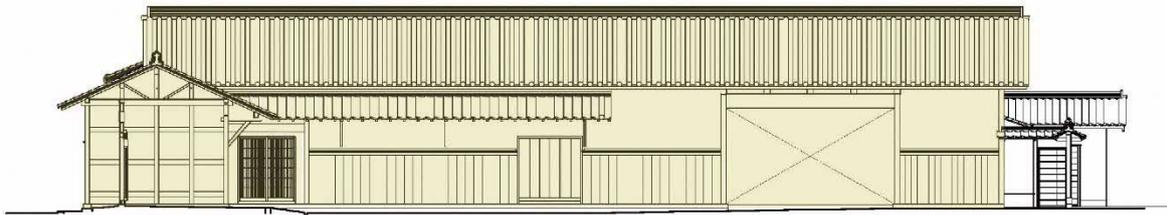


西立面図



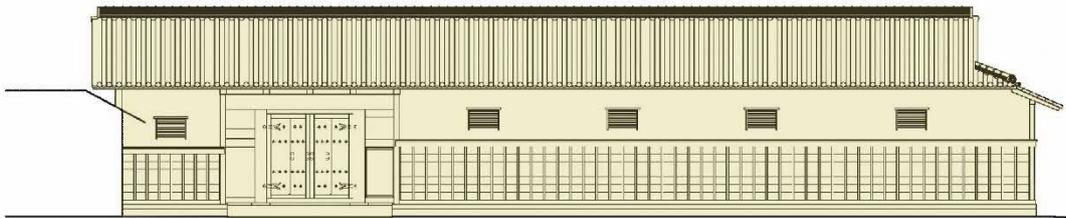
東立面図

長屋門



(勝手門)

北立面図



南立面図



(勝手門)

西立面図



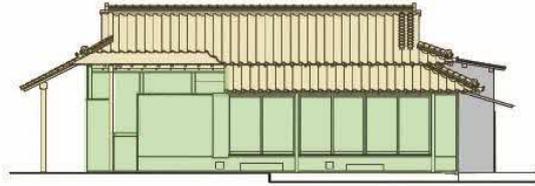
(勝手門)

東立面図

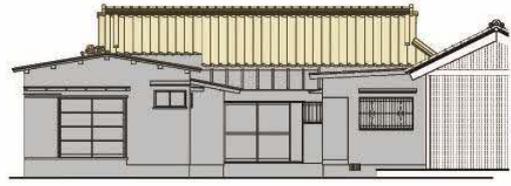
【凡例】

- 保存部分 A
- 保存部分 B
- 保全部分
- その他部分

勘定部屋



西立面図



東立面図

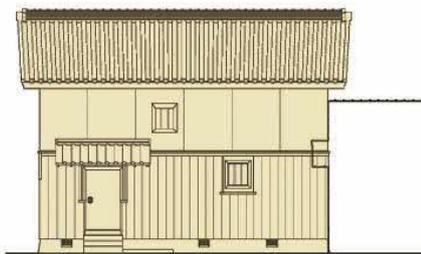


北立面図

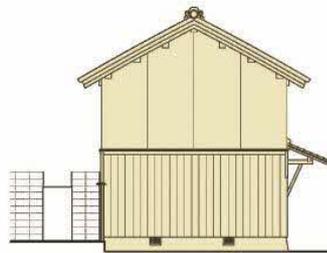


南立面図

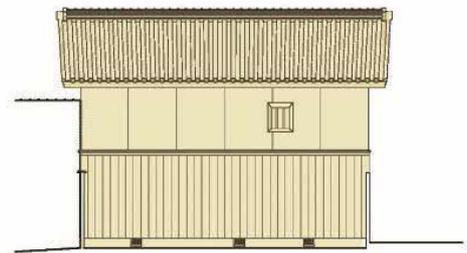
内蔵



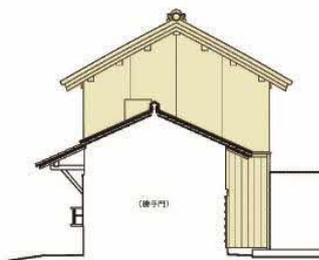
西立面図



北立面図



東立面図

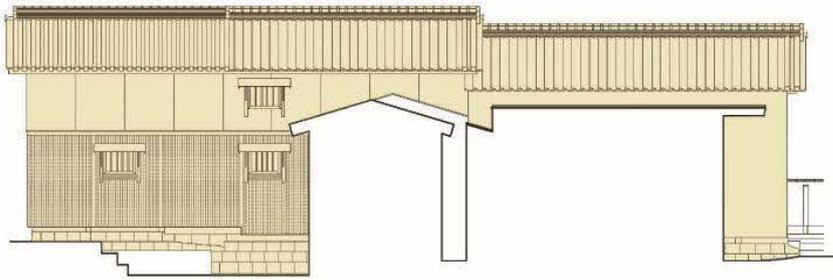


南立面図

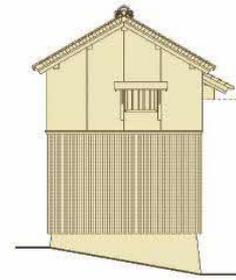
【凡例】

- 保存部分 A
- 保存部分 B
- 保全部分
- その他部分

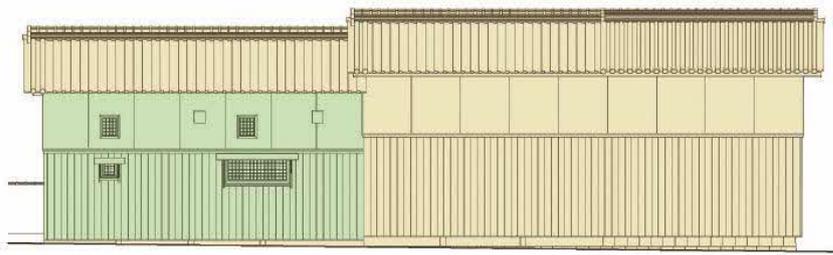
土蔵一・二



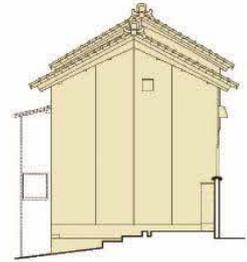
南立面図



西立面図



北立面図

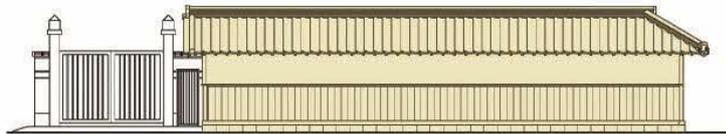


東立面図

キザラ小屋



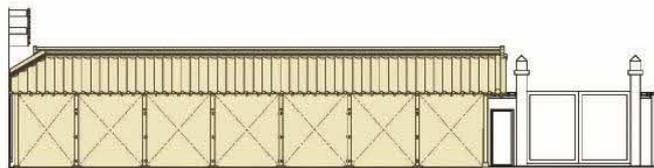
西立面図



南立面図



東立面図

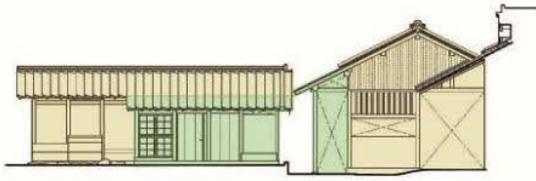


北立面図

【凡例】

	保存部分 A
	保存部分 B
	保全部分
	その他部分

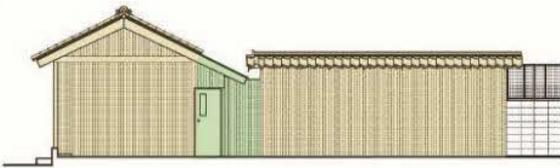
井戸屋・納屋



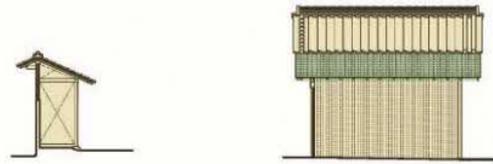
西立面図



南立面図

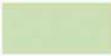


東立面図



北立面図

【凡例】

-  保存部分 A
-  保存部分 B
-  保全部分
-  その他部分

エ. 部屋の部分の区分の設定



【凡例】

- 保存部分 (A)
- 保存部分 (B)
- 保全部分
- その他部分
- 明治期までの躯体部分 (推定)



3 管理計画

(1) 管理体制

所有者である吹田市を中心に、以下の通り管理を行う。

区分	名称	主な業務内容
所有者	吹田市	保護に係る予算措置、方針・計画の策定 法に規定する手続き（申請・届出等） 保護に必要な修理・整備の実施 管理の総括
施設管理者	吹田市教育委員会地域教育部 文化財保護課	現地における日常管理 来客者対応 防災・防犯点検 関連イベント開催

(2) 管理方法

ア. 日常の維持管理

施設管理者により日常的に点検・管理を行い、必要に応じて状況を確認したうえで専門業者に改善を委託する。

1) 清掃・整頓等

施設管理者による日常の清掃・整頓や施錠、巡回点検、除草・清掃を行う。

2) 日照・通風の確保

施設管理者により、開館日は雨天時を除き、適宜開口部の窓、扉の開閉に努める。また、床下に物を収納しない、換気口を塞がないといった床下換気にも注意する。

3) 建物の点検

施設管理者により日常的に目視による点検を行う。

・ 蟻害、虫害、腐朽箇所の確認

特に現状で虫害を受けている部分については入念に点検し、必要な処置を講じる。

・ 内外壁

仕上げ（漆喰塗、砂壁）などの汚れ、剥離、亀裂などを確認し、必要に応じて専門業者に相談する。

・ 畳、床

適宜摩耗、傷などの有無の確認を行う。また、日常管理の中で、重量物の持込みの制限、家具や展示物の設置、移動に伴う床面への衝撃を回避するようにする。

・ 建具

開閉の確認、金具類の破損、緩みなどの有無の確認、襖の框の漆の破損、表紙の破れ、建具の緩みなどの確認、障子紙の貼り替え、ガラス戸やガラス窓のガラスの割れの確認などを行う。

4) 風水害等への対策

瓦や雨樋など屋根の定期的な点検に努める。台風・地震等の自然災害発生後には損傷の有無を入念に確認し、必要な処置を講じる。積雪時には留意し、適宜措置を取る。

5) 盗難・防火等の事故防止

防犯のため、公開時間外は門を閉じ施錠する。防火のため、建物周辺の可燃物の管理に留意する。詳細は第4章防火計画に定める。

6) 管理日誌

田中西家住宅の施設職員は、公開期間中及び期間外に活動を行った日には、所定の様式に従って管理日誌を作成し、所管課に提出する。様式は別途定める。管理日誌は、日常の点検項目、活動内容、来訪者記録等を含むものとする。

イ. 建造物等の維持管理

1) 基礎・床下

文化財建造物に精通した専門業者や白蟻駆除業者により定期的に礎石、束石などの亀裂の有無、樹木根の影響の有無、シロアリやその他の虫害の有無などについて、外部及び床下からの点検を行う。

2) 内外壁

日常の点検の中で仕上げ部分の剥離、亀裂などがみられる場合は、文化財建造物に精通した専門業者により点検のうえ、必要な措置を講じる。

3) 床及び畳

日常の点検の中で傷みがみられる場合は、畳の取り替えや、文化財建造物に精通した専門業者による点検のうえ、必要な補修を行う。

4) 屋根及び雨樋・排水溝

建物同士が近接しているところがあり、雨水が軒樋を通り越して近接している壁面を常時湿潤にしている恐れや、近隣に生育している樹木が雨樋などに詰まってしまい悪影響を与える可能性があるために、専門業者により定期点検を行う。

- ・雨樋の点検・清掃
- ・天井裏や天井の雨漏れ箇所の有無の確認及び雨染み抜き等の軽微な補修
- ・屋根瓦の劣化、割れ、欠落、ずれの有無の確認及び部分的な瓦の差替え等の軽微な補修

5) 建具等

日常の点検の中で補修が必要な場所が確認できた場合は専門業者による補修を行う。

6) 周辺樹木

庭園の管理については、第3章「庭園の保存管理計画」で記載する。庭園以外の周辺樹木については、専門業者による定期的な除草や剪定を行う。

ウ. 資料の維持管理（建造物と一体をなしてその価値を形成している造営資料その他物件の管理）

建造物と一体をなしてその価値を形成している造営資料は表 2-3-2-1 のとおりである。母屋の建築年代を示す木槌並びに刻印入棧瓦の数枚については、旧中西家住宅内の展示ケースで展示し、屋敷図などの文書類については吹田市立博物館にて保管されている。

建造物と一体をなしてその価値を形成している物件については、表 2-3-2-2 のとおりである。

番号 8 の物件は吹田市立博物館収蔵庫で保管され、それ以外は、離れ座敷にて建具として使用されている。

その他中西家所蔵の書画、美術工芸品（掛け軸、茶道具など）については、土蔵一及び土蔵二にて保管され、春及び秋の特別公開期間に合わせて主屋内で展示している。

表 2-3-2-1 建造物と一体をなしてその価値を形成している造営資料

番号	資料名	対象建物	資料の年代	保管場所
1	木槌文政 9 年 戌 3 月 10 日 3 挺	母屋	文政 9 年（1826）3 月 10 日	母屋
2	刻印入棧瓦	母屋	文政 9 年（1826）戌 5 月 日	母屋
3	天保 5 年家相図	敷地全体	天保 5 年（1835）12 月	吹田市立博物館
4	天保 6 年家相図	敷地全体	天保 6 年（1836）7 月	吹田市立博物館
5	明治 33 年屋敷図	敷地全体	明治 33 年（1900）	吹田市立博物館
6	明治屋敷図	敷地全体	明治期（明治 33 年か）	吹田市立博物館
7	1995 年ツシニ階平面図※ ¹	母屋	平成 7 年（1995）2 月 22 日	母屋
8	1996 年設計図※ ²	母屋	平成 8 年（1996）1 月 25 日	吹田市立博物館

※¹ 平成 7 年の阪神大震災による被害調査を兼ね当時日本に留学中にアメリカ人が作成した平面図。

※² 屋敷整備の一環として設計事務所が作成した現況図（1/50）。

表 2-3-2-2 建造物と一体をなしてその価値を形成している物件

番号	物件名	物件の場所	対象建物	資料の年代
1	長山孔寅 「松図」	離れ座敷 床脇戸袋	離れ座敷	文政 12（1829）ごろか
2	筆者不詳「松に小禽図」	離れ座敷 次の間境（北面）	離れ座敷	江戸中期か
3	筆者不詳「山桜図」	離れ座敷 次の間境（南面）	離れ座敷	江戸中期か
4	長山孔寅 「群鶴図」	離れ座敷 次の間東（東面）	離れ座敷	文政 12（1829）ごろか
5	長山孔寅 「群鶴図」	離れ座敷 次の間東（西面）	離れ座敷	文政 12（1829）ごろか
6	牲川充信「秋草図」	離れ座敷 次の間南（北面）	離れ座敷	江戸中期か
7	筆者不詳「草花図」、 筆者不詳「秋景図」	離れ座敷 次の間南（南面）	離れ座敷	不詳
8	（表）岡熊嶽「山水図」 （裏）長山孔寅「群鶴図」	離れ座敷 十畳もしくは次の間	離れ座敷	文政 12（1829）裏面も同時期か

4 環境保全計画

この項では、建物の保存管理にかかわる環境保全計画について記載する。なお、庭園の環境保全計画については、第3章「庭園の保存管理計画」で記載する。

(1) 環境保全の現状と課題

旧中西家住宅は、南北に長い吹田市域の中央東側にある旧東村地域に位置する。吹田市全域が景観法に基づく景観計画区域として定められており、中でも旧東村地域周辺は、歴史的な道筋を今に伝え、特に水路の景観が維持されているとして、平成21年度（2009年度）に吹田市景観まちづくり賞まちなみ部門を受賞している。

保存活用計画区域は東西約55m、南北約58mのほぼ正方形に近い敷地のうち、東南隅の中西氏所有地を除く区域で、北から南に緩やかに傾斜する形状となっている。区域の東を除く三方は道路（北東の一部は通路）で囲まれており、区域の外からは北、南、東（中西氏の敷地経由）から出入りできるようになっている。

区域の西面及び北面の西側は土塀（塀①）で囲まれ、北面東側は近年建てられたコンクリート塀（塀②）と、中西家管理地に行き来するための門（門②）がある。南側の敷地際には長屋門とキザラ小屋、通用門（門①）があり、東側はフェンス塀（塀④）とコンクリートブロック塀（塀⑤）に囲われている。

敷地内には、国登録有形文化財、吹田市指定有形文化財に登録・指定された建物の他に、昭和・平成期に建てられた茶室棟、露地門、仕切り塀、腰掛待合、東屋があり、庭園の構成要素の一部となっている。なお、仕切り塀については茶室棟、露地門の建築に合わせて整備されているが、天保6年の屋敷図では現在と同じ位置に塀の表記があることから、部分的には建築年代がさかのぼる可能性がある。また、建物及び庭園の公開に先立ち長屋門の西脇に便所が建てられ、平成19年に主屋が吹田市に寄贈されるにあたり中西氏の住居として建てられた住居棟が主屋と土蔵一、二を繋ぐように建っている。

計画区域の北東隅には、現在も中西氏が管理する区域があり、天保6年（1835）の屋敷図にも記載のある祠が立つ。

敷地内の各建物、工作物については比較的建築年代が新しく、今のところそれほど傷みは見られないが、茶室棟の銅板葺や東屋の杉皮葺については、経年劣化が進んでいるため、定期的に確認する必要がある。

(2) 環境保全の基本方針

旧中西家住宅は、計画区域全体が旧中西氏庭園として国登録記念物（名勝地関係）に登録され、主屋、長屋門、勘定部屋、内蔵、土蔵一、土蔵二、キザラ小屋、井戸屋、納屋が国登録有形文化財又は吹田市指定有形文化財に登録・指定されている。

文化財建造物の価値を維持するための周辺環境の保全と、国登録記念物（名勝地関係）としての価値の保全の双方に留意しながら、公開活用のための環境整備を行っていく。

(3) 区域の区分と保全方針

旧中西家住宅の計画区域について、以下のように区域を設定し保全方針を示す。

ア. 保存区域

文化財建造物を含む区域で、現状を保存する区域である。この区域内では原則として新たな造形や建造物等は設けない。ただし、安全上、活用上、土地の地質の変更が伴う場合は、当初の景観に配慮する。庭園部分については第3章「庭園の保存管理計画」で保全方針を定める。

イ. 保全区域

保存区域に準じた区域で、現状の景観・環境を保全する区域である。この区域内では全体の景観に配慮した保全を行う。旧中西家住宅においては、活用に伴う整備を考慮することができる範囲とする。庭園部分については第3章「庭園の保存管理計画」で保全方針を定める。

ウ. 整備区域

文化財建造物の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域である。旧中西家住宅においては、バリアフリーに対応した多目的便所の整備を検討する。

エ. その他

中西氏の管理する区域で、今後保存管理上の変更がある場合は中西氏と市との間で話し合いを行うものとする。

(4) 建造物の区分と保護の方針（図 2-4-4-1 環境保全区域区分・建造物区分図のとおり）

旧中西家住宅の計画区域内に建つ文化財建造物以外の建造物・工作物について、以下のように区分し、保全方針を示す。

ア 保存建造物

保存区域に所在する建造物で、文化財建造物に準じて保存を図るものである。

玄関棟の式台玄関は、平成期に室内化されている。茶室棟瓦雨庵は平成期に新築されたものであるが、かつて玄関棟の西に茶室があったことが明治33年(1900)屋敷図及び聞き取りにより推察されている。また、現在東屋(四阿)のある付近には「物見」があったことが天保5年(1834)及び天保6年(1835)の家相図からわかる。現在の建物は、昭和から平成初めにかけて中西氏がかつての景観をイメージして整備したものである。

名称	建築年代	構造・形式	床面積等※1
玄関棟(式台玄関)	平成期	木造平屋建銅板葺	8.06 m ²
茶室棟(瓦雨庵)	平成期	木造平屋建瓦葺銅板腰葺 庇銅板葺	26.29 m ²
腰掛待合	平成期	木造平屋建銅板葺	2.71 m ²
露地門	昭和期	木造銅板葺棟門	一間
仕切り塀	昭和期	土塀一部板塀	13m
東屋(四阿)	平成期	木造平屋建杉皮葺	5.86 m ²
塀①	不詳	土塀銅板葺	53m
塀②	昭和期以前	土塀瓦葺	14m

※1 面積・長さは実測値とする。



2-4-4-1 玄関棟 (式台玄関)



2-4-4-2 昭和50年代の玄関棟 (式台玄関)



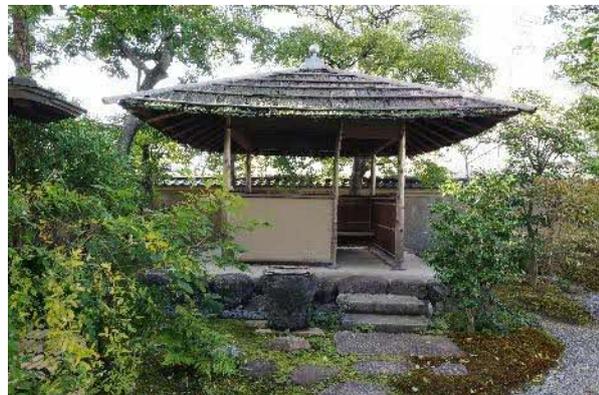
2-4-4-3 茶室棟 (花雨庵)



2-4-4-4 腰掛待合



2-4-4-5 露地門・仕切り塀



2-4-4-6 東屋 (四阿)



2-4-4-7 塀①



2-4-4-8 塀②

イ 保全建造物

保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの。

住居棟は、中西氏が主屋を吹田市に寄贈するにあたり、自身の住まいとして新築した建物で、門②、塀③は住居棟と合わせて建てられた。便所は、建物や庭園の公開にあたり、来館者用として中西氏が整備したものである。

名 称	建築年代	構造・形式	床面積等 ^{※1}
住 居 棟	平成期	木造二階建瓦葺	1階 106.82 m ² 2階 41.81 m ²
便 所	平成期	木造平屋建瓦葺	9.53 m ²
門②	平成期	木造瓦葺棟門	一間
塀③	平成期	コンクリート塀瓦葺	14m

※1 面積・長さは実測値とする。



2-4-4-9 住居棟



2-4-4-10 便所



2-4-4-11 門②



2-4-4-12 塀③

ウ 存置建造物

計画区域内における保存建造物、保全建造物以外の建造物である。改変を行う際には、周囲の景観や環境と調和するよう留意する。

名 称	建築年代	構造・形式	面 積 等 ^{※1}
門①	昭和～平成期	鋼製門柱	一間
塀④	昭和～平成期	コンクリートブロック基礎フェンス塀	13m
塀⑤	昭和～平成期	コンクリートブロック塀（一部瓦葺）	22m

※1 面積・長さは実測値とする。



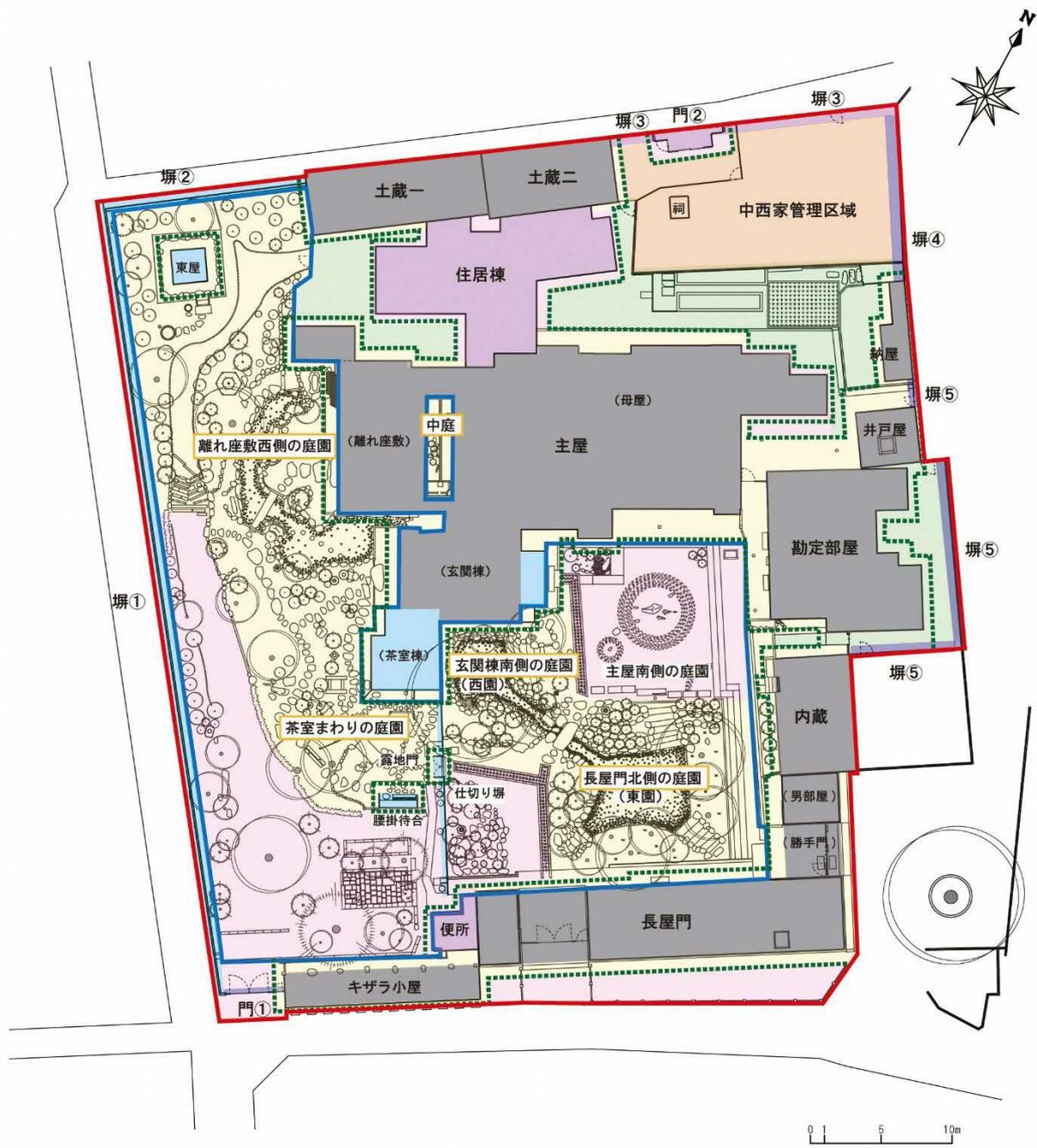
2-4-4-13 門①



2-4-4-14 塀④



2-4-4-15 塀⑤



【凡例（区域）】

- 保存区域
- 保全区域
- 整備区域
- その他（中西家管理区域）
- 国登録記念物（名勝地関係）登録範囲
- 庭園区域

【凡例（建造物・庭園）】

- 文化財建造物
- 保存建造物
- 保全建造物
- 存置建造物
- 軒下ライン
- 主要庭園・呼称

図 2-4-4-1 環境保全区域区分・建造物区分図

5 修理計画

旧中西家住宅は、平成19年(2007)に中西氏から吹田市へ寄贈されるにあたり、建物並びに周辺環境の整備がおこなわれている。ただし、再用瓦が使われている屋根については、瓦の破損状況を確認し、必要に応じて取り替えるなどの措置を検討する。

長屋門、内蔵についてはこれまで軽微な補修しか行われていないため、軸組や壁面を中心とした建物の破損状況を詳細に調査したうえで根本的な修理計画を検討する。

勘定部屋については、増築部分との取り合いから雨漏れが生じており、小屋組部材に悪影響を及ぼしている可能性がある。また、軸部の沈下、傾斜が大きいため、建物の破損状況を詳細に調査したうえで、増築部分の除却も想定した根本的な修理計画を検討する。

井戸屋、納屋については、瓦の欠損及び雨漏れによる軸部や壁面の傷みが想定されるため、建物の破損状況を詳細に調査したうえで根本的な修理計画を検討する。

令和元年度に実施された耐震診断において耐震補強が必要と判断された建物については、耐震補強方法を検討し、修理工事と合わせて補強工事計画を検討する。

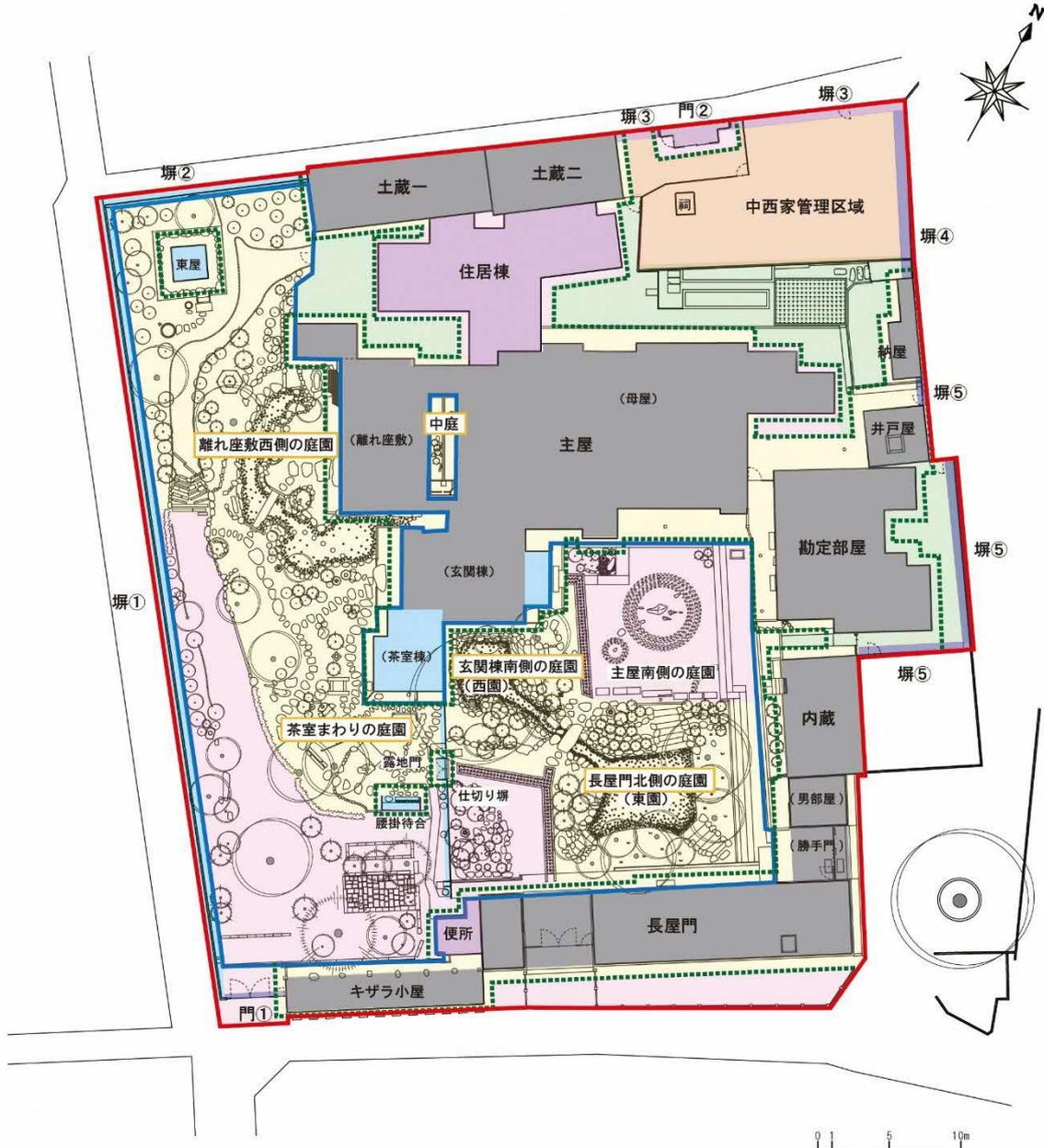
表 2-5-1-1 建造物の修理方針

建造物	当面必要な措置	根本的な修理計画	耐震補強
主屋(母屋)	屋根瓦調査・破損瓦の取り替え	—	必要
主屋(離れ座敷)	屋根瓦調査・破損瓦、スレート葺の取り替え	—	—
主屋(玄関棟)	屋根瓦調査・破損瓦の取り替え	—	—
長屋門	屋根瓦調査・破損瓦の取り替え 白蟻調査 詳細な破損状況調査	必要	—
勝手門	屋根瓦調査・破損瓦の取り替え	—	—
勘定部屋	増築部分との取り合い部分を中心とした 詳細な破損状況調査	必要	必要
内蔵	屋根瓦調査・破損瓦の取り替え 白蟻調査 詳細な破損状況調査	必要	必要
キザラ小屋	建物の定期的な確認	—	必要
土蔵一	土蔵一西側の本瓦葺部分の瓦調査 破損瓦の取り替え	—	—
土蔵二	建物の定期的な確認	—	—
井戸屋	詳細な破損状況調査	必要	—
納屋	詳細な破損状況調査	必要	—

第3章 庭園の保存管理計画

1 登録記念物（名勝地関係）の構成要素

(1) 登録記念物（名勝地関係）の構成要素



【凡例（区域）】

- 保存区域
- 保全区域
- 整備区域
- その他（中西家管理区域）
- 国登録記念物（名勝地関係）登録範囲
- 庭園区域

【凡例（建造物・庭園）】

- 文化財建造物
- 保存建造物
- 保全建造物
- 存置建造物
- 軒下ライン
- 主要庭園・呼称

図 3-1-1-1 登録記念物(名勝地関係)を構成する要素(再掲)

(2) 土地区分と保存・保全年針

本計画における計画区域及び区域の区分と保全年針については、第2章建築の保存計画 4 環境保全計画において示したとおりである。

(3) 本質的価値を構成する諸要素

登録記念物旧中西氏庭園を構成する要素を整理し下記に示す。

本質的価値を構成する要素の分類は、文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびき-保存と活用のために-②計画編』（平成16年（2004））を参照して整理を行った。

まず、本質的価値を構成する諸要素については、登録記念物の登録された範囲を対象に区分した。

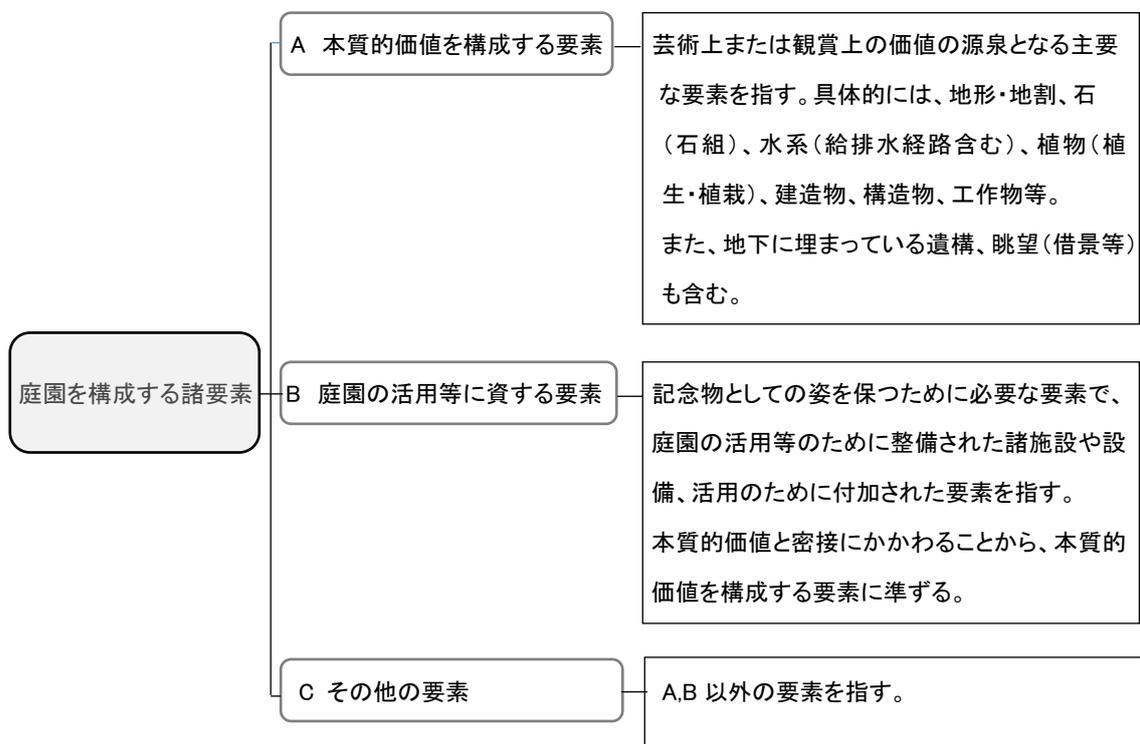


図 3-1-3-1 構成要素の分類

A 本質的価値を構成する要素

登録記念物旧中西氏庭園を構成する本質的価値を構成する要素は、図3-1-3-1 構成要素の分類に整理した通りで、地形・地割、石（石組）、水系（給排水経路）、植物（植生・植栽）、建造物、構造物、工作物等とは、旧中西氏庭園が記念物の登録時に評価された構成要素、つまり、堀池部、平坦部、園路、斜面、飛石、石組、石積、植栽、石橋、石燈籠、井戸、主屋・長屋門等の建造物、塀、地下遺構等が該当する。

B 庭園の活用等に資する要素

庭園の活用等に資する要素は、図3-1-3-1 構成要素の分類に整理した通りで、記念物としての姿を保つために整備された諸施設や設備を指し、本質的価値と密接にかかわることから、本質的価値を構成する要素に準ずるものである。例えば、案内板、照明設備、防災設備、防犯設備、空調設備、便所、人止め結界柵等が該当する。

C その他の要素

その他の要素は、記念物との関連性がない要素を指し、本質的価値に影響を及ぼすため、今後撤去や調整が必要となるものが該当する。例えば、記念物の登録の後に付加された工作物や石、植栽等は検証・調整の対象となる要素といえる。なお、給排水系統の変遷は不明であり、近年の商品で備え付けられている立水栓や排水樹（マンホール）も「C その他の要素」として扱うこととする。ただし、修理の際等に往時の水系経路を踏襲する遺構であることが判明した場合には「A 本質的価値を構成する要素」に加える。

(4) 本質的価値以外の諸要素

本質的価値を構成する要素以外の諸要素とは、「A 本質的価値を構成する要素」以外を指す。

「B 庭園の活用等に資する要素」、「C その他の要素」は本質的価値以外の諸要素である。ただし、記念物の登録地内であることから、本質的価値以外の諸要素のなかでも本質的価値の構成要素に準ずるものとして扱うこととして分類した。

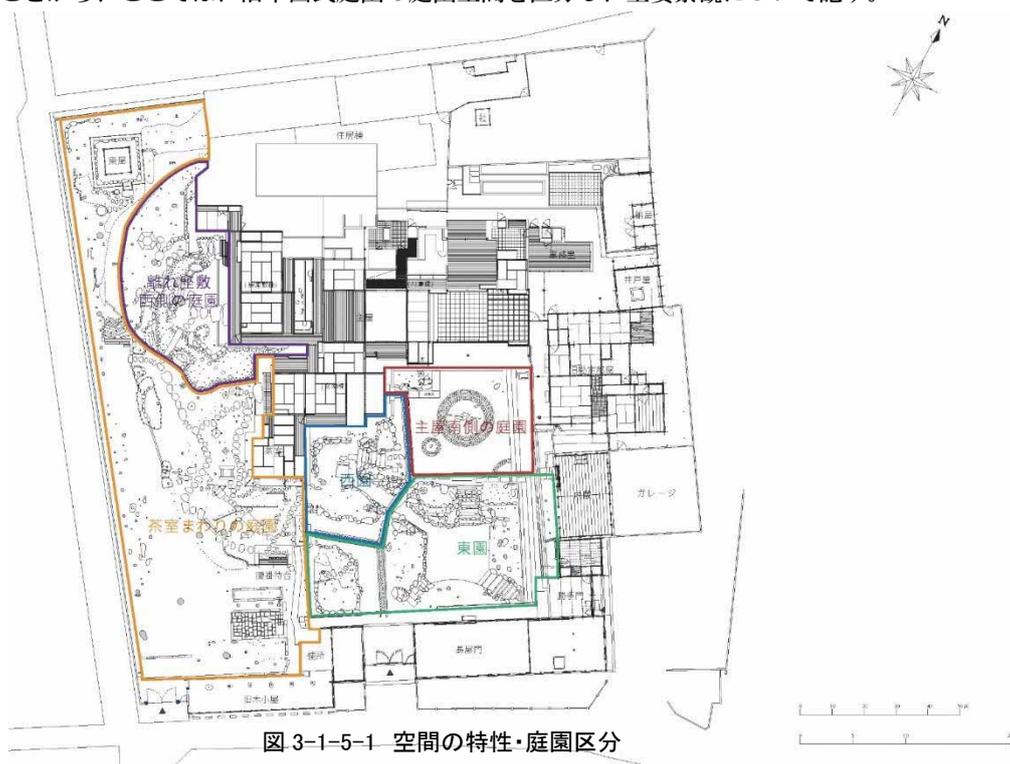
ここでいう「本質的価値以外の諸要素」は、指定地外の記念物の理解に有効な諸要素を指すこととする。例えば、旧中西氏庭園の由緒を知ることができる展示を行う教養施設や博物館、便益施設、誘導看板等が該当する。

(5) 庭園の主要景観

歴史的庭園は、歴史的な建物や植物のある庭園で、芸術的観点からの関心を引く庭園とされ、庭園は主に部屋割り、つまり建物の部屋の性格に対応した造りであることが汲み取れる事例がほとんどである。

登録されている旧中西氏庭園には、主屋を中心とする敷地構成のなか、離れ座敷前、玄関棟前、茶室前、各部屋の前には部屋の性格に合わせた庭園空間が展開されている。

庭園空間の特性に注目して空間区分すると、庭園の見所、主要景観がより明瞭に想像できるようになることから、ここでは、旧中西氏庭園の庭園空間を区分し、主要景観について記す。



■玄関棟南側の庭園・西園

主屋玄関棟前に展開する庭園である。東園と西園は堀込み式園池で護岸一体構造であるが、西園と東園の地割中央の護岸は狭まり、深い枯池の石積護岸には石橋が架けられており、東西の境界となる。西園の池底には井戸があり、この井戸は天保 5・6 年（1834-1835）家相図（屋敷図）の両方に見ることができる。よって少なくともこの井戸は天保年代まで遡り、原位置を踏襲している可能性が高い。



写真 3-1-5-1 玄関棟からの庭園の眺め



写真 3-1-5-2 南縁からの西園の眺め(井戸)

■長屋門北側の庭園・東園

長屋門まわりに展開する庭園である。主屋に通じる石畳の園路を挟んで左右に庭園空間が分かれており、東園と仕切り壁（白壁）脇の小庭がみられる。

前述した通り、東園は西園と対と捉えられる地割構造の庭で、中西家所蔵昭和 50 年代撮影写真（参考資料参照）と比べると、植栽は今ほど多くはないが護岸石組は現在の姿と一様といえる。

仕切り壁（白壁）脇の庭は、昭和 50 年代撮影写真と比べると、河原砂利を敷く際の改修であろうか、島状の石組、サツキ等灌木類、ダイスギ、河原砂利が追加（改修）されたことがわかる。



写真 3-1-5-3 石畳園路右方の東園の眺め



写真 3-1-5-4 石畳園路左方の小庭の眺め

■主屋南側の庭園

主屋、勘定部屋の前に展開する庭園である。中西家所蔵昭和 50 年代撮影写真（参考資料）では、一面芝地の様相で、所有者聞き取り調査からもわかる通り、水を使わずに白砂や石などで水面に見立てた枯山水として改変された由緒の新しい庭園である。登録時には現在の姿となっている。



写真 3-1-5-5 主屋二畳からの枯山水の庭の眺め



写真 3-1-5-6 主屋玄関棟と枯山水の庭の眺め

■ 離れ座敷西側の庭園

主屋離れ座敷棟の前に展開する庭園である。離れ座敷十畳の間には床が設けられており、十畳の間、次の間の西側及び南側には縁がまわり、縁側に面して池が造られている。天保5年(1835)家相図にみられる縁先手水鉢は、意匠は定かではないもののその位置は現在も踏襲している可能性が高い。



写真 3-1-5-7 十畳からの庭園の眺め

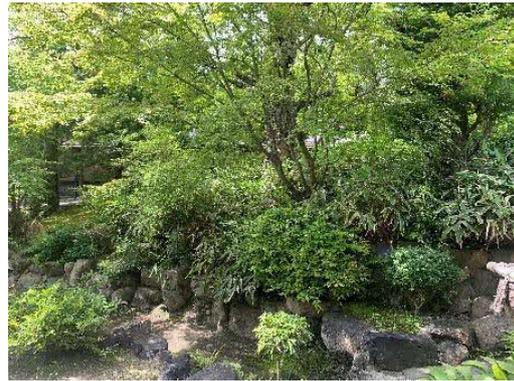


写真 3-1-5-8 離れ座敷前庭園の枯池の眺め

■ 茶室まわりの庭園

建造物の茶室整備に伴い整備された庭園である。露地門をくぐった所に腰掛待合があり、数石の飛石先には石橋が架かり茶室へいざなう露地がある。枝折戸や蹲踞、石燈籠等茶の湯の庭空間が広がる。



写真 3-1-5-9 腰掛待合からの眺め



写真 3-1-5-10 茶室棟まわりの眺め

2 保存管理の現状と課題

(1) 玄関棟南側の庭園・西園



図 3-2-1-1 玄関棟南側の庭園・西園

表 3-2-1-1 玄関棟南側の庭園・西園構成要素一覧

分類	要素		土地区分
A 本質的価値を構成する要素	①地形・地割り	平坦部、堀池部、斜面石階段	保存
	②石・石組	景石、石組、石積、石垣、飛石	保存
	③水系	石燈籠、石橋、井戸	保存
	④植物	※植栽は資料編参照	保存
	⑤構造物	井戸蓋（竹材）、空調設備目隠し	保存
	⑥工作物		保存
	⑦建造物	玄関棟、犬走	※第2章建築参照
	⑧地下遺構	未調査	保存
B 庭園の活用等に資する要素	外灯、防犯設備、案内板、空調設備	防犯設備センサー、空調設備（玄関棟）	保存
C その他の要素		雨水升（マンホール）	保存

A 本質的価値を構成する要素

【現状】

①地形・地割

玄関棟南側の庭園・西園の地形・地割は、玄関棟が建つ地盤と等しい高さの平坦部と、堀り井戸のある一段下がった池底の掘込部があり、斜面には石階段が2箇所設けられ、平坦部と堀池部の往来が可能である。



写真 3-2-1-1 平坦部



写真 3-2-1-2 堀池部



写真 3-2-1-3 石階段 1



写真 3-2-1-4 石階段 2

②石・石組

玄関棟南側の庭園・西園に用いられている石・石組の種類は、景石、石組、石積、石垣と堀池石橋沿いに飛石が打たれている。



写真 3-2-1-5 景石



写真 3-2-1-6 石組 1



写真 3-2-1-7 石組 2-1



写真 3-2-1-8 石組 2-2



写真 3-2-1-9



写真 3-2-1-10 石垣 1



写真 3-2-1-11 石垣 2



写真 3-2-1-12 飛石 1



写真 3-2-1-13 飛石 2



写真 3-2-1-14 飛石 3



写真 3-2-1-15 飛石 4

③水系

玄関棟南側の庭園・西園には水が導入されておらず、現時点で確認されている給排水系統は、往時の排水系統（経路）を踏襲したものであるのかは不明な雨水枳がある（Cその他の要素に雨水枍マンホールを記録した）。

④植物

玄関棟南側の庭園の植栽は、別途資料（参考資料参照）を示す。

⑤構造物

玄関棟南側の庭園・西園にある構造物としては、石橋、井戸、石燈籠がみられる。



写真 3-2-1-16 石橋



写真 3-2-1-17 井戸



写真 3-2-1-18 石燈籠

⑥工作物

玄関棟南側の庭園・西園において用いられている工作物は、井戸蓋（竹材）、室外機の目隠し竹柵が該当する。



写真 3-2-1-19 竹井戸蓋



写真 3-2-1-20 空調設備隠し

⑦建造物

本庭園の配置は、主屋の玄関、寄付、八畳の部屋の前に展開する庭園であり、建物足元には犬走がまわる。



写真 3-2-1-21 犬走

⑧地下遺構

現時点で地下遺構に係る過去の調査の有無は不明である。

【課題】

玄関棟南側の庭園・西園は主屋と同じ高さの平坦な地形と掘り込み形式によって作られた枯池意匠・構造のなかに、堀り井戸が設けられており、掘り込み池の斜面は石垣や石組で仕上げているが、経年的な影響から斜面に組まれた石組のズレ、き損がみられる。

植栽は、高木化の課題がみられるとともに、植物根の成長により、石垣、石組、石階段等の隙間に植物根が侵入し、石組の傾倒等の影響を与えている箇所が散見される。

B 庭園の活用等に資する要素

【現状】

屋敷（建造物）内の侵入を感知する防犯設備として、建物角にセンサーが1基設置されている。室内の空調設備に伴い、外観には1基室外機が設置されている。



写真 3-2-1-22 防犯設備センサー



写真 3-2-1-23 空調設備(玄関棟)

【課題】

センサーは定期的検査を行っているが、耐久年数によって消耗していくことから取り替えが必要となる。室外機の耐久年数が過ぎる場合には、取り替えが必要となる。

C その他の要素

雨水升のマンホールが配置されている。

(2) 長屋門北側の庭園・東園

2-1 長屋門北側の庭園・東園 (石畳園路挟んだ右方の庭)

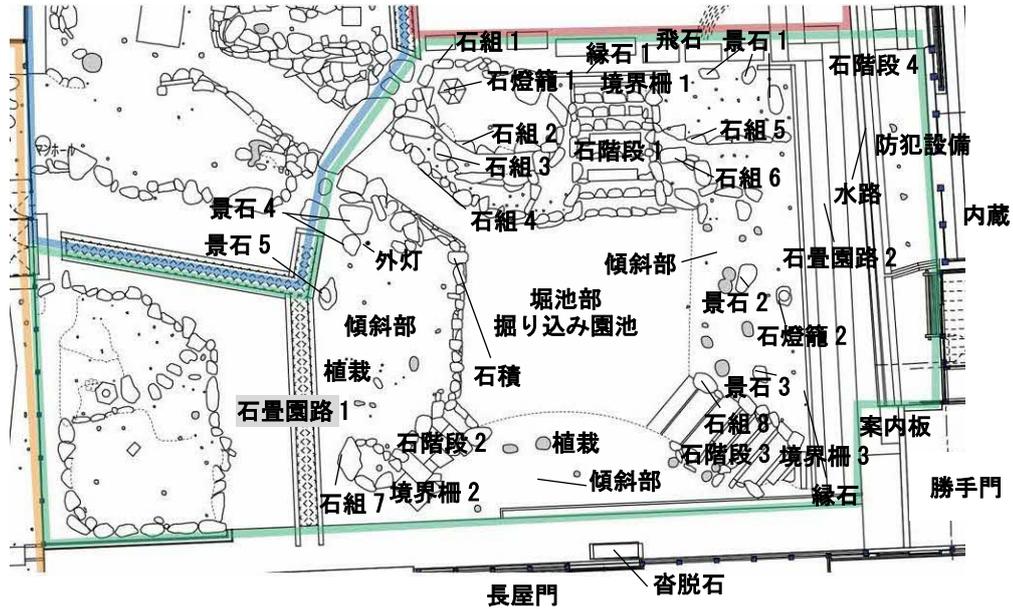


図 3-2-2-1 長屋門北側の庭園・東園 (石畳園路を挟んだ右方の庭)

表 3-2-2-1 長屋門北側の庭園・東園 (石畳園路挟んだ右方の庭) 構成要素一覧

分類	要素		土地区分
A 本質的価値を構成する要素	①地形・地割り	傾斜部、堀池部、石畳園路、石階段	保存
	②石・石組	景石、石組、石燈籠、沓脱石、縁石、飛石	保存
	③水系	水路、掘り込み園池	保存
	④植物	※植栽は資料編参照	保存
	⑤構造物		保存
	⑥工作物	境界柵(置き型)	保存
	⑦建造物	内蔵、長屋門、勝手門	※第2章建築参照
	⑧地下遺構	未調査	保存
B 庭園の活用等に資する要素	外灯、防犯設備、案内板、空調設備	外灯、防犯設備、案内板	保存
C その他の要素			

A 本質的価値を構成する要素

【現状】

①地形・地割

長屋門北側の庭園・東園の地形・地割は、外観すると園路を挟んで左右に別空間と汲み取れる2つの庭園空間が広がる。東園と呼んでいる庭園部は、園路の右方を指す。東園は掘り込み池が造られており、平坦部と斜面部からなり、平坦部と堀池部を往来する園路の石階段が設けられている。西園とつながる構造の掘り込み式枯池となっている。



写真 3-2-2-1 傾斜部



写真 3-2-2-2 堀池部



写真 3-2-2-3 石畳園路 1



写真 3-2-2-4 石畳園路 2



写真 3-2-2-5 石階段 1



写真 3-2-2-6 石階段 2



写真 3-2-2-7 石階段 3



写真 3-2-2-8 石階段 4

②石・石組

長屋門北側の庭園・東園は、平坦部の園路にそって景石や石燈籠が配され、掘り込み園池の斜面は石積、石組、石階段の作りで、建物の出入り口には杳脱石が配されている。



写真 3-2-2-9 景石 1



写真 3-2-2-10 景石 2



写真 3-2-2-11 景石 3



写真 3-2-2-12 景石 4



写真 3-2-2-13 景石 5



写真 3-2-2-14 石組 1



写真 3-2-2-15 石組 2, 3, 4



写真 3-2-2-16 石組 5



写真 3-2-2-17 石組 6



写真 3-2-2-18 石組 7



写真 3-2-2-19 石燈籠 1



写真 3-2-2-20 石燈籠 (照明) 2



写真 3-2-2-21 沓脱石



写真 3-2-2-22 縁石



写真 3-2-2-23 飛石

③水系

水長屋門北側の庭園・東園には、掘り込み園池が造られている。

また、平坦部には建物屋根雨落ちラインにそって水路が設けられており、建物雨水と地表排水を受け
るための水路となっている。

④植物

庭園の植栽は、別途資料（参考資料参照）を示す。

⑤構造物

該当なし。

⑥工作物

長屋門北側の庭園・東園の掘り込み池に降りる三箇所の石階段には、人止め柵として境界柵（竹製置
き型）が置かれている。



写真 3-2-2-24 境界柵 1



写真 3-2-2-25 境界柵 2



写真 3-2-2-26 境界柵 3

⑦建造物

長屋門北側の庭園・東園は、内蔵、長屋門、勝手門の建造物に面している。



写真 3-2-2-27 内蔵



写真 3-2-2-28 長屋門



写真 3-2-2-29 勝手門

⑧地下遺構

現時点で地下遺構に係る過去の調査有無は不明である。

【課題】

長屋門北側の庭園・東園は、西園同様に起伏に富んだ地形と植栽を多く配植した掘り込み式構造の枯池の空間であることから、堅牢であった斜面や石組等も経年的にき損が生じるものである。特に斜面の表土の流出、斜面を支える石積、石垣、石組、石階段の今以上の不陸、傾倒などが懸念される。き損の主要要因は、表土層の雨水流入による影響、石組等は樹木根の侵入による石の傾倒があげられる。

植栽で彩られた庭園は、経年の高木化・肥大化が起り、地割の骨格が不明瞭となってしまう。また、工作物は機能の役割とともに演出においても重要な庭園の構成要素であるが、竹材等の自然由来の材料であることから、劣化や見た目上、取り替えが頻繁に必要となる。結界柵、竹蓋等が対象となる。

B 庭園の活用等に資する要素

【現状】

庭園の活用等に資する要素は、外灯、防犯設備、案内板が各一箇所該当する。



写真 3-2-2-30 外灯

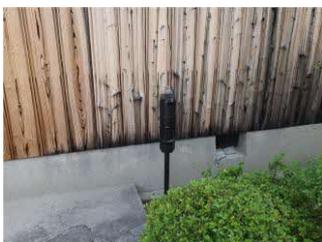


写真 3-2-2-31 防犯設備



写真 3-2-2-32 案内板

【課題】

外灯の照明設備、センサー探知器の防犯設備、園内概要説明案内板は、劣化が見られた時点で取り替
えの必要が生じる。

C その他の要素

該当なし。

2-2 長屋門北側の庭園（石畳園路を挟んで左方の庭）

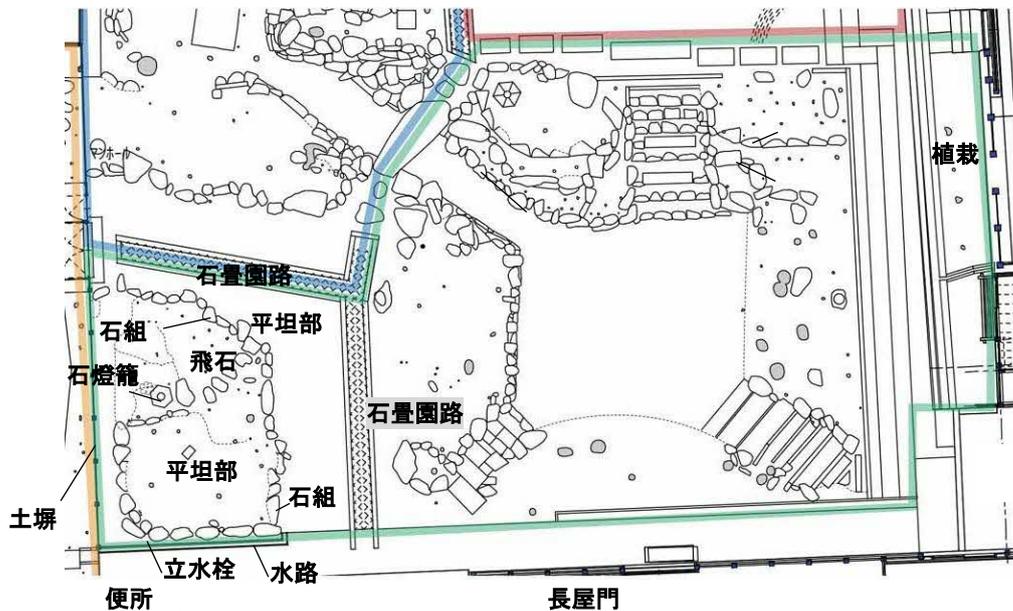


図 3-2-2-2 長屋門北側の庭園（石畳園路を挟んで左方の庭）

表 3-2-2-2 長屋門北側の庭園（石畳園路挟んで左方の庭）構成要素一覧

分類	要素		土地区分
A 本質的価値を構成する要素	①地形・地割り	平坦部、石畳園路	保全
	②石・石組	石組、飛石	保全
	③水系	水路	保全
	④植物	※植栽は資料編参照	保全
	⑤構造物	土塀（仕切り塀）、石燈籠	保全
	⑥工作物		保全
	⑦建造物	長屋門	※第2章建築参照
	⑧地下遺構	未調査	保存
B 庭園の活用等に資する要素	外灯、防犯設備、案内板、空調設備	便所	保全
C その他の要素		立水栓	保全

A 本質的価値を構成する要素

【現状】

①地形・地割

土堀に沿って作られている本庭は、石組みにより島状に縄張が施されている。石組内は若干盛り土がなされていることから高台形状で、島の高台のなかに飛石が打たれた先には石灯籠が配されている。石組・盛土による地盤の高さは異なるものの比較的平坦な地割りといえる。中西家所蔵昭和50年代撮影写真（参考資料参照）には石組の列がみられないことから昭和50年以降の改修である。石畳園路は一方は主屋へ、また一方は露地門へと続いている。



写真 3-2-2-33 平坦部(高台)



写真 3-2-2-34 石畳園路

②石・石組



写真 3-2-2-35 石組



写真 3-2-2-36 飛石

③水系



写真 3-2-2-37 水路

④植物

植栽は、別途資料（参考資料参照）を示す。

⑤構造物



写真 3-2-2-38 土堀（仕切り堀）



写真 3-2-2-39 石灯籠

⑥工作物

該当なし。

⑦建造物

長屋門と便所に面する区画である。



写真 3-2-2-40 長屋門



写真 3-2-2-41 便所

⑧地下遺構

現時点で地下遺構に係る過去の調査有無は不明である。

【課題】

植栽の高木化の課題とともに、植物の成長により、石組、飛石が覆い隠されている傾向がみられ、様々な構成要素からなる庭園空間の景観の調和が乱れてきている。

B 庭園の活躍等に資する要素

【現状】

主屋等の当初建造物とは異なるもので、新設の便所が設けられている。見学者用の付加施設である。



写真 3-2-2-42 便所

【課題】

今後の活用の内容（規模）によっては、便所の個数が少ないという課題が発生する可能性がある。

C その他の要素

立水栓が設置されている。



写真 3-2-2-43 立水栓

(3) 主屋南側の庭園

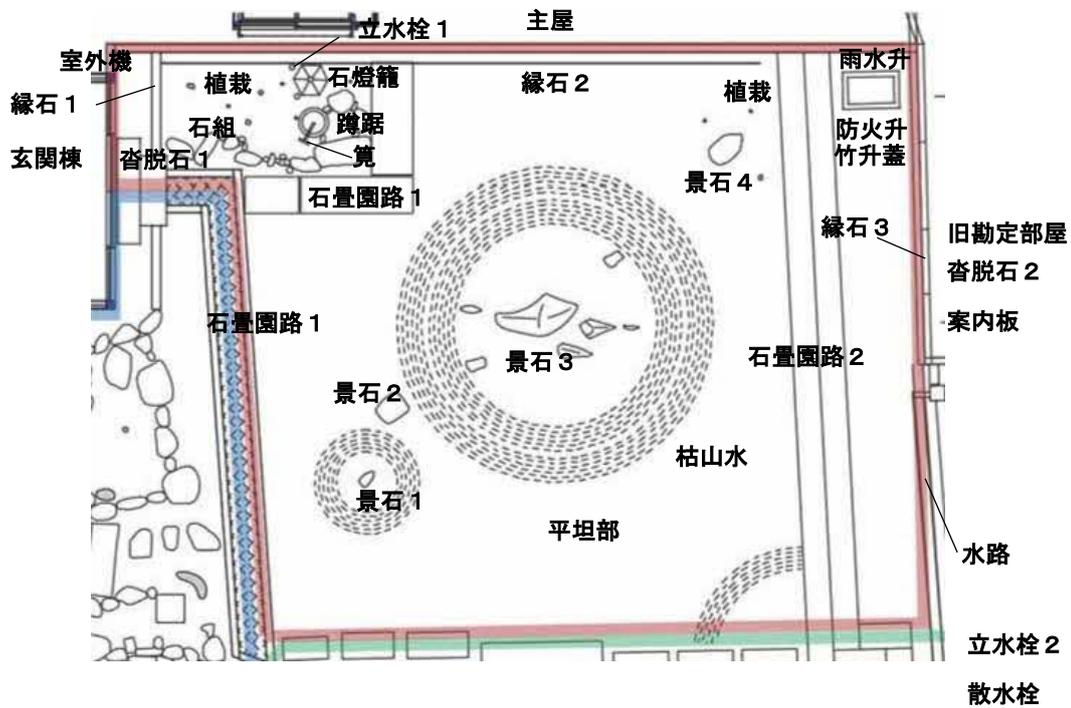


図 3-2-3-1 主屋南側の庭園

表 3-2-3-1 主屋南側の庭園構成要素一覧

分類	要素		土地区分
A 本質的価値を構成する要素	①地形・地割	平坦部、石畳園路	保全
	②石・石組	景石、枯山水（砂利）、石組、縁石	保全
	③水系		保全
	④植物	※植栽は資料編参照	保全
	⑤構造物	石燈籠、蹲踞、沓脱石	保全
	⑥工作物	篋、防火升竹升蓋	保全
	⑦建造物	玄関棟、主屋、勘定部屋	※第2章建築参照
	⑧地下遺構	未調査	保存
B 庭園の活用等に資する要素	案内板、防犯設備、 防火升、空調設備	防火升、室外機（主屋）	保全
C その他の要素		立水栓（止水弁）散水栓水路、雨水升 （マンホール）	保全

A 本質的価値を構成する要素

【現状】

①地形・地割

主屋南側の庭園の地形・地割は概ね平坦であり、動線の園路は石畳意匠が用いられている。



写真 3-2-3-1 平坦部



写真 3-2-3-2 石畳園路 1



写真 3-2-3-3 石畳園路 2



写真 3-2-3-4 枯山水を東から望む



写真 3-2-3-5 枯山水を北から望む



写真 3-2-3-6 枯山水を西から望む

②石・石組

主屋南側の庭園は、枯山水の様相で、要所に景石が配されている。枯山水の庭は石畳園路、縁石等で境界が区画されていた空間構成である。



写真 3-2-3-7 景石 1, 2, 3, 4



写真 3-2-3-8 枯山水(砂利)



写真 3-2-3-9 石組



写真 3-2-3-10 縁石 1



写真 3-2-3-11 縁石 2



写真 3-2-3-12 縁石 3

③水系

該当なし。

④植物

植栽は、別途資料（参考資料参照）を示す。

⑤構造物

主屋南側の庭園には、石燈籠、蹲踞といった添景物が配されている。建物出入り箇所にはいずれも加工した自然石の沓脱石が据えられている。



写真 3-2-3-13 石燈籠



写真 3-2-3-14 蹲踞



写真 3-2-3-15 沓脱石 1



写真 3-2-3-16 沓脱石 2

⑥工作物

主屋南側の庭園は勘定部屋と主屋の建造物に面するが、その園路（通路）沿いには、防火升（水槽）が設置されている。また、主屋玄関棟前には蹲踞が配置されていて、蹲踞には竹材の笕、防火升には竹升蓋が使われている。



写真 3-2-3-17 笕



写真 3-2-3-18 防火升竹升蓋

⑦建造物

主屋南側の庭園は、玄関棟、主屋、勘定部屋の建造物に面している。



写真 3-2-3-19 玄関棟



写真 3-2-3-20 主屋



写真 3-2-3-21 勘定部屋

⑧地下遺構

現時点で地下遺構に係る過去の調査有無は不明である。

【課題】

砂利を用いて枯山水の様相を模していることから、定期的な清掃が特に必要な空間となっている。砂利の敷均し、除草、低木類の剪定を実施して維持管理を行っているが、砂利は風、雨などによって細かく砕け流失するため、定期的な補充が必要である。石畳の園路に修理の緊急性はないが一部不陸が生じている。

B 庭園の活用等に資する要素

【現状】

庭園の活用等に資する要素は、防火升、室外機（主屋）、案内板が該当する。



写真 3-2-3-22 防火升 (防火水槽)



写真 3-2-3-23 室外機 (主屋)



写真 3-2-3-24 案内板

【課題】

室内の空調設備に伴う外観の室外機や園内の概要説明用の案内板は耐久年数によって取り替えを要する。

C その他の要素

主屋南側の庭園には、立水栓、散水栓の給水に係る装置と、雨水枡マンホールの排水口が設けられている。



写真 3-2-3-25 立水栓 1



写真 3-2-3-26 立水栓 2



写真 3-2-3-27 散水栓



写真 3-2-3-28 雨水升 (マンホール)

(4) 離れ座敷西側の庭園

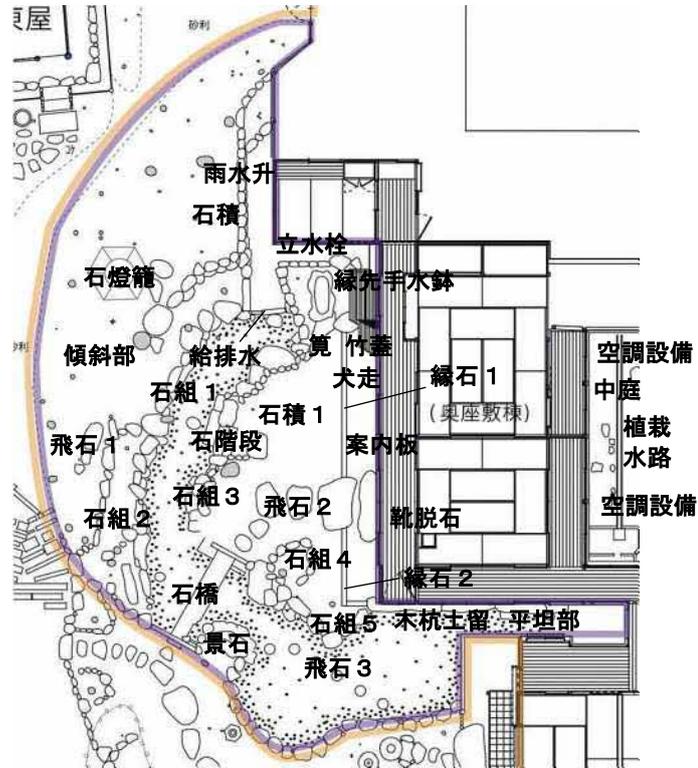


図 3-2-4-1 離れ座敷西側の庭園

表 3-2-4-1 離れ座敷西側の庭園構成要素一覧

分類	要素		土地区分
A 本質的価値を構成する要素	①地形・地割り	平坦部、傾斜部、園池 (枯)	保存
	②石・石組	景石、石組、石積、飛石、縁石、石階段	保存
	③水系	水路、給排水 (塩ビ管)	保存
	④植物	※植栽は資料編参照	保存
	⑤構造物	木杭 (土留用)、石燈籠、石橋、縁先手水鉢、沓脱石	保存
	⑥工作物	箕、竹蓋	保存
	⑦建造物	離れ座敷、犬走	※第2章建築参照
	⑧地下遺構	未調査	保存
	中庭 (家相図に「中庭」とあり)	主屋と離れ奥座敷の境界に「中庭」が設けられており採光空間になっている。	保存
B 庭園の活用等に資する要素	外灯、防犯設備、案内板、空調設備	案内板、空調設備	保存
C その他の要素	立水柱、雨水升 (マンホール)		保存

*「中庭」…石が生まれ、水路が設けられている。植栽はシュロチク、ナンテン、カエデの彩りと下床にベニシダ。室外機が幾つか設置され、立水栓と排水用の水路が設けられている。水の床下浸透防止策か、レンガ導入等改修痕跡が散見される。

A 本質的価値を構成する要素

【現状】

①地形・地割

離れ座敷西側の庭園は園池を有するが枯池の様相で「茶室まわりの庭園」空間とは園路及び植栽で仕切られている。地形は離れ座敷の建物基盤とほぼ同じ高さで平坦部となっており、一方、離れ座敷棟の西南縁に面して池が掘られている。離れ座敷と主屋の間には「中庭」が造られており、家相図（天保5年）には同位置に「中庭」と書かれた文字をみることができる。



写真 3-2-4-1 平坦部



写真 3-2-4-2 傾斜部・園池（枯）



写真 3-2-4-3 中庭

②石・石組

離れ座敷西側は縁側に沿って石組と一部乱杭による護岸が生まれ、枯池となっている。奥座敷から飛石を通り、枯池に架かった石橋を渡ると隣接する露地空間に至る。



写真 3-2-4-4 景石



写真 3-2-4-5 石組 1



写真 3-2-4-6 石組 2



写真 3-2-4-7 石組 3



写真 3-2-4-8 石組 4



写真 3-2-4-9 石組 5



写真 3-2-4-10 石積



写真 3-2-4-11 飛石 1



写真 3-2-4-12 飛石 2



写真 3-2-4-13 飛石 3



写真 3-2-4-14 縁石 1・2



写真 3-2-4-15 石階段

③水系

離れ座敷西側の庭園枯池護岸には給排水管がみられる。雨水を集めたものを池に排水していると思われる。座敷中庭には、雨水と地表排水用に水路が設けられている。



写真 3-2-4-16 給排水塩ビ管 (枯池)



写真 3-2-4-17 水路遠景 (中庭)



写真 3-2-4-18 水路近景 (中庭)

④植物

中庭の植栽は、シュロチク、ナンテン、カエデ（イロハモミジ）が植えられており、下床には、ベニシダが密生している。

⑤構造物

離れ座敷は十畳、次の間からなる部屋割りに西縁、南縁と縁先が設置されており、西南の縁側に面して枯池が展開する。護岸は自然石が組まれた構造であるが、一部に改修か木杭がみられる。座敷西縁側には縁先手水鉢を配している。この縁先手水鉢は、天保5年（1835）家相図に描かれているものと同位置を踏襲している可能性が高い。枯池には石橋を架けており、園路脇には石燈籠が配置されている。



写真 3-2-4-19 木杭



写真 3-2-4-20 石燈籠



写真 3-2-4-21 石橋



写真 3-2-4-22 縁先手水鉢



写真 3-2-4-23 沓脱石

⑥工作物

離れ座敷の縁先手水鉢には竹材の蓋と笕が使用されている。

⑦建造物

離れ座敷西側の庭園は離れ座敷に面しており、十畳、次の間からなる部屋割りに西縁、南縁と縁先が設置されており、足元は犬走が施されている。

⑧地下遺構

現時点で地下遺構に係る過去の調査有無は不明である。

【課題】

枯池の底には砂がたまり、草が生えてくることから、定期的な清掃が必要な空間である。また、飛石は流出土で石の塵（チリ）が埋まり、園路が不明瞭になっている箇所がみられる。

植栽の高木化、繁茂によって若干風通しが良好ではない状況である。

植栽が豊かな分、高木化や肥大化による地割の骨格の明瞭さを維持することが課題となっている。

B 庭園の活用等に資する要素

【現状】

離れ座敷東側庭園の犬走には案内板が、中庭には空調設備が2か所設けられている。部屋数も多いことから採光取りの機能として中庭が設けられていることがわかる。



写真 3-2-4-24 中庭・空調設備 1



写真 3-2-4-25 中庭・空調設備 2



写真 3-2-4-26 案内板

【課題】

中庭を概観すると、レンガやコンクリート素材の要素を用いた仕事がみられ、改修痕跡が散見されるが、天保5年家相図にすでに描かれた空間であることから、庭園のオリジナル（当初）の維持が課題である。

C その他の要素

離れ座敷西側の庭園には、立水栓が一箇所、雨水升が一箇所設けられている。



写真 3-2-4-27 立水栓



写真 3-2-4-28 雨水升（マンホール）

(5) 茶室まわりの庭園

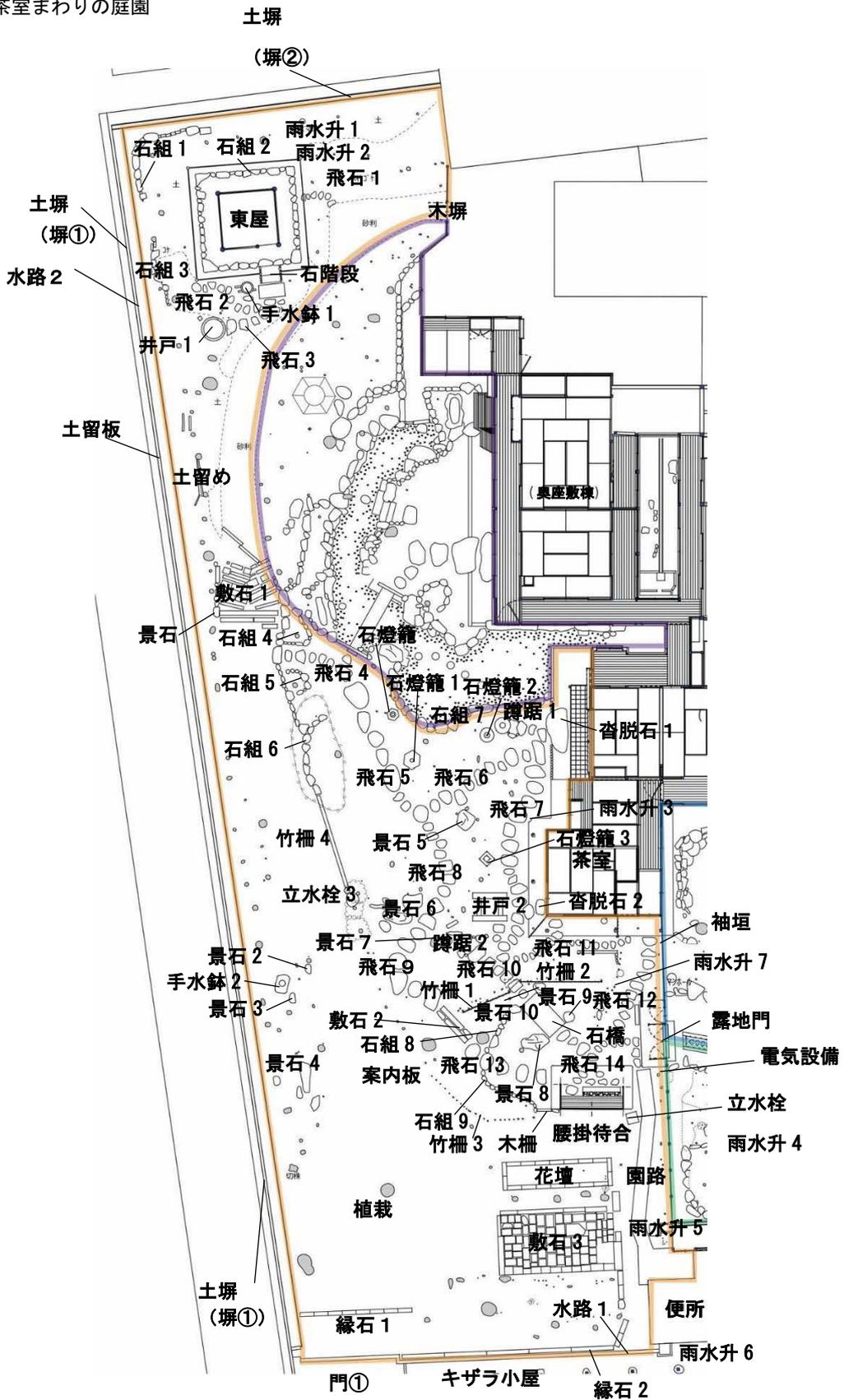


図 3-2-5-1 茶室まわりの庭園

表 3-2-5-1 茶室まわりの庭園構成要素一覧

分類	要素		土地区分
A 本質的価値を構成する要素	①地形・地割り ②石・石組 ③水系 ④植物 ⑤構造物 ⑥工作物 ⑦建造物 ⑧地下遺構	平坦部（上段・下段）傾斜部、園路、石階段 敷石 景石、石組、飛石、縁石 ※植栽は資料編参照 土塀（①②）、門①、露地門、花壇、 腰掛待合、土留め板、石燈籠、石橋、井戸、 蹲踞、手水鉢 井戸蓋（竹材）、木柵、竹柵、笥、四ツ目垣 犬走、キザラ小屋、茶室、玄関棟、土蔵、東屋 未調査	* 「図 3-2-5-1 茶室まわりの庭園」参照 ※第 2 章建築参照
B 庭園の活用等に資する要素	外灯、防犯設備、 案内板、空調設備	露地門付近に電気設備、防犯センサー、案内 板有	保全
C その他の要素		立水栓、雨水升（マンホール）、水路	

A 本質的価値を構成する要素

【現状】

①地形・地割

茶室まわりの庭園の地形・地割は、露地門から東屋に向かって傾斜があり、東屋が高台となる。緩やかではあるが傾斜のある地形・地割である。腰掛待合や花壇、敷石まわりは平坦な地形で、腰掛待合と東屋のほぼ中間地点で石階段が設けられており、東屋に向かって緩やかな斜面地形になっている。



写真 3-2-5-1 平坦部



写真 3-2-5-2 平坦部



写真 3-2-5-3 平坦部



写真 3-2-5-4 傾斜部



写真 3-2-5-5 園路



写真 3-2-5-6 石階段



写真 3-2-5-7 敷石 1



写真 3-2-5-8 敷石 2



写真 3-2-5-9 敷石 3

②石・石組

茶室まわりの庭園は、飛石が打たれ、飛石園路に沿って景石等が配されている。敷地最北方の東屋の地盤には石が組み、東屋が本敷地内で最も高台といえる。緩やかな斜面で高低差がある園路には、一部に石階段が設けられている。



写真 3-2-5-10 景石 1



写真 3-2-5-11 景石 2



写真 3-2-5-12 景石 3



写真 3-2-5-13 景石 4



写真 3-2-5-14 景石 5



写真 3-2-5-15 景石 6



写真 3-2-5-16 景石 7



写真 3-2-5-17 景石 8



写真 3-2-5-18 景石 9



写真 3-2-5-19 景石 10



写真 3-2-5-20 石組 1



写真 3-2-5-21 石組 2



写真 3-2-5-22 石組 3



写真 3-2-5-23 石組 4



写真 3-2-5-24 石組 5



写真 3-2-5-25 石組 6



写真 3-2-5-26 石組 7



写真 3-2-5-27 石組 8



写真 3-2-5-27 石組 9



写真 3-2-5-28 飛石 1



写真 3-2-5-29 飛石 2



写真 3-2-5-30 飛石 3



写真 3-2-5-31 飛石 4



写真 3-2-5-32 飛石 5



写真 3-2-5-33 飛石 6



写真 3-2-5-34 飛石 7



写真 3-2-5-35 飛石 8



写真 3-2-5-36 飛石 9



写真 3-2-5-37 飛石 10



写真 3-2-5-38 飛石 11



写真 3-2-5-39 飛石 12



写真 3-2-5-40 飛石 13



写真 3-2-5-41 飛石 14



写真 3-2-5-42 縁石 1



写真 3-2-5-43 縁石 2

③水系

該当なし。

④植物

庭園の植栽は、別途資料（参考資料参照）を示す。

⑤構造物

茶室まわりの庭園の構造物は、登録の境界ともなっている土塀（塀①）、裏門（門①）があり、園内には露地門、腰掛待合がある。茶室までの露地には、自然石の石橋、石燈籠、蹲踞が配されている。一方、キザラ小屋前は、空間を異した様相で、縁石で区画された花壇が配置されている。

そのほかには、塀①の控え柱付近には、土が押し出され塀①に流れ込まないように塀と並行して土留板が設置されている。裏門（門①）は鋼製門で昭和から平成期に改修されていて現在に至る。

特筆すべき点は、土塀を構造物として区分しているが、塀①が設置されているラインは中西家が大庄屋時代から所有していた敷地を一部踏襲するラインと推察され注目されること。また、茶室の改修時に庭にも茶の湯の設えである構成要素が追加された経緯がある点を記しておく。



写真 3-2-5-44 塀①



写真 3-2-5-45 門①



写真 3-2-5-46 露地門



写真 3-2-5-47 花壇



写真 3-2-5-48 腰掛待合



写真 3-2-5-49 土止め板



写真 3-2-5-50 石燈籠 1



写真 3-2-5-51 石燈籠 2



写真 3-2-5-52 石燈籠 3



写真 3-2-5-53 井戸 2



写真 3-2-5-54 蹲踞 1



写真 3-2-5-55 蹲踞 2



写真 3-2-5-56 手水鉢 1



写真 3-2-5-57 手水鉢 2



写真 3-2-5-58 井戸 1



写真 3-2-5-59 縁石 1



写真 3-2-5-60 縁石 2



写真 3-2-5-61 石橋

⑥工作物

茶室まわりの庭園には、庭園の空間を区切る（仕切る）結界として竹柵が意匠を変えて用いられている。また、井戸の化粧として竹材の井戸蓋が設けられている。



写真 3-2-5-62 井戸蓋（竹材） 1



写真 3-2-5-63 井戸蓋（竹材） 2



写真 3-2-5-64 竹柵 1



写真 3-2-5-65 四ツ目垣



写真 3-2-5-66 竹柵 2



写真 3-2-5-67 竹柵 3



写真 3-2-5-68 木柵（結界柵）



写真 3-2-5-69 柵（竹材）1

⑦ 建造物

茶室まわりの庭園は、キザラ小屋、玄関棟、土蔵一、東屋、茶室棟の建物に面しており、茶室棟の足元は犬走が施されている。



写真 3-2-5-70 茶室まわりの犬走

⑧ 地下遺構

現時点で地下遺構に係る過去の調査有無は不明である。

【課題】

園内は季節ごとに草が生えてくることから、茶会等の催しの前には清掃が必要な空間となっている。また、飛石は土で塵が埋まり、雨の日には園路として健全に機能が果たせていないことがある。

植栽の高木化、肥大化、繁茂によって若干風通しが妨げられているところもある。

登録時に記録していない植栽が散見される。しかし、用途、理由を確認することによって今後の維持管理の対象の有無を検討し方針を定める（参考資料・植栽図面樹木リストに情報を記載する）。

結界柵や井戸蓋等、自然由来の材料を用いた工作物の一部劣化がみられる。

離れ座敷西側の庭園と茶室まわりの庭園の境界に造られている流れ護岸は、登録の後、一部改修された。土留め用木杭で旧護岸の前列に汀線を追加した改修履歴がある。



写真 3-2-5-71 改修痕・木杭土留

B 庭園の活用等に資する要素

露地門付近にコンセント電気設備があり、敷地内に防犯センサーを設置している。露地外の園路には案内板があり、内容は園内でみられる季節の花木について解説されている。

C その他の要素

【現状】

茶室まわりの庭園には、要所に雨水弁（マンホール・7箇所）、止水弁が設けられ、給水設備・管理用水として立水栓が3箇所配置されている。キザラ小屋と土塀の屋根雨落ちラインには水路が設けられている。



写真 3-2-5-72 立水栓 1



写真 3-2-5-73 立水栓 2



写真 3-2-5-74 立水栓 3



写真 3-2-5-75 雨水升 1



写真 3-2-5-76 雨水升 2



写真 3-2-5-77 雨水升 3



写真 3-2-5-78 雨水升 4



写真 3-2-5-79 雨水升 5



写真 3-2-5-80 雨水升 6



写真 3-2-5-81 雨水升 7



写真 3-2-5-82 水路 1



写真 3-2-5-83 水路 2

【課題】

雨水升マンホールやコンクリート蓋は、主に雨が要因で流出した土で埋まる傾向があるため、定期的に堆積土の除去掃除が必要である。

3 庭園の保存管理計画

(1) 庭園の工事履歴調査

本庭園における工事履歴については、第1章 計画の概要 4 文化財保護の経緯 (1) 保存事業履歴に記載した情報が最新である。庭園に注目すると、平成26年(2014)3月にエアコン室外機隠しの白竹の取り替え、また、平成27年(2015)10月～11月、3月には竹垣の取り替えを実施している。

平成28年(2016)2月～3月には、スギゴケ補填、井蓋取り替え、生垣取り替え、杭補修を行っている。平成30年(2018)11月から2月にかけては、倒壊した石燈籠の据え直しを行っている。

令和3年(2021)11月～12月にかけて井戸蓋の取り替え、12月には樹木植え替えを実施している。

令和3年(2021)12月の樹木植え替えを除いては、いずれも修理(修繕)の範囲で、大掛かりな工事、つまり整備の範囲の工事履歴は残っていない。室外機目隠しの白竹の取り替えや竹垣の取り替え等を行っている点で、添景物や庭園を演出する工作物を大事に考えて庭園空間を維持してきたことがわかる。

平成24年(2012)以前の記録としては、聞き取り調査に頼るところであるが、離れ座敷西側の庭園と茶室まわりの庭園の境界にある流れの護岸が過去の資料と異なることが指摘されている。過去の資料では加工された切石状の石積護岸であったが、その護岸の前列に木杭を打ち込み、木杭背面は土を打ち込み、現在は木杭護岸となっている。外観すると、旧護岸を解体または破壊をしているわけではなく、枯池の景観に木杭護岸を設けることで一部に草本の生育ができるようになり、景色に彩りを追加したという点において、所有者の意向を理解できるもので、今後も維持を図ることとする。

庭園は生きた芸術であることから、劣化による変化、所有者の趣味趣向による変容を受けて現在に至っていることがわかる。今後も資料がみつかった際には、貴重な情報として吹田市において整理し保管する。

(2) 既往研究と専門家による評価

中西家には、家伝資料として天保5年(1834)、天保6年(1835)の家相図、明治33年(1900)の屋敷絵図、年代は不明だが明治期に作成されたと考えられる屋敷絵図が伝わる。家相図は主に建築図として用いられており、部屋割り図の役割が主となっており、家相図のなかで庭園を描くことは決まりが無く省略されていることが多い。そのようななか、天保5年(1834)、天保6年(1835)の家相図には、納屋付近の井戸から物見に向かって水路(流れ)とみられる線、また、敷地北西を中心に園池の護岸と読み取れる汀線、石燈籠が配された島形状の縄張線がみられる等、建物と同時期に庭園が展開していたことが窺い知れる。現存する敷地内の井戸数基は、位置が家相図と同位置とみられ、また、一段高い物見位置に現在東屋が建つ点等、地割は天保5年(1834)以前の姿を一部踏襲している可能性が高いことを示唆する点で興味深い(図1-3-2-9 天保5年(1835)家相図、図1-3-2-10 天保6年(1836)家相図参照)。

建物に関する既往研究は、大阪大学名誉教授青山賢信氏が平成14年-15年に行った学術調査報告書「登録有形文化財中西家住宅調査報告書」(平成15年(2003)、吹田市教育委員会)が知られており、その報告書をもとにまとめられた「中西家住宅の建築」(平成19年(2007)、吹田市立博物館)が主流となっている。

また、各建物の破損調査と痕跡調査が行われており、調査成果は「旧中西家住宅(吹田市吉志部門人墨客迎賓館)建物破損調査報告書」(平成19年(2007)、財団法人京都伝統建築技術協会)にまとめられている。一方、庭園に特化した既往研究は、それら建物に係る調査報告書にふれられているほかには、旧中西

氏庭園を登録記念物（名勝地関係）の申請を行うために実施した庭園の学術調査成果として作成された「旧中西家住宅庭園調査報告書」（平成 24 年（2012）、吹田市立博物館）があげられる。学術調査を担当した京都造形芸術大学教授（現在の京都芸術大学）仲隆裕氏によって、建物まわりに展開する庭園の特質がまとめられているほか、時代背景と旧中西家の格式にまつわる記述のほか、文人売茶翁とのかかわりから煎茶の要素を備え持つ建物と庭園の設えについての様式について触れられているほか、西園、東園と呼称する掘って造られた稀有な庭園構造について、文化は大阪（大坂）にとどまらず京都から影響を受けた可能性についての指摘等がなされている。庭園構造については、発掘調査と資料による検証が待たれるところであるが、旧中西家住宅に伝わる家相図の存在から、庭園遺構は一部を除いて天保 5 年まで遡る可能性が示唆されて評価されている。

本書に載せる新たな情報としては、中西家十四代からの聞き取り調査成果についてふれておく。離れ奥座敷西側の庭園は水が導入されていた時期があるかどうかについては「意図的に水を溜め、そこで鯉などを飼っていたことはない」と記憶している。風水的に言っても、あの場所に水を溜めるのは良くないので、昔から水は入れてなかったと思います。」また「昔から雨が降ると雨水が溜まったが、それは底に浸み込み、南側に向かって傾斜がついているので地中をキザラ小屋方面に流れ、それがさらに南の道路を通り、現在は駐車場になっている場所に蓮（ハス）池があったので、そちらへ流れ込んでいたと思う。それが、蓮池は埋め立て駐車場にし、地道だった道路もアスファルトで舗装されたため、枯池の水が流れにくくなってきたので、昭和時代の終わり頃（昭和 50 年代か）に池底にポンプを設置し、管を新設し、キザラ小屋南側道路下の下水管に流れるようにしたのだと思います」。キザラ小屋周辺の様相について語られたことは貴重な情報であり、図面が残らない現時点では、聞き取り情報を丁寧に拾い集め、今後、活用整備事業を実施することになった場合には、考古学的手法を用いた発掘調査による造園・庭園史上の遺構検証ならびに類推事例との比較や構造検証の際に、発掘をおこなうエリアの候補として、聞き取り情報も参考にしながら選定と検討を行っていくこととする。

なお、由緒は新しいが、前所有者の意向として事務室南側の手水鉢・石組みなどの設えの由緒と由来についても触れておく。十四代によると「父（十三代）が事務室を平成に入ってから（住居棟玄関北横の洋間増築と同じ時期だったと思うので平成 5 年（1993）～平成 8 年（1996）頃か）建てたとき、事務室の南側横が何もなくて殺風景だったので、父が敷地内にあった石やら瓦などを集めてきて組み合わせて作ったものです。石庭と同様に、先代の美的センスで作上げた一角ではあるので、歴史のあるものではありませんが、私（十四代）個人としては保全してもらえたらと思います。」という話も記録した。十三代が整備してから、その姿を維持してきており現在に至っている。

以上を今後の保存管理・活用整備計画策定の際の参考資料とする。

(3) 庭園の保存管理計画

■ 庭園の保存管理の方向性

旧中西氏庭園は南東を正面とする住宅の敷地南北約 55m、東西約 58mの敷地内にあり、主屋を中心とする建物まわりに展開して築造された庭園である。外周塀や長屋門を境界に敷地面積約 3261 m²の範囲において国の登録記念物（名勝地関係）として指定されている。また「中西家は島下郡 14 か村の大庄屋を勤めた家柄であり、主屋は 10 間半に 5 間のつし 2 階の主体部とその上手妻に接続する座敷棟、上手前方の玄関棟からなる大規模なもの。建築年代が明らかで襖など内装も良く残る。摂津地方における江戸後期の上層農家主屋の好事例。」と評価され、主屋、長屋門、勘定部屋、キザラ小屋、内蔵、土蔵が平成 15 年（2003）に登録有形文化財（建造物）に指定されている。勝手門、井戸屋、納屋は吹田市指定有形文化財に指定されるなど、敷地内には江戸後期の姿を軸とする東村地域の庄屋の文化や佇まいのほか、現代に至るまでの中西家の歴史を伝える文化財が保護されてきた。

本項では、建物・庭園ともに学術的な文化的価値の検証と評価がなされているなか、登録記念物（名勝地関係）旧中西氏庭園に特化した庭園の今後の保存管理計画の方向性を示す。

まず、旧中西氏庭園は、平成 25 年（2013）8 月 1 日付で国の登録記念物（名勝地関係）となった。つまり、吹田市に限らず、わが国における共有の財産として評価され認められたことを示していることから、その指定時に評価された内容を理解し、適切に永続的に維持するための保存管理が求められる。よって、本庭園において、価値を適切に保存するための管理方法を整理し、次項に定めることとする。

また、建築、庭園ともに江戸後期から指定時に至るまでに所有者の変遷や時代による影響から、建物では増改築、庭園でも改修が行われた記録が残り、変容してきたことが窺い知れ、一方それが重層的な価値として評価がなされている。つまり、本質的価値となっている江戸後期の庄屋の屋敷佇まいのほか、現代にいたるまでに増改築されてきた建物、庭園においてもよい仕事（技術）が見られ、保護が必要となっている。所有者の作庭意図や往時の暮らしぶりを知りうるができる空間・意匠については、時代、構造、意匠を理解したうえで適切に保存するための管理を行う。

さらに、日常の保存管理行為の際に遺構が露出した場合（豪雨等で表土層が流れて下部が露出、石が外れて下部から遺構が出てきたといった場合等）には、施設管理者（旧中西家住宅職員）は直ちに市文化財保護課職員に報告を行い、現況記録を行った上で保護等の処置の相談を行う。保存管理行為で修理が出来ない場合には、養生の上（一定の保護策を行った上で）で緊急処置の検討を行うか、5 年～10 年に一度程度の整備事業として予算と仕様を検討の上、対処を行う。市は、庭園の専門家または学術機関に遺構の記録と精査、修理方法の相談を行い、検出した遺構情報の記録が紛失しないようにつとめる（記録保存）。

【庭園の保存管理の方向性】

1. 我が国における共有の財産としてのその価値を適切に保存するための管理を行う
2. 作庭意図や暮らしぶりが表現されている空間・意匠を適切に保存するための管理を行う
3. 日常の保存管理行為の際に遺構が露出した場合には、施設管理者は直ちに文化財保護課職員に報告を行い、記録（記録保存）を行った上で保護等の処置の指示を受ける（市は検討を行い適切な処置を行う）。

■保存管理の方法

前項で示した「保存管理の方向性」3点に基づき、旧中西氏庭園では空間毎の保存管理方法と庭園を構成する要素の管理方法を以下に定める。施設管理者は日常的に園内見回りを行い、状況を把握した上で定期的に庭園の管理について文化財保護課職員に報告ならびに相談を行う。

ア 空間毎の保存管理方法

■玄関棟南側の庭園・西園

東園（長屋門北側の庭園）とつながっている空間で、西園空間は東園より規模が小さく、底面には掘り井戸がみられる。掘り込みの斜面部には御影石（六甲山産出の花崗岩）を主とする石積みがなされ、サクラやツツジ類の花木が庭園に色を添える。この掘り込み状の庭園がいつの作庭であるかについては決定的な史料を欠くが、古図や古写真などから明治33年（1900）以前のことであり、天保5年（1834）に遡る可能性も否定できない。中西家の由来については、十三代（大正11年（1922）生まれ）による聞き取りも残ることから、伝書の過程と史実の検証を行い、さらに詳細がつかめることが課題となっている。

施設管理者が、石段の傾倒や崩壊の確認を行い、き損が進行している場合には修理を行う。なお、日常の管理範囲でできない内容については、文化財保護課職員は庭園の専門家または学術機関に整備方法（工法、材料）の相談を行う。修理内容によっては文化財的価値が損なわれることもあるため、掘り込み式の園池構造に係るような修理は、日常の行為であっても、専門家ならびに学術機関に適切な対処方法を相談するものである。

庭園を構成する植栽は、公開を行っている時点で同時に安全を担保する必要性が生じるため、腐朽菌の進行がみられる樹種については特に日常の観察を行い、適宜、確認を行う（本報告書参考資料の庭園植栽リスト・植栽平面図を基本とし、今後維持管理を行う）。幹にキノコが発生したものは腐朽進行が著しいもので、樹勢復旧は困難と判断して剪定・伐採の処置を行う。

■長屋門北側の庭園・東園

ほぼ方形の枯池であり、三方から石段で池底面に降り立つことができる構造である。西園同様に、この掘り込み状の庭園がいつの作庭であるかについては決定的な史料を欠くが、古図や古写真などから明治33年（1900）以前のことであり、天保5年（1834）に遡る可能性も否定できない。

施設管理者が、石段の傾倒や崩壊の確認を行い、き損が進行している場合には修理を行う。なお、日常の管理範囲でできない内容については、文化財保護課職員は庭園の専門家または学術機関に整備方法（工法、材料）の相談を行う。修理内容によっては文化財的価値が損なわれることもあるため、掘り込池の構造に係るような修理は、日常の行為であっても、専門家ならびに学術機関に適切な対処方法を相談するものである。

■主屋南側の庭園

由来は新しく、十三代による作庭であることがわかっている。住居棟玄関北横の洋間増築と同じ時期に事務室の南側横が何もなく殺風景であったことから、十三代が敷地内にあった石や瓦などを集めてきて組

み合わせて作ったものと話が伝わっている。先代の美的センスで作り上げた一角で、歴史を遡るものではないが、所有者の思いが形になった空間であること、また、すでに調和した空間として存在し、登録時には現状の状態で保存されていたことを加味し、現状維持とする。

主屋玄関に接する空間であることから、来賓者をもてなす空間として、清掃を絶やすことのないよう、格式（現状）を維持する。記念物登録範囲内であることから、構成要素（石、樹木、立水栓等）を移動させたり、壊したりすることがないように日常の観察・清掃管理を行う。特に枯山水の様相は、砂紋の美しさを求めることから、定期的に枯山水空間の草抜き、砂紋の敷き均しを行い、来賓者をもてなす空間を維持する。この意思是、大庄屋時代の中西家の庄屋としての生業の接客に通ずること、その思いを継承する。

■離れ座敷西側の庭園・中庭

中西家においては、遅くとも天保5年（1834）には離れ座敷（書院）に池泉形式の庭園が営まれていた。この庭園は、江戸時代末期における中西家の社会的地位を象徴する存在であったと言える。離れ座敷の書院庭園には、枯池の護岸石組みや飛石には御影石（六甲山産出花崗岩）が豊富に用いられ、架かる石橋には緑色片岩が用いられるなど、当時の中西家の財力を窺わせる。さらに中西家を語るうえで興味深い点は、煎茶の好みである。中西家には煎茶道具や頼山陽自筆の「涉成園記」の稿書が伝わっている。茶室も煎茶席であり、離れ座敷書院庭園は、書院からの座観に対応するだけでなく、天保5年（1834）段階から隣接する煎茶席や、敷地北西隅の高台にある「物見」と一体的に構成されており、物見はるか紫金山を眺望し、四季の景物を楽しむ眺望座敷であった。

主屋の離れ座敷に面する空間で採光のために設けられたと考えられる中庭が存在する。天保5年（1834）家相図に「中庭」と書かれており、すでに存在が認められる。

中庭の空間は天保5年（1834）以前に遡る可能性が高い庭園で、現在、室外機や物置き場的な使い方になっている点、改良の検討を行う。離れ座敷は枯池の様相であることから、施設管理者は、堆積土や枯葉等は定期的に清掃を行い、現状を維持するようつとめる。また、植栽の高木化が進行しないよう、5年から10年に1度、切り下げ剪定を行い、景観を保全する。なお、この切り下げ剪定については、文化財保護課職員は庭園の専門家ならびに学術機関に庭園の眺望景観の視点から相談を行い、専門的な判断を考慮した剪定方法を管理の庭師と管理の方向性の認識の共有につとめる。

■茶室まわりの庭園

中西家は、江戸期における煎茶道の祖である売茶翁を顕彰し、売茶流の煎茶道を好んでいたと伝える。園外の眺望や、四季の景物を楽しむ文人趣味が、茶席や庭園の構成にもあらわれていると考えられる。現在の茶室は平成9年（1997）の建立と新しく、このとき旧茶室周りの露地にも改修の手が加えられているが、江戸期以来の文人趣味を積極的に継承することで庭園の構成がより豊かなものへと発展している。

茶の湯の設えとして、腰掛待合、蹲踞、石燈籠、また空間を仕切る演出の枝折戸、竹垣、結界柵の要素が多く用いられている空間である。筧や竹垣、結界柵の竹は劣化が著しくなる前に取り替えて来賓者へのおもてなしの意識を表現する。園内に配されている石燈籠や景石は、植栽で隠れてしまわないよう植栽の管理を行う。

西側の土堀は旧中西家住宅にとって当初の境界を踏襲している可能性が高い地割遺構と推察されることから、土堀の日常観察は必須とし、長く維持できるようにつとめる。

イ 庭園を構成する要素の管理方法

■ 地形・地割

施設管理者は、庭園の地形、地割（築山、園路、枯流等）の形状を明瞭に維持する。庭園の構造・意匠形状を維持する。

劣化・老朽化・破損した意匠（技術、材料）は修理する等の日常の維持管理を行う。日常の維持管理で修理できない規模の場合には、文化財保護課職員は、整備事業として計画を立て、適切に修復整備を行う。原則的に構造・意匠（技術・材料）は現況と同じものを採用とするが、耐久年数、材料が手に入らない等の課題が生じた場合には、現代工法、新材料の使用も視野に入れる。ただし、文化財保護課職員は、文化財庭園（歴史的庭園）修復の専門家または学術機関に相談の上で決定する。

■ 石・石組

施設管理者は、日常の見回り時に、傾倒等の動態や損傷が見られた場合には、写真記録、図面に位置記録を行い、市文化財保護課職員に報告を行う。また、風化が懸念される石材については、特に注視して日常観察を行う。本庭園の場合は、花崗岩が風化しやすい石材のため、定期的にひび割れ、亀裂、粉碎等の風化の状態観察を行う。

■ 水系

本庭園は水を溜めた池庭を要する庭園は無いため、水質管理は不要である。本庭園においては、水路が境界堀や長屋門、キザラ小屋の屋根雨落ちに沿って設けられていることから、砂、土、枯葉等は適宜掃除を行って水の流れを滞らせることのないように管理する。

■ 植物

年間管理の庭師の剪定・清掃作業以外の枯れ枝拾い、かかり枝処理、掃き掃除、草抜き、徒長枝剪定等は施設管理者が見回り管理の際に実施する。また、地球規模の気候変動期に入り天候が不順な時代であることから、災害級の水不足等の際には、灌水を行い、また、積雪の際には雪の質によっては雪下ろしを行い、突風等の後には折れ枝の確認等を日常管理で行う（ただし、施設管理者の安全管理が担保された上で実施する）。

本計画（参考資料）で示した植栽リストの樹勢状況を基本とし、腐朽菌が進行している樹種等は特に見回り時の観察で状態確認を行う。観察時にキノコが発生していることを確認した場合には、文化財保護課職員に報告を行い、部位によっては伐採の工事を行うか相談を行い、安全管理を優先として、植栽の管理を行う。

文化財保護課職員は、年間の維持管理計画で、ヤブツバキ、マツ、カエデ类等害虫が発生しやすい樹種については、薬剤散布の計画を立てて実施する。

日常の維持管理では実施できないような大掛かりな整備工事については、5年から10年程度に実施する計画で植栽活用整備計画を立案し、予算と仕様を決定した上で、整備を行う。

■ 建造物

施設管理者は、日常的に点検を行い、劣化や破損等の症状の観察・記録を行い、文化財保護課職員に報告ならびに相談を行う。

詳細は建築の項で示したとおりである（第2章 建築の保存管理計画 参照）。

■ 構造物・工作物

防災や管理上必要な設備の耐久年数を把握した上で、定期的に修理を行う。取り替えについては予算が高額になる可能性が高いことから、5年から10年程度で実施する活用整備事業として計画を立てて、予算を確保した上で実施を行う。

茶庭や庭園の添景物、または工作物で、蹲踞の笕、結界竹柵、井戸蓋等、特に季節や茶事催しに係るような季節ものについては、定期的に取り替えを行えるようにつとめる。

工作物の取り替え時には、極力同じものを採用することとするが、理由によっては別の意匠の採用も検討の余地を含む。

■ 地下遺構

旧中西氏庭園は建物の建築年代の文政9年（1826）時点では、庭園に係る情報がないが、遅くとも天保5年（1834）には、庭園を有する屋敷であったことが家相図から推察される。現状の地表面の地下には、遺構が埋蔵している可能性が高いことから、文化財保護法の基準に則り、掘削等の行為については、事前に文化財保護課職員に相談を行い、日常の行為でもむやみに掘削や構成要素の移動、処分を行わないように注意を図る。

特に、災害等の後には地表面の流出等が発生することも考えられ、その際には遺構面が露出、または遺物が検出されることも予想される。遺物・遺構を確認した場合は、施設管理者は写真記録と位置記録を行い、文化財保護課職員に報告と保管・保存について相談を行う。

■ 活用に資する付属施設

活用に資する付属施設は、長屋門脇の便所が該当する。必要に応じて修繕を行うが、抜本的な整備が必要な場合、または活用に係る施設として再考する場合には、整備事業として予算と仕様を検討した上で事業化を図る。

防犯センター設備は、耐久年数によって計画的に取り替えを検討する（整備事業の範囲か維持管理の範囲かは予算によって検討する。景観に配慮した意匠を採用する。）。

■ 資料・調度品・その他

施設管理者は、一次史料や調度品等の歴史的資料は適切な保存を行い、永続的に維持できるようにつと

める。

保管場所についての課題が生じた場合には、文化財保護課職員や関係施設等、体制で協力が図れる機関と相談を行い、適切な保存（保全）対策を図る。

（４）庭園の活用整備計画

ア． 庭園活用整備計画の方向性

旧中西氏庭園の保存管理の方向性やその方法については、第 3 項 庭園の保存管理計画で定めたとおりであるが、本頁では、日常の保存管理行為では実施できないような大規模な整備事業を指し「庭園を保存するための整備」と、記念物の本質的な価値を公開等により理解を深めてもらうための「活用に必要な整備」を行うための方向性を示す。

【庭園を保存するための整備・庭園の活用に必要な整備の方向性】

- ①日常の保存管理では行えない大規模な作業は、5年から10年程度の工程案を作成し、整備工事事業として検討する。整備に関しては、庭園の本質的価値を損なう整備を行う危険性を避けるため、文化財庭園（歴史的庭園）修復の専門家ならびに学術機関に整備内容、工法、材料、体制の相談を行い、各関係行政機関に説明を行う。
- ②庭園の整備を行う際には、考古学的手法を用いた庭園史の専門領域者立会いの発掘調査や史資料調査を実施し、現地と資料による検証を進めたいうえて、整備内容を決定することとする。考古学埋蔵文化財の発掘調査手法を用い、庭園史の観点から土層や遺物の判断を行い、庭園遺構の検証を行って整備内容を決定する。発掘調査で明らかな構造が把握できなかった場合等には、現状復旧とする（根拠のある整備、遺構検証判断による計画を原則的に採用とする）。
- ③生きた遺構・芸術である植栽の整備については、江戸末期に日本に流通していた植栽に留意することを原則とするが、記念物登録指定時までに追加された園芸品种植栽については、現状維持とする。活用の一環で来賓者が好む花木の補植を検討する場合には、必要に応じ検討を行う。

イ． 庭園活用整備の方法

前述した「庭園を保存するための整備・庭園の活用に必要な整備の方向性」3点に基づき、旧中西氏庭園では空間毎の庭園活用整備方法と庭園構成要素の活用整備方法を以下に定める。施設管理者が日常的に行う保存管理（維持管理）行為では行えない大規模な整備については、整備事業として計画等の検討を行う。文化財保護課職員は文化財庭園（歴史的庭園）の専門家ならびに学術機関に相談の上、計画を立案して各行政関係機関に相談と報告を行い、実現にむけて遂行する。

ウ. 空間毎の庭園活用整備方法

■ 玄関棟南側の庭園（西園）

東園（長屋門北側の庭園）とつながっている空間で、西園空間は保存区域と定めている。よって、現状を保存する区域の位置づけであり、この区域内では、原則新たな造形や建造物等は設けない。ただし、安全上、活用上等、変更を考慮する必要が生じた場合など、やむを得ない事情が生じた場合には、当初の景観に配慮する計画を立案する。

この掘り込み状の庭園が、いつの作庭であるかについては決定的な史料を欠くが、古図や古写真などから明治33年以前のことであり、天保5年（1834）に遡る可能性も否定できない。日常の維持管理（保存管理）行為では行えない大規模な整備工事の場合には、5年から10年単位を目途に、整備事業を立案し、工法、材料等の検証を行って事業の着手を目指す。整備では、掘り込み式の園池構造を把握するための発掘調査の実施が必要になることも考えられる。整備内容については、適切な工法を選定する必要があるため、文化財修理に造詣の深い専門家や学術機関に相談の上、決定を行う。

■ 長屋門北側の庭園（東園）

西園（玄関棟南側の庭園）と同様に保存区域に定めている。よって、現状を保存する区域の位置づけであり、この区域内では、原則新たな造形や建造物等は設けない。ただし、安全上、活用上等、変更を考慮する必要が生じた場合など、やむを得ない事情が生じた場合には、当初の景観に配慮する計画を立案する。

日常の維持管理（保存管理）行為では行えない大規模な整備工事の場合には、5年から10年単位を目途に、整備事業を立案し、工法、材料等の検証を行って事業の着手を目指す。整備では、掘り込み式の園池構造を把握するための発掘調査の実施が必要になることも考えられる。整備内容については、適切な工法を選定する必要があるため、文化財修理に造詣の深い専門家や学術機関に相談の上、決定を行う。

■ 主屋南側の庭園

土地区分と保存・保全方針では、保全地区に定めている。保全区域は、保存区域に準じた区域の位置づけで、現状の景観・環境を保全する区域である。この区域内では、全体の景観に配慮した保全を行う。由緒の新しい時代の範囲であることがわかっており、活用に伴う整備を考慮することが出来る範囲と定めた。

ただし、整備を自由に行ってよいという範囲ではなく、あくまで活用等に伴う考慮が必要な場合に、整備を行うことができる検討の余地がある範囲という意味付けである。

日常の維持管理（保存管理）行為では行えない大規模な整備工事の場合には、5年から10年単位を目途に、整備事業を立案し、工法、材料等の検証を行って事業の着手を目指す。整備では、掘り込み式の園池構造を把握するための発掘調査の実施が必要になることも考えられる。整備内容については、適切な工法を選定する必要があるため、文化財修理に造詣の深い専門家や学術機関に相談の上、決定を行う。

■ 離れ座敷西側の庭園・中庭

離れ座敷西側の庭園・中庭は、保存区域に定めた。よって、現状を保存する区域の位置づけであり、この

区域内では、原則新たな造形や建造物等は設けない。ただし、安全上、活用上等、変更を考慮する必要がある場合など、やむを得ない事情が生じた場合には、当初の景観に配慮する計画を立案する。

日常の維持管理（保存管理）行為では行えない大規模な整備工事の場合には、5年から10年単位を目途に、整備事業を立案し、工法、材料等の検証を行って事業の着手を目指す。整備内容については、適切な工法を選定する必要があるため、文化財修理に造詣の深い専門家や学術機関に相談の上、決定を行う。

植栽の高木化が進行しないよう、5年から10年に1度、切り下げ剪定を行い、景観を保全する。なお、この切り下げ剪定については、庭園の専門家ならびに学術機関に庭園の眺望景観の視点から相談を行い、専門的な判断を考慮した剪定方法を管理の庭師と管理の方向性の認識の共有につとめる。

離れ座敷棟西側の庭園と茶室まわりの庭園の境界に付加された木杭護岸があるが、木杭が劣化して修理を行う際には、き損箇所以外は現状維持とし、修理範囲以外に掘削等を行わないことを原則とする。

■ 茶室まわりの庭園

茶室まわりの庭園は、保存区域に定めた。よって、現状を保存する区域の位置づけであり、この区域内では、原則新たな造形や建造物等は設けない。ただし、安全上、活用上等、変更を考慮する必要がある場合など、やむを得ない事情が生じた場合には、当初の景観に配慮する計画を立案する。

日常の維持管理（保存管理）行為では行えない大規模な整備工事の場合には、5年から10年単位を目途に、整備事業を立案し、工法、材料等の検証を行って事業の着手を目指す。整備内容については、適切な工法を選定する必要があるため、文化財修理に造詣の深い専門家や学術機関に相談の上、決定を行う。

西側の土塀は旧中西家住宅にとって当初の境界地割を踏襲している可能性が高いと推察されることから、土塀の日常観察は必須とし、長く維持できるようにつとめる。整備を伴う工事に着手する必要がある場合には、土塀の地下遺構について調査を行う必要がある点、特筆する。

エ 庭園構成要素の活用整備方法

■ 地形・地割

庭園の地形、地割（築山、園路、枯流等）の形状において、日常の維持管理で修理できない規模のき損の場合には、整備事業として計画を立て、適切に修復整備を行う。原則的に構造・意匠（技術・材料）は現況と同じものを採用とするが、耐久年数、材料が手に入らない等の課題が生じた場合には現代工法、新材料の使用も視野に入れる。ただし、文化財保護課職員は、文化財庭園（歴史的庭園）の専門家または学術機関に相談の上で決定する。

■ 石・石組

日常の修理の範囲で出来る内容以外のことは、文化財庭園（歴史的庭園）の専門家または学術機関に相談を行い、構成要素の遺構としての価値が損なわれることのない整備を検討する。日常の修理の範囲で行えない作業は、主に護岸の崩壊・落下・著しい傾倒の据え直し（整備）、石燈籠の崩壊による部品破損等である。景石や護岸石組・石積の据え直しを行う際には、土層による検証（発掘調査）を伴うことから、整備事業として計画を行う。なお、小規模な場合は、修理の範囲で実施することも可能であるが、必ず埋蔵文

化財担当者とともに、文化財庭園の専門家や学術機関の指導・立会を受けた実施とすることとする。

■ 水系

本庭園は水を溜めた池庭を要する庭園は無いため、水質管理は不要である。本庭園においては、水路が境界塀や長屋門、キザラ小屋の屋根雨落ちに沿って設けられていることから、砂、土、枯葉等は適宜掃除を行って水の流れを滞らせることのないように管理で維持を行うが、災害やその他の理由で抜本的な整備を必要とした場合には、文化財保護課職員に相談を行う。文化財保護課職員は文化財庭園（歴史的庭園）の専門家ならびに学術機関に相談を行い、整備事業として構造、意匠、材料を検討し計画着手を目指す。

■ 植物

日常の維持管理では実施できないような大掛かりな整備工事については、5年から10年程度に実施する計画で植栽活用整備計画を立案し、予算と仕様を決定した上で、整備を行う。

植栽が指定時の記録図面と異なるものがある。特に植栽は生きた構成要素であることから、経年的な変化は生じるものであるが、植栽記録リストを基に、離れ座敷棟西側の庭園の構成要素として維持するかどうか、追加種に関する協議を行い、追加してよい選定種について方針の整理を行う（参考資料参照）。

■ 建造物

施設管理者は日常的に点検を行い、劣化や破損等の症状の観察・記録を行い、文化財保護課職員に報告ならびに相談を行う。

詳細は建築の項で示したとおりである（第2章 建物の保存管理計画 3 管理計画 参照）。

■ 構造物・工作物

防災や管理上必要な設備の耐久年数を把握した上で、定期的に修理を行う。取り替えについては予算が高額になる可能性が高いことから、5年から10年程度で実施する活用整備事業として計画を立てて、予算を確保した上で実施を行う。

■ 地下遺構

建物の建築年代の文政9年（1826）時点での庭園に係る情報は欠けているが、家相図から遅くとも天保5年（1834）には、庭園を有する屋敷であったことが窺える。現状の地表面の地下には、遺構が埋蔵している可能性が高いことから、文化財保護法の基準に則り、掘削等の行為については、事前に文化財保護課職員に相談を行い、計画を立案する。

■ 活用に資する付属施設

活用に資する付属施設は、長屋門脇の便所が該当する。必要に応じて修繕を行うが、抜本的な整備が必要な場合、または活用に係る施設として再考する場合には、整備事業として予算と仕様を検討した上で事業化を図る。

防犯センター設備は、耐久年数によって計画的に取り替えを検討する。整備事業の規模の内容か維持管

理の範囲の規模かは、仕様と予算によって検討を行う。

■ 資料・調度品・その他

一次史料や調度品等の歴史的資料は適切な保存を行い、永続的に維持できるようにつとめる。

保管場所についての課題が生じた場合には、文化財保護課職員や関係施設等、体制で協力が図れる機関と相談を行い、適切な保存（保全）対策を図る。日常の維持管理の範囲で行えない規模の場合には、計画を立案し整備事業として検討を行う。

第4章 防災計画

1 防火・防犯対策

(1) 防火対策

ア. 旧中西家住宅の燃焼特性

本敷地内の建造物は、第1章3項「文化財の概要」に示す通り、すべて木造建造物であるため、燃焼性は高い。

イ. 延焼・類焼の危険性

旧中西家住宅は木造の建造物が近接する集落の中心部に位置するため、近隣からの類焼、近隣への延焼の可能性に考慮する必要がある。

旧中西家住宅の敷地西側と北側の一部は土塀で囲われており、北側敷地境界には比較的防火性能の高い土蔵が立っている。敷地東南部は中西家のガレージと施設の駐車場となっている。このため、これらの部分については比較的延焼、類焼の危険性は低いと考えられる。ただし、敷地北東部は隣地の建物が近接しているため、特に注意が必要である。また、庭の樹木からの延焼、類焼についての危険性も考慮する必要がある。

ウ. 防火管理の現状と利用状況に係る課題

現在は開館中職員が常駐し管理を行っている。週6日完全予約制で一般公開しており、見学の際は職員もしくは案内ボランティアが見学者について案内を行っている。閉館後・夜間については、機械警備による対応を行っている。また、屋内に消火器並びに自動火災報知設備を設置しており、火災が発生した場合は、近隣の東消防署に自動的に通報される体制となっている。

旧中西家住宅は、消防法に定められた防火管理者についての設置義務はなく、館長が自衛消防隊長となり、館が独自で取りまとめた消防計画に基づき防火管理を行っている。現在は敷地内で火気を使用していないが、今後茶室の利用を検討しており、その際は炭をおこすなど火気の使用が考えられるため、改めて防火管理体制について検討する必要がある。また、電気配線設備については建物が吹田市に寄贈されてから更新されていないため、漏電の恐れがないか調査する必要がある。

(2) 防火管理計画

ア. 防火管理者

現在防火管理者を設置していないため、今後は設置を検討する。

イ. 防火管理区域の設定

本保存活用計画で定める防火管理区域は、登録有形文化財及び市指定有形文化財建造物の防火のために配慮が必要とされる区域とし、第1章で定めた計画区域と同範囲とする。(図4-1-2-1)

登録有形文化財建造物及び市指定有形文化財を防火対象建造物とし、区域内に立つ文化財建造物以外の建造物を近接建造物として設定する。

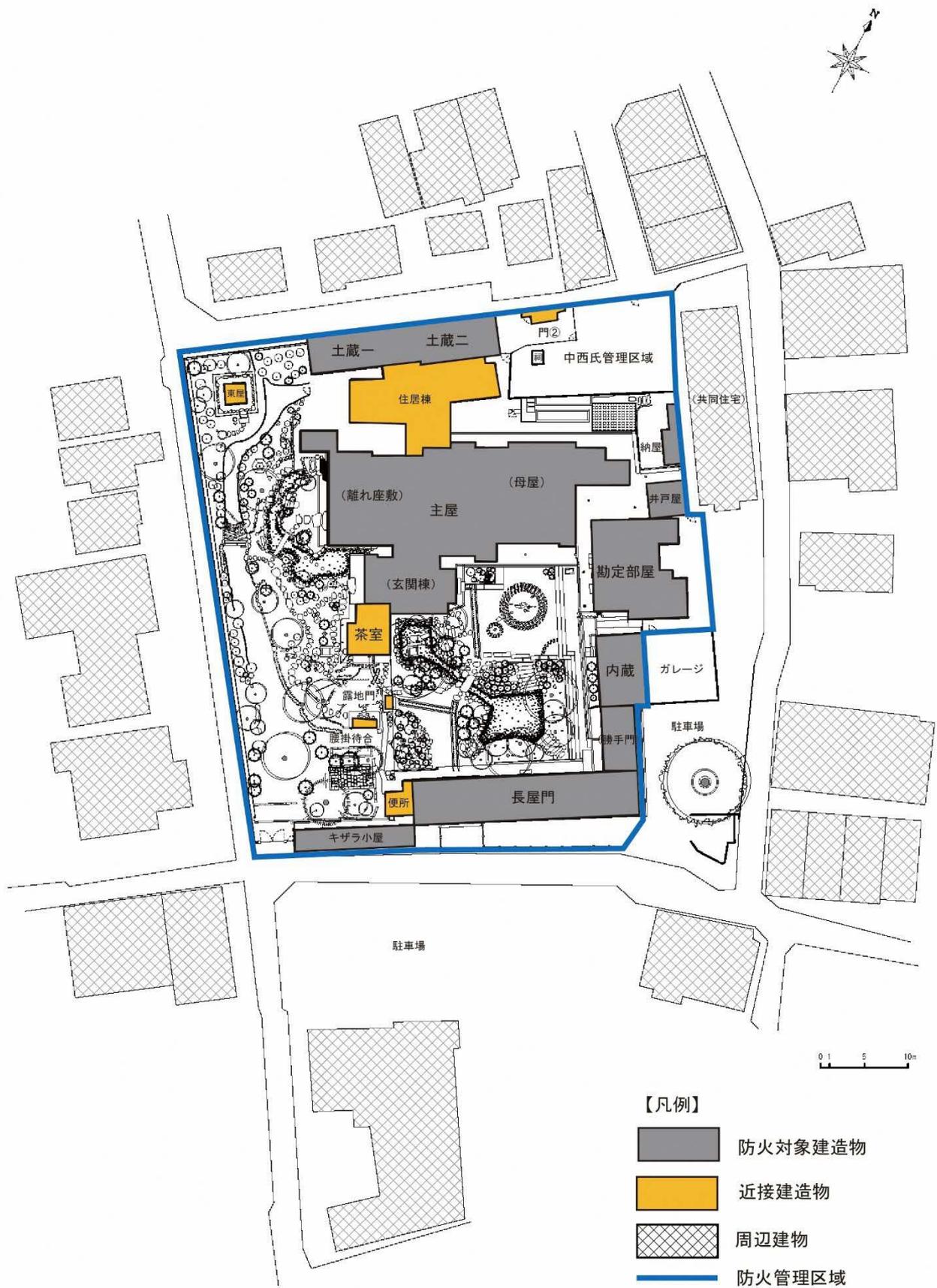


図 4-1-2-1 防火管理区域

ウ. 防火環境の把握

現在旧中西家住宅内では敷地内での火気の使用は認めていないが、今後は茶室の利用を検討していく予定であり、火気の使用が想定される。

旧中西家住宅は、木造建造物が近接する集落の中心部に位置するため、近隣への延焼、近隣からの類焼を防止できるような対策が必要である。また、庭の樹木については定期的に管理が行われているが、引き続き清掃や枝の伐採など、出火原因となる要素を取り除くよう日常の管理を心掛ける。

エ. 予防措置

1) 火気の管理

現在旧中西家住宅内では敷地内での火気の使用は認めていないが、今後茶室の利用を検討する際には、関係各所と火気使用対策について検討する。また、電気配線設備の点検・調査を行い、漏電の恐れのある部分について対策を講じる。

2) 可燃物の管理

建物内の可燃物や敷地内の枯葉や枯枝などは整理・整頓・清掃を徹底する。

3) 警備

公開時間内は、職員が中心となって巡回を行い、夜間の警備については、施錠管理並びに機械警備で対応する。

4) 安全対策

①排煙

公開の中心となる主屋と外部からの公開となる勘定部屋については、開放できる開口部が多い木造建築であり、気密性は高くないため、火災時の排煙性能は特に問題がないと思われる。今後公開活用を検討している長屋門の倉庫（1）については、活用についての具体的な計画を立てる際に改めて関係各所と排煙対策を検討する必要がある。

②避難誘導

見学は職員もしくは案内ボランティアが必ず同行するため、火災時には職員・スタッフが見学者の避難誘導を行う。現在、避難経路図を施設内に設置していないため、設置を検討する。また、現在独自に取りまとめている消防計画の中で避難誘導マニュアルを整備する。

③収容人員の管理

見学は事前予約制で1回につき30名までとなっており、見学利用者の人数把握はできている。ただし、団体で申し込みを行った際は、氏名及び連絡先は代表者のみの提示となっているため、今後公開活用を拡大する際には、見学者全員の把握を行うことを検討する。

5) 消火体制

旧中西家住宅の管轄の消防署は吹田市消防本部東消防署岸部出張所であり、旧中西家住宅から約800mの距離となる。開館中は職員が発見次第非常ベルを鳴らすと同時に消防署に通報し、消防車の到着までは消火器並びに用水を利用して初期消火活動を行う。消防隊が到着したら、現場に誘導し、必要な情報を伝える。

現在、年に1回、2月から3月の間に職員・スタッフによる消火訓練、防火設備の操作確認、消

防署への通報訓練を実施している。また、文化財防火デーに合わせて消防署と連携した消防訓練を実施している。

今後も現在の実施状況を維持しながら、公開活用に合わせてマニュアル整備など、ソフト面での対応も強化していく。また、敷地内で特に注意が必要となる北東隅部分には、消火設備の設置などの対応を検討する。

(3) 防犯計画

ア. 事故歴

これまでのところ、き損・放火・盗難による事故の履歴はない。

イ. 事故防止のための措置

現在は見学の際に職員もしくは案内ボランティアが見学者に同行しており、今後も同様に対処する。また、公開時間内は職員による巡回を定期的に行い、閉館時は施錠管理の徹底と機械警備による対応を行う。

(4) 防火・防犯設備計画

ア. 設備整備計画

1) 火災警報設備

平成 22 年度に自動火災報知設備並びに火災通報装置を設置し、数量及び配置とも消防法を満たしている。

2) 消火設備

現在は消火器を 11 本設置している。今後は公開活用方針に基づき、必要に応じて増設を検討する。

3) 避雷設備

現在敷地内に避雷設備は設置されていないため、根本修理の際に設備設置を検討する。

4) 防犯設備

見学の際に職員もしくは案内ボランティアが見学者に同行しており、今後も同様に対処する。また、公開時間内は職員による巡回を定期的に行い、閉館時は施錠管理の徹底と機械警備による対応を行う。

イ. 保守管理計画

防災設備の維持管理については、消防法に定められた専門業者による法定点検を年 2 回（機器点検 1 回・機器及び総合点検 1 回）実施している。そのほかに、消防用設備等の外観点検及び機能点検を 6 か月ごとに、総合点検を年 1 回実施し、設備の位置・構造・不良事項等を的確に把握するとともに、その機能を最良の状態でも維持していく。

2 耐震対策

(1) 耐震診断

令和2年度に、以下の条件のもと耐震診断を実施した。

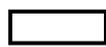
- ・ 伝統木造建築である本建物の耐震性能評価は「伝統的な軸組構法を主体とした木造住宅・建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアル((社)日本建築構造技術者協会関西支部 2011年改訂)」に準拠して、限界耐力計算法を採用して行った。
- ・ 耐震性能の目標値としては、建築基準法施行令第82条の5の「限界耐力計算」に定める安全限界に対応した地震力(極めて稀に発生する大地震:震度6強程度)に対して、層間変形角を1/15rad.以下と設定した。
- ・ 地震力は「大阪府 木造住宅の限界耐力計算による耐震診断・耐震改修に関する簡易計算マニュアル(2011年10月)」のJSCA関西作成の大阪府Gsマップで当敷地が該当するグリッドでのGs値(1.5)を用いた。(第1種地盤と第2種地盤の中間値)

限界耐力計算結果のまとめは表4-2-1-1のとおりである。

表 4-2-1-1 限界耐力計算結果

建物名		階	安全限界時 層間変形角 (rad.)	
			X方向	Y方向
主屋	母屋棟 (現況)	2階	1/539	1/228
		1階	1/16	1/14
	離れ座敷 (現況)	1階	1/30	1/36
	玄関棟 (現況)	1階	1/33	1/21
	茶室棟 (現況)	1階	1/37	1/44
	勘定部屋 (現況)	1階	1/28	1/18
	長屋門 (現況)	1階	1/35	1/24
	勝手門 (現況)	1階	1/27	1/55
	キザラ小屋 (現況)	1階	1/127	1/13
	内蔵 (現況)	2階	1/178	1/194
		1階	1/11	1/15
	井戸屋 (現況)	1階	1/62	1/37
	納屋 (現況)	1階	1/25	1/100
	土蔵一 (現況)	2階	1/235	1/239
		1階	1/19	1/15
	土蔵二 (現況)	2階	1/263	1/234
		1階	1/18	1/16

(上表は各建物についてその建物全体としての計算結果)



は耐震性能の目標値を下回っているので改善が必要。



は耐震要素の分布状態に大きな偏在が見られるので改善が必要。

診断の結果、母屋棟1階、キザラ小屋、内蔵1階について、耐震余性能の目標値を下回り、母屋1階のX方向、勘定部屋1階のY方向、キザラ小屋のX方向について、耐震要素の分布状態に大きな偏在がみられた。今後は診断結果に基づき補強方法を検討する。なお、耐震診断時に提案した補強案を参考資料に掲載した。

3 耐風対策

(1) 被害の想定

旧中西家住宅の過去の災害被害状況は、表4-3-1-1のとおりである。

(2) 今後の対処方針

強風時に飛来の恐れのあるものについては、事前に補強したり固定するなど防止措置を講じるほか、瓦の状態を日常的にチェックし、修理しておく。

表 4-3-1-1 過去の災害被害状況

年月日	被害の原因	被害状況
平成30年(2018) 6月18日	地震	燈籠4基が店頭及び2基の火袋部が動いてずれる
		主屋 下り棟瓦落下、外壁ヒビ及び剥離
		室内壁ヒビ及び剥離
		長屋門 瓦落下、外壁ヒビ
		勘定部屋 外壁落下
		土蔵一 壁落下、ヒビ
		内蔵 内壁ヒビ、剥離
		その他各所で屋根瓦のズレ、壁の細かいヒビ
平成30年(2018) 9月4日	台風21号	主屋 屋根瓦ズレ・落下、屋根銅板落下
		離れ座敷雨樋落下、窓破損 茶室壁扉等破損
		勘定部屋 屋根瓦ズレ・落下
		内蔵 屋根瓦ズレ・落下
		長屋門 屋根瓦ズレ・落下
		長屋門西端北側塀 瓦落下
		土蔵一 屋根瓦ズレ・落下
		納屋 屋根瓦ズレ・落下

4 その他の災害対策

(1) 予想される災害

ハザードマップによると、旧中西家住宅のある岸部地区は、洪水、高潮などによる浸水被害の想定は高くない。

(2) 当面の改善処置と今後の対処方針

旧中西家住宅を地域の共同財産として近隣住民が認知し、災害発生時に関係者と協力して消火・避難等の活動に携わるための協力体制を構築できるよう検討していく。

第5章 活用計画

1 公開その他活用の基本方針

(1) 施設利用の現状と課題

ア. 入館者数について

旧中西家住宅が一般公開を開始した平成20年度以降現在までの入館者数は以下のような推移となっている。

平成20年度—2,404人	平成21年度—2,369人	平成22年度—1,875人
平成23年度—2,081人	平成24年度—2,219人	平成25年度—2,009人
平成26年度—1,660人	平成27年度—1,586人	平成28年度—1,850人
平成29年度—2,191人	平成30年度—749人 (6月18日以降休館)	平成31年度—1,878人 (3月8日以降休館)
令和2年度—430人 (コロナにより複数回休館)	令和3年度—499人 (コロナにより複数回休館)	令和4年度—1,096人 (休館なし、定員15名)

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、公開時の定員を1回30名から一時的に15名に減らしたこともあり、入館者数は低下傾向である。

課題1	目標として、開館当初の入館者数2000人超えを確保したい。
-----	-------------------------------

イ. 公開の方法について

見学は無料で、いずれも予約制で12月29日～1月3日を除く下記の日程で実施している。

1. 水曜・土曜・日曜のそれぞれ午前10時・午後1時・午後3時から、所要時間約1時間30分
各時間帯定員30人。ガイドボランティアが解説しながら案内する。
2. 上記1を補完する形で、庭園のみの公開を火曜・木曜・金曜のそれぞれに午前10時～正午、
午後1時～4時30分の時間帯で受け入れている。基本的には自由見学としている。
3. 春(4月)・秋(11月)に特別公開を実施

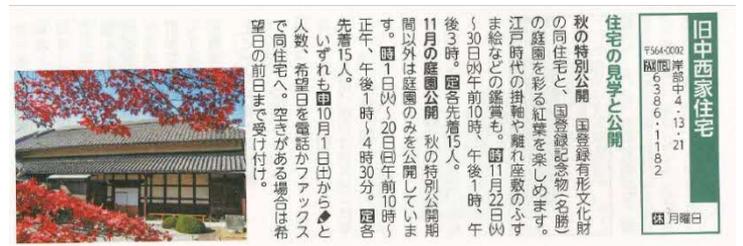
それぞれ8日間連続で実施している。案内方法は上記1と同様となるが、特別公開では普段は見学できないお茶室内部や離れ座敷内部を見学でき、期間中は中西家所蔵の江戸時代の掛け軸や茶道具など展示する。

課題2	予約制・無料を今後の運営でも前提にすべきか検討する。
課題3	イベント催しが春・秋2回のみでよいか、運営体制と合わせて検討する。

ウ. 発信（広報）について

来館者に配布する資料として、A4 サイズ4つ折りのリーフレットを配布している。

見学の案内については、年2回、吹田市の市報『すいた』に一般公開の案内と、特別公開前に案内を掲載している。



特別公開時にはポスターを作成し、岸部地区を中心に市内全域の公民館や市民センター等に掲示している。また、旧中西家住宅の来館者に対して特別公開の案内チラシを配布している。



令和4年 秋の特別公開のご案内	
期 間	11月22日(火)～11月30日(水) (11月28日(月)は休館) ※11月1日～20日(月曜日を除く)は常態のみの公開となります(予約制)。
予約期間	予約制のため、10月1日(土)から希望日の前日までにお申し込みください。 (観覧料は、無料です。)
時間・定員	午前10時・午後1時・午後3時で、各定員15名です。
問合せ先	〒564-0002 吹田市岸部中4-13-21 旧中西家住宅(吹田吉志郡文人墨客迎賓館) 電話・Fax 06-6386-1182

平成30年頃までは市の広報課を通して日刊紙に公開案内を掲載していたが、現在は行われていない。以前に新聞紙面で旧中西家住宅の紹介記事が掲載された折には、入館数も向上した経緯がある。

また、広報活動の一環として、以前に最寄り駅（阪急、JR）へのポスター掲示を依頼したことがある。一度JRの広報冊子に掲載された時は一時的に来館者が増加し、発信力の効果が認められた。

近年、周辺に新しくマンションや病院などが増えており、施設の管理者にポスターの掲示を依頼している。マンションの販売パンフレットに旧中西家住宅のことが掲載されたことがきっかけで見学に来る人もいる。

課題4	岸辺駅の近隣エリアには発信されているが、広く発信する手法を検討する。
課題5	継続して案内を行うために、ポスターの配布先、マスコミ、電鉄輸送系、学校関係などのリストを整備する必要がある。

エ. 公開活用に係る職員体制について

館長1名、事務職員2名で公開活用に係る事業運営を行っている。その他、ガイドボランティアとして岸部地区在住の住民を中心に現在13名の登録があり、来館者への見学案内を行っている。

現在は常時対応できるガイドボランティアが5～6名程度であり、人手が足りない状態である。

課題6	広報発信力、連携力などの運営を強化するうえで、体制について検討が必要である。
課題7	ガイドボランティアの人員を増やすため、募集方法や研修を検討する。
課題8	ガイドボランティアが減少する中、これを補完する解説ガイドツールの整備を検討する。

オ. 建物、庭の展示状況について



図 5-1-1-1 建物、庭の展示状況

1 導入部【勝手門・長屋門】



①施設全体図を紹介



②四季の見所写真を紹介

2 母屋【土間、四畳半】



③主屋の今昔を紹介



④寄贈者が整備した展示ケー



⑤丁銀を測る天秤を展示

3 玄関棟・茶室棟【八畳、内玄関】



⑥玄関棟の今昔を紹介



⑦当時のままに書画を展示



⑧茶室「毘雨庵」を紹介

4 西園・東園【離れ座敷東側の庭園】



⑨西園の花を紹介



⑩離れ座敷の美を紹介

課題 9	個別の解説はあるが、全体的事柄を伝えるガイダンス的な展示がない。 結果として、ボランティアガイドの説明に頼ることになり、運営負担となる。
課題 10	書画を小壁や床の間に飾る、当時の展示手法は、博物館、美術館にもない、特徴といえる。 但し、オープンな展示だからこそ盗難や事故のリスク軽減の工夫が必要である。

カ. ホームページ等の公開状況について

旧中西家住宅の情報は、吹田市博物館ホームページ内で発信している。

SNS (Facebook、Instagram、You tube) による情報発信は行っていない。

吹田市立博物館 GUITA CITY MUSEUM

特別展 | カレンダー | バーチャル・ミュージアム | 施設案内 | 刊行物 | 利用案内アクセス

市内の文化財 | 旧西尾家住宅 (吹田文化創造交流館) | **旧中西家住宅 (吹田吉志部文人墨客迎賓館)** | 博物館からのお知らせ | 吹博とは | お問い合わせ (mail)

旧中西家住宅 (吹田吉志部文人墨客迎賓館)

国登録有形文化財・吹田市指定有形文化財・国登録記念物 (庭園)

旧中西家住宅 (吹田吉志部文人墨客迎賓館)

江戸時代の学者で漢詩人でもあった廣瀬旭荘が、「其宅草薺 殆類侯居 (華薺で、諸侯が住まう家のような)」と讃えた旧中西家住宅は、文化財を吹田市のために役立てたいという中西家の御厚志により、平成19年(2007年)1月に家具や調度品とともに、吹田市に寄贈されたものです。重厚な屋敷構えや建築物、また草薺な庭園では、四季折々の情緒が楽しめます。

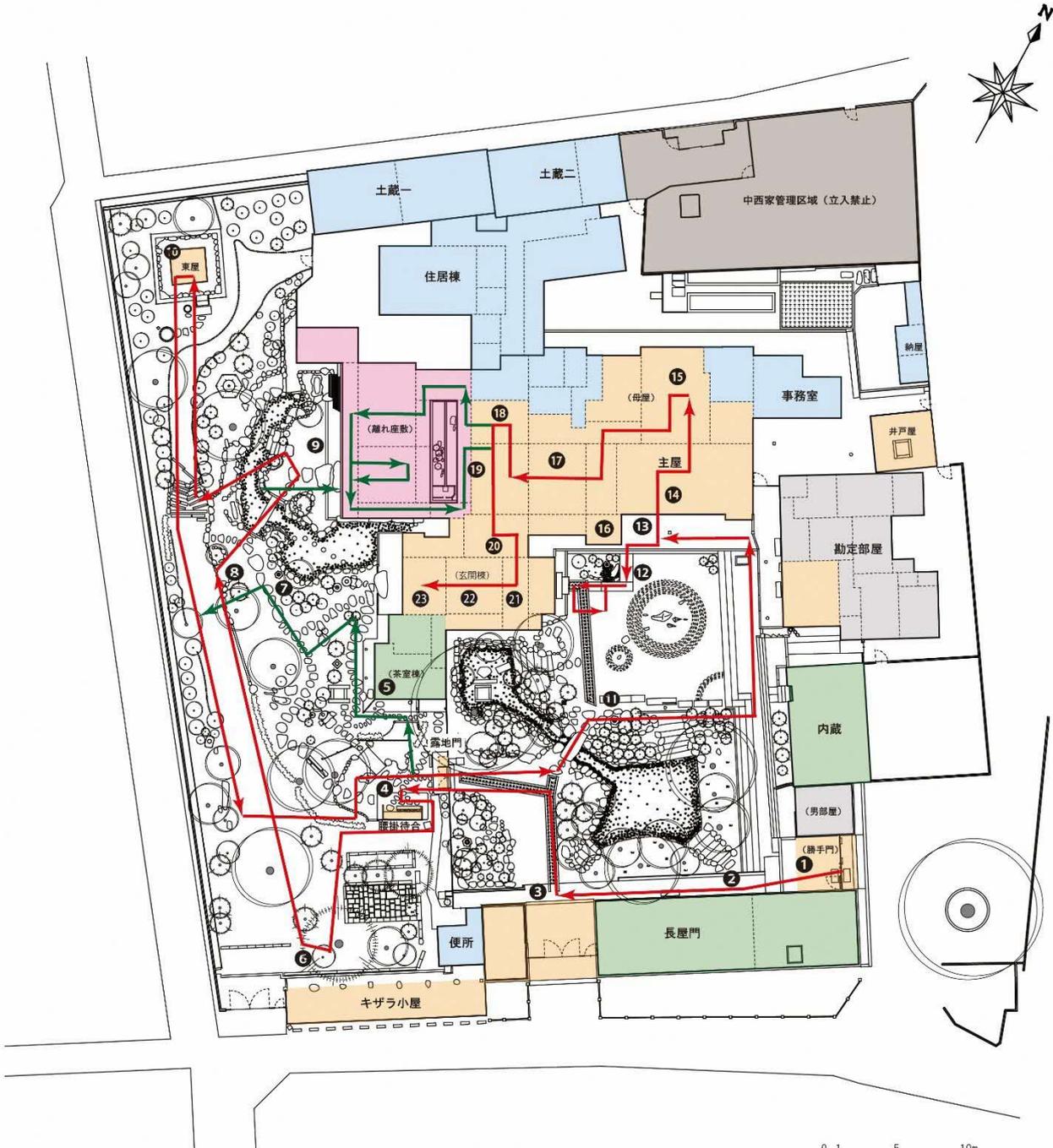
観覧日及び時間、申込方法	<p>建物及び庭園の公開 水曜日・土曜日・日曜日のそれぞれ 午前10時・午後1時・午後3時で、各時間帯定員30人です ※見学には約1時間30分ほどかかります。</p> <p>庭園のみの公開 火曜日・木曜日・金曜日のそれぞれ 午前10時～正午、午後1時～4時30分で、各時間帯定員30人です (建物内の見学はできません。)</p> <p>※4月、11月は特別公開のため日程が変更になります。 公開日等はお問い合わせください。</p> <p>観覧希望日の前月の1日から事前にお申し込みください。なお、定員(30名)に欠員がある場合は、観覧希望日の前日までに電話予約可。</p>	<p>MAP拡大</p>
休館日	毎週月曜日 12月29日～1月3日	
入館料	無料	
交通アクセス	阪急バス岸部小路停留所から徒歩2分。 JR岸辺駅から徒歩10分。 阪急正雀駅から徒歩15分。 ※駐車場がありませんので、お車の来館はご遠慮ください。	
申込・問い合わせ先	〒564-0002 大阪府吹田市岸部中4丁目13番21号 電話 06-6386-1182 ファックス 06-6386-1182	

図 5-1-1-2 旧中西家住宅ホームページ

課題 11 WEB を積極的に利用した情報発信について検討する。

キ. 現状の公開範囲について

現状の公開範囲は以下のような流れとなっている。



- 東園・西園・茶室まわりの庭園、離れ座敷西側の庭園他
- ①勝手門、②掘り下げた庭、③表門・供待ち、④待合い、
 - ⑤茶室（毘雨庵）、⑥キザラ小屋、⑦淀藩の灯籠、
 - ⑧母屋の屋根（八棟造り）、⑨離れ座敷、⑩東屋、⑪石庭・大屋根
- 主屋他
- ⑫大小板、⑬大戸口、⑭表土間、⑮台所土間、⑯おちま（喫茶去）
 - ⑰口の間（応接）⑱仏間、⑲奥の間、⑳内玄関（つなぎの間）、
 - ㉑寄付、㉒八畳（旧玄関の間）、㉓六畳（煎茶の茶室）

【凡例】

- 通常公開範囲（内部、外部の公開）
- 通常公開範囲（外部のみの公開）
- 特別公開範囲
- バックヤード
- 非公開範囲
- 通常公開順路
- 特別公開順路

図 5-1-1-3 現状の公開範囲

(2) 活用の指針

ア. 寄贈に際しての寄贈者の思い

寄贈にあたり、吹田市が中西氏に聞き取りを行った際の公開の在り方についての記録が継承されているので、ここに原文をもとにした骨子を記載する。

寄贈時の思いと今後の公開について(骨子)

◎寄贈時の思い

- ・主屋や茶室、庭園をより良いものにと時間をかけ最良の状態に創り上げた。
- ・博物館に文化財として大切に保存管理してもらうのが寄贈者の遺志。

◎最良の状態で見たい

- ・日本の伝統的な作品や貴重な銘木や植栽を用いて練達の職人の技を随所に投入した建物や庭園なので、破損による価値の低減や修復不可能なものもある。
- ・家や庭園は生き物みたいなもの。そのための目配りやこころ配りが常に必要。

◎活用にあたり気を付けて欲しいこと

- ・多くの方が利用することで、床のひずみや建具のゆがみが起きないか心配。
- ・柱を傷つけ、枝を折り、苔を踏み、落書きなどされないか心配。

◎日々の手入れを大切にしたい

- ・家屋と庭は、人の生活と共にあり、年々良くしていくもの。
- ・日常的にとりわけ庭園の清掃を担うグループが必要。

◎公開等のあり方、相応しい活用の姿について

- ・不特定の人たちに自由に公開する公園のような活用方法は、傷つけたり、荒らしてしまうので、特定の曜日と予約を合わせた公開が望ましい。
- ・建物や庭園の良さを味わうことができる人に来て欲しい。
- ・茶会など伝統的な日本の文化を高めるなど、創造的な活動に利用して欲しい。
- ・日本の伝統的な文化や修練された職人の技術など学ぼうとする人や活動する人など、この建物や庭園の価値の分かる人たちに来て欲しい。
- ・勘定部屋や内蔵、長屋門を改修し、その活動の場として役立てて欲しい。

指針 1	「こころ配りをして育ててきた建物や庭園の良さを味わうことができる人に来て欲しい。」幅広い世代の市民のための伝統の継承のための利用と合わせて、伝統文化に理解のある層をターゲットとする。
指針 2	「伝統的な日本の文化を高めるなど、創造的な活動に利用して欲しい。」「修練された職人の技術など学ぼうとする人に利用してほしい」という思いを催しやプログラムの指針とする。
指針 3	不特定多数の人たちに自由に公開するようなやり方は、文化財の保存の観点からも望まれておらず、いままでの予約制の人数制限を行なった公開手法の継承を前提にすすめる。
指針 4	勘定部屋や内蔵、長屋門を改修し、日本文化や伝統技術を学ぶ場としての活用を望まれており、その方向で公開計画について検討する。

イ. 吹田市所有・管理の3施設の役割分担について

吹田市には、伝統的な建物を公開活用に利用している市所有または管理する施設として、旧中西家住宅のほかに、旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）、吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）がある。この3施設の役割分担において、旧中西家は「建物及び庭園の観覧の充実及び迎賓施設としての活用」の役割を担っている。

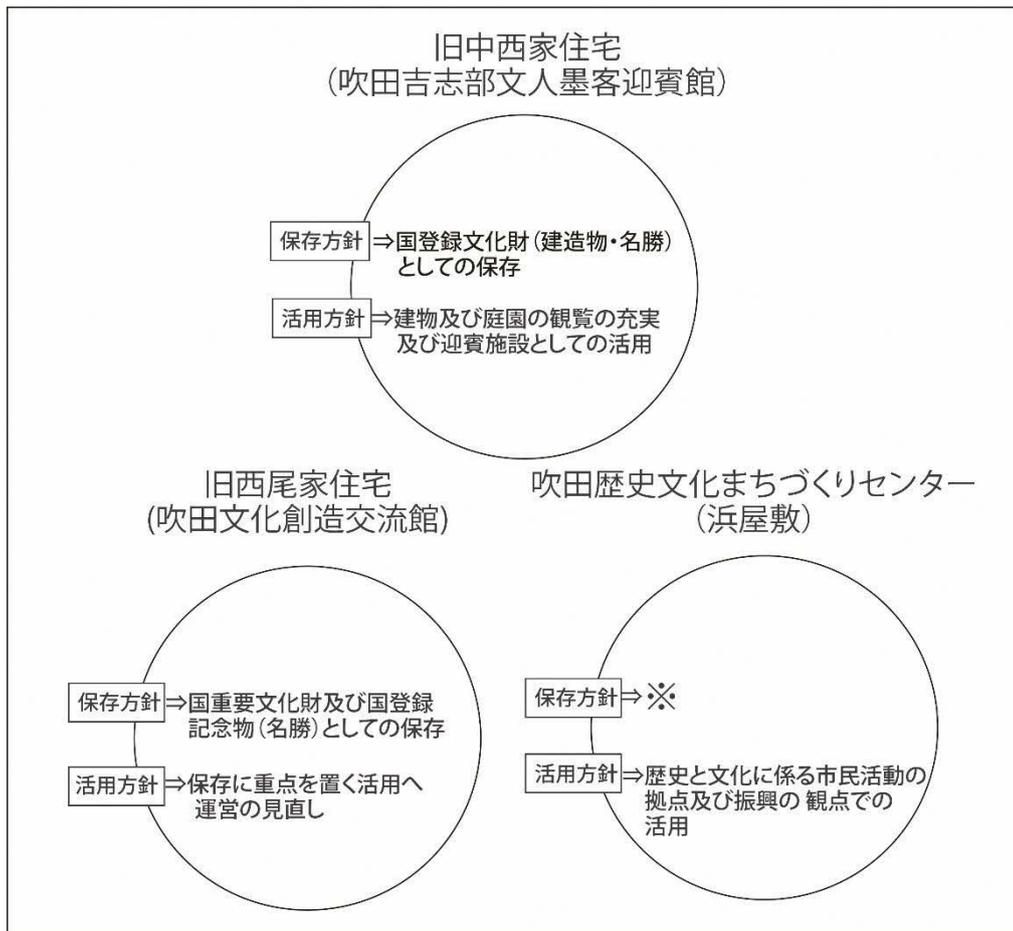


図 5-1-2-1 吹田市所有・管理の3施設の役割分担

上記役割分担は、平成 28 年（2016）2 月に行われた吹田市教育委員会と吹田市長との協議の中で、市長から、市所管の歴史的建造物（旧西尾家住宅、旧中西家住宅、吹田歴史文化まちづくりセンター）の目的ごとの役割分担を明らかにするよう指示があったことを受けて吹田市立博物館館長、吹田歴史文化まちづくりセンター理事長、吹田市立文化会館理事長、旧西尾家住宅渡路洲倶楽部会長、旧西尾家住宅館長、旧中西家住宅館長をメンバーとする意見交換会で行われた意見交換を基に、図示したものである。

※浜屋敷は文化財指定されていないため、保存方針は設けず、市の公共施設として市民の活動等で利用する方向で活用方針のみを決めた。活用に先立ち行われた建物の改修工事では、元庄屋屋敷である特性を最大限生かし、復元に近い工事を実施した。

ウ. 条例に定められた旧中西家住宅の設置目的と事業内容

旧中西家住宅は、平成 20 年度（2008）から本格的に公開活用を開始するにあたり、「旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）条例」（平成 19 年（2007）8 月 22 日条例第 31 号）を制定し、設置目的並びに事業の内容について以下の通り定めている。なお、実際の運用に当たっては、「旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）条例施行規則」（平成 19 年（2007）9 月 21 日教育委員会規則第 9 号）により詳細な規則を定めている。

○旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）条例【抜粋】

（設置）

第 1 条 国の登録有形文化財であり、かつ、吹田市指定有形文化財である旧中西家住宅を保存し、その価値を生かした活用を図ることにより、地域の伝統文化の継承及び新たな文化の創生に資することを目的として、旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）を設置する。

（事業）

第 4 条 迎賓館は、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 迎賓館を公衆の観覧に供すること。
- （2） 迎賓施設として本市の賓客に対する接遇を行うこと。
- （3） 旧中西家住宅に係る調査及び研究並びに保存に関すること。
- （4） 地域の伝統文化に係る調査、研究並びに保存及び活用に関すること。
- （5） その他教育委員会が必要と認める事業

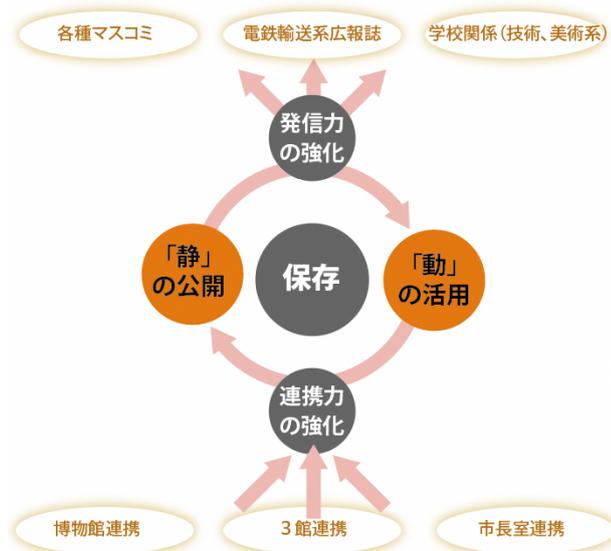
指針 5	迎賓施設としての活用は、市長部局とも連携し、活用の方向性を検討する。
------	------------------------------------

(3) 活用の基本方針

ア. 活用のコンセプトについて

(1) 施設利用の現状と課題 (2) 現状の活用指針を踏まえ、活用のコンセプトを「静」の公開(展示ストーリー整備)、「動」の活用(催し、プログラム)を中心に以下のように定める。

コンセプト
「静」と「動」の活用、発信力と連携力強化で好循環をよぶ



イ. 活用の方針

① 「静」の公開〔展示ストーリー整備〕

予備知識がない来館者にも分かり易いように、時代背景、岸部地区周辺の歴史、旧中西家住宅の建物・庭園の全体的特長、大庄屋としての役割、文化面での活躍などをストーリー立てて紹介する。これら公開の取り組みを「『静』の公開」として計画する。

② 「動」の活用〔催し、プログラム〕

旧中西家住宅来訪のきっかけとなるように、煎茶の愛好家、大阪画壇の支援者であり、歴代の当主が多くの作品を収集したことをテーマに、催しを計画する。来訪動機となりやすい、四季の変化にあわせた話題づくりを目指す。これら活用の取り組みを「『動』の活用」として計画する。

③ 発信力の強化〔公開発信力の拡大〕

1. 配布先リストを整備し、ニュースリリース(ポスター、リーフレット、催し案内)の定期的な送付による発信力の強化
2. WEBを活用し、広く届ける発信力の強化

④ 活動・連携力の強化〔活動連携力の拡大〕

1. 市内学校・大学 + 吹田市立博物館による連携
2. 3施設(旧中西家住宅、旧西尾家住宅、吹田歴史文化まちづくりセンター)による連携

⑤ 迎賓機能の強化

市長部局とも協議し、条例に基づく迎賓施設としての利用を拡大していく。

2 公開活用計画

(1) 「静」の公開の具体化

ア. 全体の展示ストーリー

活用のコンセプトにもとづき定めた展示ストーリーのもと、新たな動線も加えた公開計画は以下の通りである。

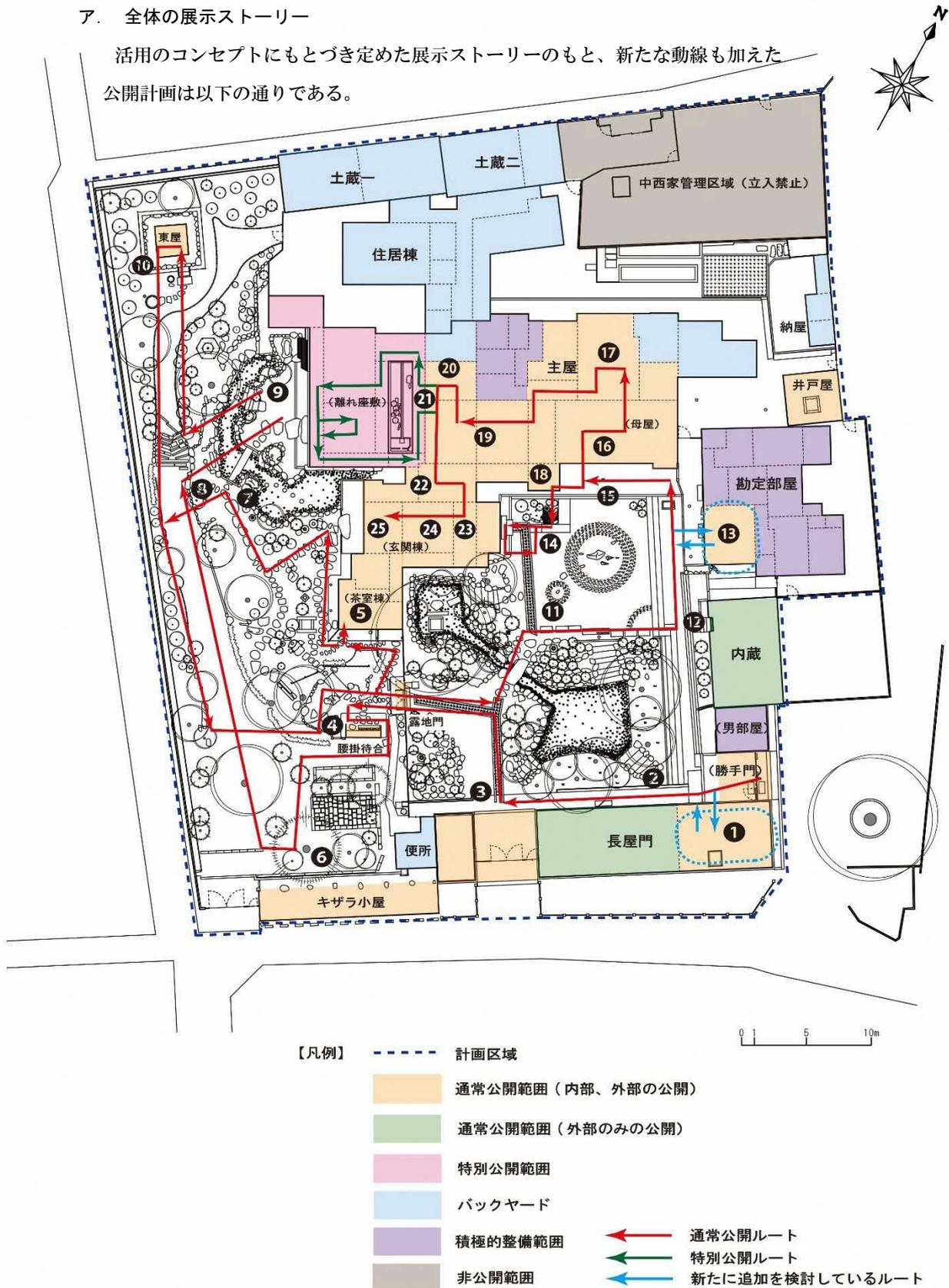


図 5-2-1-1 公開範囲

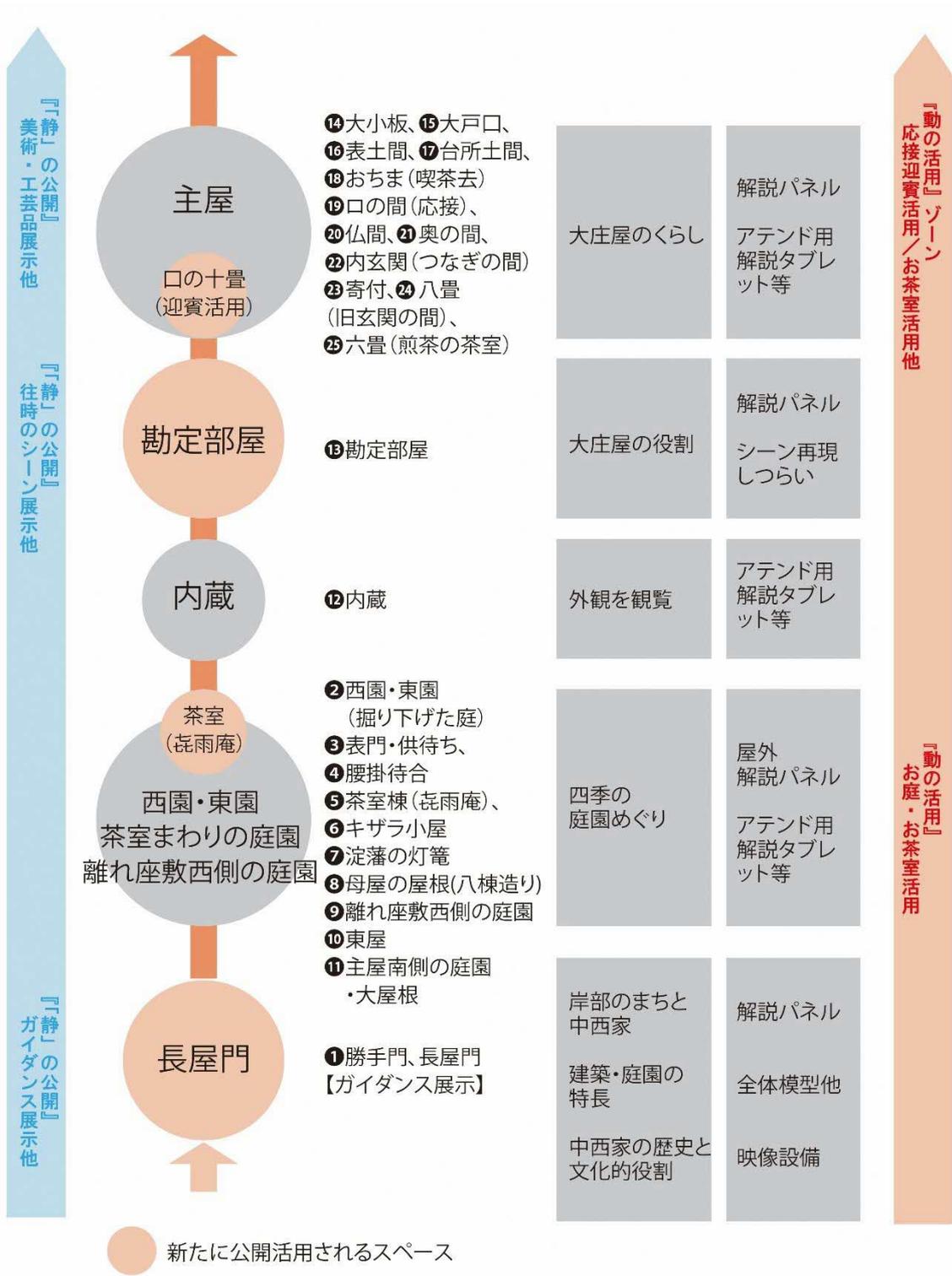


図 5-2-1-2 公開活用のストーリー

イ. 長屋門【ガイダンス展示】

活用方針：現在は資材置き場として活用しており、内部の状況は公開していない。長屋門の東側倉庫内部の床、壁などの保存に配慮しつつ、床面、壁面の仕上げを施し、映像システム機器やパネルや展示ケースなどの展示設備を整備する。長屋門の西側倉庫は引き続き民具の倉庫として活用する。



長屋門・外観（南）



長屋門・外観（北）



長屋門・東側倉庫西面

展示ストーリー上の役割：

公開見学のガイダンス展示として、予備知識がない来館者にも分かり易いように、時代背景、岸部地区周辺の歴史、旧中西家住宅の建物・庭園の全体的特長、大庄屋としての役割、文化面での活躍などをストーリー立てて紹介する。また、フレキシブルな可動展示で多目的に使えるスペースとしても活用する。

■「岸部のまちと中西家」：淀藩など、岸部周辺地域の歴史概要と中西家との関係、歴史的佇まいが残る街並みや地割（大型映像、周辺案内パネル他など）を展示。

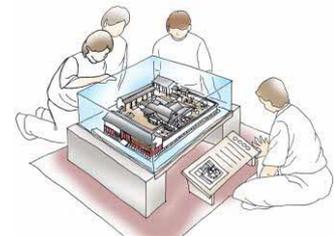
■「建築・庭園の特長」：俯瞰的にみた建築や庭園空間の全体的な特長を（全体模型もしくはCG映像などで）分かり易く展示。合せて、年代銘入りの瓦や補修時に発生した部材や素材の一部の展示活用も検討。伝統建築を学びたい人々にも見ごたえのある内容を検討する。

■「中西家の歴史と文化的役割」：中西家の歴史概要、大阪画壇の支援者としての立場や来訪文人と茶会などを通して交流した歴史、ゆかりの画家の紹介（大型映像など）、書画類、煎茶道具類の展示（ケースなど）。書画類、煎茶の道具類展示など、伝統的な書画、花鳥画を学びたい人々にも見ごたえのある展示内容を検討する。

■公開用の展示設備を計画するにあたり、伝統的な建築空間の保存と調和したデザインに配慮する。



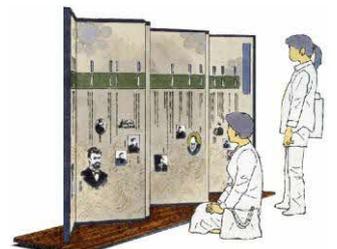
〔展示例〕 地図でまちとの関係を紹介



〔展示例〕 復原模型やCG映像で紹介



〔展示例〕 大型スクリーン映像で紹介



〔展示例〕 中西家のあゆみ、文化人（文人墨客）を紹介

ウ. 庭園

活用方針：掘り下げた庭が特徴的な、長屋門北側の庭園（東園）から茶室まわりの庭園、離れ座敷西側の庭園を經由して玄関棟南側の庭園（西園）、主屋南側の庭園へと向かう見学ルートがとられている。歴代の中西家が江戸期における煎茶道の祖である売茶翁を顕彰し、売茶流の煎茶道を好んでいたと伝えられており、現在の東屋の場所で園外の眺望を楽しんだり、四季の景物を楽しむ文人趣味が、茶座敷や庭園の構成にもあらわれていると考えられる。公開計画にあたり、茶室（崑雨庵）とあわせて庭園を楽しむコースの追加を検討する。



掘り下げた庭



露地門



腰掛待合



茶室（崑雨庵）



キザラ小屋



淀藩の灯籠



東屋



離れ座敷



石庭・大屋根

展示ストーリー上の役割：

現状の見学ルートを継承していく。庭園の公開活用の観点から、現状公開されていない茶室（崑雨庵）の見学をコースに導入することで、茶の湯や煎茶を好んだ中西家の当主の文人趣味を一般来館者にも感じさせる工夫をする。

■ガイド端末の整備

ボランティアガイドの負担を軽減するガイドツールの整備を検討する。解説員がもつ「親機」と来館者がもつ「子機」とで役割分担し、クイズ出題や会話を「親機」で制御する。庭園内のパネルは、日焼け・劣化のリスクや庭園の景観を阻害することから、解説ポイントの表示に機能を絞ることを検討する。



屋外パネルの日焼け・劣化



アテンド用解説タブレット

エ. 内蔵【活用の検討】

活用方針：天保6年（1835）以降大きな改造はされておらず、内部には中西家由来の生活道具類が木箱や長持ちの中に保管され、倉庫として活用されている状況である。公開計画にあたり、蔵の中に納められてきた収蔵資料を公開することで、展示施設としての活用が考えられる。



内蔵・外観



内蔵・1階（東）



内蔵・2階（南西）

■内蔵の活用についての検討

寄贈者の希望を踏まえ、内蔵の展示施設としての活用を検討したが、入口の石段が4段、高さ600mm程度もあり、簡易型の車いす用可搬形スロープを設置しても対応が難しく、バリアフリー化が困難なこと、2階の利用には、急傾斜の狭い階段があり、利用が難しいことを考え、内蔵の常設展示としての整備は難しいと判断した。今後は別の観点からの活用の方法について検討する。

オ. 勘定部屋【往時のシーン、資料を展示】

活用方針：勘定部屋は、天保5年（1834）からそれほど時代を下らない時期に建設された建物が残されていると推定されている。南の八畳の間は、歴代の当主が大庄屋としての執務を行なった場所と推定されており、現状も執務室をイメージした道具類を設置している。公開計画にあたり、往時の様子をイメージしたシーン展示を中心に、大庄屋としての中西家の役割を多面的に展示公開する方向性で検討する。



勘定部屋・外観



勘定部屋・八畳（南）



勘定部屋・四畳（西）

展示ストーリー上の役割：

公開見学のガイダンス展示として、予備知識がない来館者にも分かり易いように、経済面、祭礼面などの大庄屋としての多様な役割をストーリー立てで紹介する。

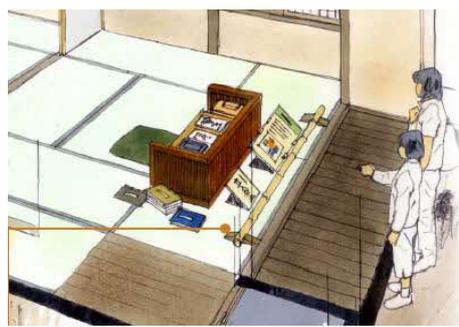
■展示設備の整備

帳場風の文台など、大庄屋としての役割をイメージした往時のシーンをイメージして展示。現在、主屋に展示されている「丁銀を測る天秤 宝永7年」も勘定部屋に移設し往時の経済面の役割を伝える資料として活用する。

岸部の小路、東、南地区で行なわれた「どんじ祭り」や餅米を握り固めて丸く盛った「どんじ」と呼ばれる神饌を供えた中西家の祭礼面での役割や、古写真や吹田市立博物館に展示されている祭りに使用された道具類のパネル紹介なども検討する。



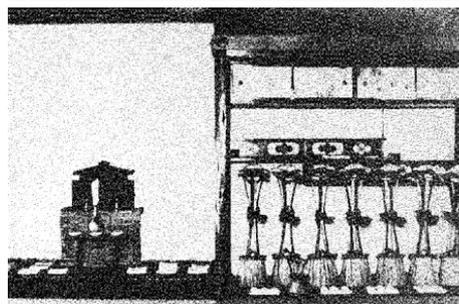
現在八畳に置かれている調度類



〔展示例〕 執務室をイメージしたシーン



〔展示例〕 丁銀を測る天秤を展示



離れ座敷に飾られた「どんじ」

カ. 主屋【美術・工芸品展示他】

活用方針：現状、主屋の展示設備としては、土間に中西氏が整備した展示棚と、各部屋に解説パネルがあるが、観覧時に余り注意を払われていない印象がある。現状の展示の特長として、掛け軸は床の間に掛けるなど、展示物が極力本来あるべき姿で展示され、「本物の価値」を見てもらう意識で公開されている。博物館、美術館の展示ではできない特徴として、公開計画としては、現状の展示方針のまま、当時の生活様式の中で感じる美意識を体験させる展示とする。



母屋・外観（南）



土間（寄贈者が整備した展示）



おちま



二畳（喫茶去）



食事室



口の間（応接）



奥の間



仏間



玄関棟六畳

展示ストーリー上の役割：

主屋の建築的価値を紹介しつつ、床の間や小壁に展示した美術工芸品の「本物の価値」を見てもらう。

■ガイド端末の整備

ボランティアガイドの減少を補完するガイドツールを検討する。解説員がもつ「親機」と来館者がもつ「子機」とで役割分担し、クイズ出題や会話を「親機」で制御する。



〔展示例〕床、小壁を活用した書画類、掛け軸の展示



アテンド用解説タブレット

(2)「動」の活用の具体化

ア. 四季を通じた催し

「動」の公開、活用には、実際に催しなどを実施する人員体制で実現可能なレベルであることが重要になってくる。そこで基本的には従来取り組んできた催し(ア)「春・秋」の特別公開と、(イ)大阪画壇の展示は継承する。加えて、過去に実施していたが現在は休止している催し(ウ)煎茶会を加える。そこに、トライアルとして「伝統音楽の鑑賞」や、桃の節句、端午の節句等の「四季の歳時記にあわせた催し」を、可能な範囲で適宜計画する無理のない「動」の活用をめざす。

(ア) 春・秋の特別公開
従来の建物及び庭園の観覧を充実させる催しを継承
(イ) 大阪画壇の展示
大阪画壇の支援者としての中西家の特長を催しに活用し、特別公開に合わせて実施。 住宅内の床間、違い棚を活用して、書画類、焼き物、軸物、調度品など、大阪画壇の作品を展示
(ウ) 煎茶会の実施
煎茶会を定期的に設定する。
(エ) 伝統音楽の鑑賞
伝統的な日本文化に由来のある音楽を演奏。茶会など、他の催しと併用して開催する。 箏、琵琶、雅楽、謡曲、囃子、小唄など
(オ) 四季の歳時記にあわせた催しの開催
日本の伝統的な年中行事を催しに活用する。 桃の節句、端午の節句、七夕、観月会、など

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
催し・企画展他				▲▲ 4/初旬～4/10頃 春の特別公開 住宅内を活用した動の展示(大阪画壇)							▲▲ 11/20～11/下旬頃 秋の特別公開 住宅内を活用した動の展示	
歳時記的催し		▲▲ 2/中旬～3/5 お雛様展示 節句行事として 雛飾りの展示		▲▲ 4/中旬～5/5 五月人形展示 節句行事として 五月人形と鯉のぼりを展示			▲▲ 7/1～7/7 七夕飾り 前庭、計量部屋に 笹飾りの展示		▲ 9/19 観月会 和楽器の演奏、茶室や庭園 にあたりをどもし、夜間公開			▲ 12/26～1/15 門松・しめ縄づくり 正門に注連縄と門松を 飾る26日製作
子供向け催し			▲ こども茶道教室 小・中学生を対象に 煎茶教室を開催					▲ こども茶道教室 小・中学生を対象に 煎茶教室を開催				▲ こども茶道教室 小・中学生を対象に 煎茶教室を開催
茶会など			3/第4日曜 定例 煎茶会		5/第4日曜 定例 煎茶会				9/第4日曜 定例 煎茶会			11/第4日曜 定例 煎茶会

図 5-2-2-1 四季を通じた催し (展開例)

(3) 公開発信力の拡大

ア. 配布先リストを整備し、ニュースリリース（ポスター、リーフレット、催し案内）の定期的な送付による発信力の強化

○記事掲載希望配布先リスト：電鉄系の広報誌、大手マスコミ、地元出版社

大手の電鉄、マスコミを網羅しつつ、関西地域の出版社など地域に根差した利用者層に届ける工夫が必要である。

○来館者開拓配布先リスト：大学、技術系専門学校、美術大学、地元小学校など

リスト化にあたり、以下の①と②に留意したリストが必要である。

①旧中西家住宅の建築、庭園価値にアピールする伝統建築・日本庭園を専門に研究する大学

②旧中西家住宅の大阪画壇に関連する分野を専門に研究する大学

イ. WEB を活用し、広く届ける発信力の強化

○YouTube チャンネルを活用した動画配信による発信力強化

初期段階では①のレベルの本格的な動画公開で話題を呼び、通常時の更新では、日々の気軽なテーマで動画公開するなど、YouTube チャンネルの特性を活かした映像の発信で効果を高める必要がある。

① 旧中西家の建築、庭園の美をテーマに広くアピールする本格的なレベルの動画公開

② 四季の変化に合わせ、旧中西家住宅の運営上で撮影、公開する気軽なレベルの動画公開

(4) 活動・連携力の強化〔活動連携力の拡大〕

ア 小学校・中学校・高校、大学の各学層や各種団体との連携

○小学校、吹田市立博物館との連携

小学校社会3・4年は、学習指導要領『市の様子の移り変わり』に基づき昔の道具や昔の暮らしについて調べ、人々の生活の様子が道具とともに移り変わってきたことを学ぶ。この『市の様子の移り変わり』の校外学習で博物館に来館する小学生に、昔の暮らしを当時の建物の中で感じられる施設として、博物館の利用の後に、旧中西家住宅の利用を案内する。

例)吹田市立岸部第一小学校では、小2「まちかど探検 岸辺の今と昔を探検」(地域の成り立ちを調べる学習)の一環で来館。1クラス約30名で、庭をまわり、土間まで見学を実施。

○中学校、高校との連携

現状、中学生、高校生の利用は、1～2%と少ないため、来館の動機付け「伝統と文化の特色」が必要である。

そこで、中学校の「総合的な学習の時間」において、歴史や伝統文化を素材とした学習の教材として、博物館や旧中西家住宅で情報収集を行うことを依頼する。また、文科系のクラブ活動(茶道部・華道部・将棋部)などの活動、作品発表の場として、利用を依頼する。

○大学との連携

伝統建築・庭園、日本美術を研究する関西の大学を中心に、連携を模索する。

茶道部、華道部、将棋部などの、文化系のサークルに対し、連携を模索する。

留学生が学ぶ国際交流プログラムの一環としての活用をめざして、連携を模索する。

過去の使用例)

大阪学院大学の短期日本語研修プログラム（夏・冬）で1時間程度、日本の伝統的な住空間、日本文化に親しむ場として利用

○各種団体との連携

建築、茶道、美術系の各種公益団体との連携を模索する。

過去の例)大阪府建築士会より、煎茶家が催す茶会開催の問い合わせあり

イ 3施設（旧中西家住宅、旧西尾家住宅、吹田歴史文化まちづくりセンター）による連携

吹田市が管理する歴史的建造物の3施設において、各種催し（茶会、伝統音楽、歳時記、その他）の支援が可能な団体やグループを共有し、連携効果を高める。

広報用のチラシなどをまとめ、個性豊かな3施設があることをアピールする。3施設をまとめて広報することで、発信者側には各施設の特長や連携を意識した発信を効率よくできる。利用者にとっては、選択の幅が広がることで利用の機会が増えるなど、発信者と利用者の双方にメリットがある。

(5) 迎賓機能の強化

迎賓機能については、平成19年（2007）の開館時より、研修の場、広報番組の撮影、国際交流の歓待の場、各種記念式典の贈呈式の場など、様々な用途で迎賓スペースとして活用されてきた。しかし、年数を経ることに利用回数が減り、コロナ禍により迎賓的な催しがされていない状況が続いているのが現状である。

今後の迎賓機能強化に向けて、過去の利用記録などをもとに、吹田市の各部署に活用を呼び掛けるなど、再度吹田市らしい迎賓の場として改めて認知してもらい、利活用を活発化させる取り組みを検討する。

3 実施に向けての検討事項

(1) 計画条件の整理

ア 法的条件・順守すべき法規等

- ・文化財保護法
- ・建築基準法、消防法及び関係法令

文化財建造物の保存修理にあたっては、適用除外（建築基準法第3条第1項第3号*）の手続きを取ることにについて検討する。

*建築基準法

第3条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

- ・吹田市文化財保護条例

吹田市文化財保護条例施行規則

- ・旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）条例

旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）条例施行規則

- ・吹田市景観まちづくり条例

吹田市景観まちづくり条例施行規則

吹田市内全域が景観区域に指定されており、一定規模以上の建築や外壁の塗り替え、よう壁などの工作物や開発行為を計画される場合は、事前協議や届出が必要となる。

イ 関連計画

- ・都市計画

市街化区域（第2種中高層住居専用地域）

建蔽率 60% 容積率 200%

準防火地域

16m 第3種高度地区

屋外広告物は「禁止区域」

ウ 関連する吹田市の行政計画

- ・吹田市総合計画
- ・吹田市都市計画マスタープラン
- ・吹田市景観まちづくり計画

(2) 施設・設備整備に係る検討事項

ア. 長屋門のガイダンス施設をはじめ、全ての展示施設の整備

パネルや展示ケースなどを設置するために、構造材や壁などの文化財的価値を損なわないよう配慮しつつ、必要かつ可能な範囲で床面、壁面の仕上げを施すなど、全ての展示施設の空調・照明設備、映像システム機器、及びそれに伴う電気設備を整備する必要がある。

イ. バリアフリー対応

現在は、車いすの利用者が来館者の中にいる場合には、玄関棟南側の庭園（西園）の周囲までが見学範囲となることを説明しご理解いただいている。今後は、「車いす用可搬型スロープ」を設置することで、ガイダンス展示を設置する長屋門や主屋の表土間の範囲までは公開範囲を広げられるよう検討する。

ウ. 幼児を伴う来館者への対応

これまでは、遊具と人員を準備して幼児対応を行ってきたが、当面は従来の方式を継承しつつ、必要に応じて対応の拡大を検討する。



車いす用可搬形スロ

幼児用の遊

エ. 多目的トイレの設置

現在は多目的トイレがないため、設置を検討する。設置場所については、以下の3か所を候補とし、建物の修理・整備計画と合わせて検討していく。



【凡例】

- 計画区域
- ← 車いす動線
- ♿ 多目的トイレの設置を検討している場所

図 5-3-2-1 車いすの来館者の見学ルート／多目的トイレ位置の検討

(3) 公開活用に係る検討事項

ア. 「静」の公開に相応しい監修者の検討

大阪画壇を中心とした展示公開をするにあたり、大阪画壇の全体像や美術史上の位置づけを把握した上で、中西家にゆかりの絵師、画家、作陶家などの特長や、歴代の当主が担ってきた支援の内容について体系的に説明ができる監修者が必要となる。

イ. 「動」の活用の連携、支援団体の検討

煎茶を基本にした催しを検討しているが、実際の煎茶会の催しでは、煎茶会の一定のレベルの経験や相応しい資格をもつ人材または団体との協力、支援が欠かせない。地元の高校や大学、煎茶の普及に取組むグループ、団体を抽出、リストアップしたうえで、参画、協力が可能か、検討を重ねる必要がある。

ウ. 市内小学校の見学対応に係る受け入れ体制の検討

市内の小学校の利用拡大を進めていくにあたり、過去の小学校からの見学対応の実績をもとに来館時の人数シミュレーションを行う必要がある。

エ. 3施設の広報活動の連携

3施設がばらばらではなく一体的に広報活動を行うことが、伝統建築や、日本の伝統文化ファンの利用者には利用しやすく、来館機会を獲得しやすいと考える。但し、吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）は地域とのかかわりが深い地元のNPOが運営を受託して活動しており、旧中西家住宅、旧西尾家住宅とは運営のあり方が異なるため、無理なく実施できる連携範囲を検討する必要がある。

第6章 保護に係る諸手続き

文化財保護法及び関係法令、市条例に基づき、本建物の保存活用に必要となる諸手続きについては以下の通りである。手続きに当たっては、大阪府教育庁を通して文化庁に届け出する。本章の定めにおいて明確でない行為については、その都度文化庁及び大阪府教育庁と協議を行う。

1 登録有形文化財に係る諸手続き

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、同法施行令（昭和50年政令第267号）及び登録有形文化財に係る登録手続き及び届出書等に関する規則（平成8年文部省令第29号）に基づく、登録有形文化財に求められる手続きは下表のとおりである。

（1）届出が必要なもの

区分	根拠条文	運用の方針	届出期限
滅失	法第61条	水害による流失や火災による消失など、登録文化財が失われた場合。	滅失の事実を知った日から10日以内
き損		登録文化財が何らかの原因で甚大な破損・損傷した場合	き損の事実を知った日から10日以内
現状変更	法第64条第1項	文化財としての価値がある部分の位置・形状・材質・色合いなどを、通常望見できる概案範囲の4分の1を超えて変更する場合。	現状変更しようとする日の30日前まで
所有者の変更	法第60条第4項（法第32条第1項の準用）		変更した日から20日以内
管理責任者の選任・変更	法第60条第4項（法第31条第3項、法第32条第2項の準用）	所有者が専ら自己に代わり登録有形文化財の管理の責めに任ずる者を選任・変更する場合。	選任・変更した日から20日以内（所有者と管理責任者との連署）
所有者又は管理責任者の氏名、名称、住所の変更	法第60条第4項（法第32条第3項の準用）		変更した日から20日以内
登録の抹消	法第59条	重要文化財に指定された場合。 地方公共団体が条例に基づき区域内に存する重要なものとして指定された場合。 文部科学大臣がその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったと認める場合。 その他特殊の事情があると認める場合。	登録抹消の通知を受けてから30日以内に登録証を返付

(2) 届出を必要としないもの

区分	根拠条文	運用の方針
維持の措置	法第 64 条 第 1 項ただし 書	登録文化財の維持を目的とした行為で、現状を変更する部分の面積が通常望見できる外観範囲の 4 分の 1 以下である場合。 き損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するための応急の措置をする場合。
非常災害のために必要な応急措置		
他の法令の規定による現状変更命令に基づく措置		

2 吹田市指定有形文化財に係る諸手続き

吹田市文化財保護条例（平成 9 年 3 月 31 日条例第 8 号）、同条例施行規則（平成 9 年 9 月 29 日教育委員会規則第 7 号）に基づく、吹田市指定有形文化財に求められる手続きは下表のとおりである。

(1) 許可・届出が必要なもの

区分	根拠条文	手続きの内容
所有者の変更	条例第 17 条第 1 号	すみやかに所有者変更届出書（様式第 9 号）を提出する
管理責任者の選任・変更・解任	条例第 17 条第 2 号	すみやかに管理責任者選任等届出書（様式第 10 号）を提出する
所有者又は管理責任者の氏名、名称、住所の変更	条例第 17 条第 3 号	すみやかに所有者等氏名等変更届出書（様式第 11 号）を提出する
滅失・損傷	条例第 17 条第 4 号	すみやかに滅失等届出書（様式第 12 号）を提出する
所在の場所の変更	条例第 17 条第 5 号	すみやかに所在場所変更届出書（様式第 13 号）を提出する
所有者以外が主催する催しでの文化財の公開	条例第 17 条第 6 号	すみやかに公開届出書（様式第 14 号）を提出する
現状変更保存に影響を及ぼす行為	条例第 18 条第 1 項	すみやかに現状変更等許可申請書（様式第 15 号）により申請を行い、許可を得る

(2) 許可・届出を必要としないもの

区分	根拠条文	運用の方針
原状復旧の措置	条例第 18 条 第 1 項ただし書	市指定の文化財が損傷又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更の許可を受けた者については、当該現状変更後の原状）に復するとき。
応急措置	条例第 18 条 第 1 項ただし書	市指定の文化財が損傷又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置を講ずるとき。

3 登録記念物の保護に係る諸手続き

登録記念物（名勝地関係）旧中西氏庭園（平成 25 年 8 月 1 日指定）の今後の保存管理や整備活用を行っていくうえで、下記のような現状変更等に係る行為が発生する可能性が想定されることから、行為の可否とその条件について示す。

なお、この想定項目に当てはまらない行為または不明な点が生じた場合には、大阪府文化財保護課及び府の文化財保護課を通して文化庁文化財第 2 課に相談するなどして適切な取り扱いを行うものとする。

(1) 管理に関する届出が必要なもの

名称	法令根拠	許可・届出等	行為の内容
き損届	文化財保護法 133 条において準用する第 118 条及び第 120 条において準用する第 33 条の規定	届出	<p>管理で登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面には、登録記念物の名称、登録年月日、登録記念物の所在地、所有者の氏名又は名称及び住所、管理責任者がある場合はその氏名又は名称及び住所、管理団体がある場合はその名称及び事務所の所在地、滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時、滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況、滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合はその箇所及び程度、毀損の場合は、毀損の結果当該登録記念物とその保存上受ける影響 滅失、毀損等の事実を知った日、滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項を記す。 ・書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(2) 届出を必要としないもの

名称	法令根拠	許可・届出等	行為の内容
維持の措置の範囲	文化財保護法 133 条において準用する第 64 条第一項の規定	不要	一. 登録記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該登録記念物をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復する場合。
		不要	二. 登録記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又はき損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合において、当該き損又は衰亡の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執る場合。
		不要	三. 登録記念物の一部がき損し、若しくは衰亡している場合又はき損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合であり、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する場合。

(3) 現状変更の届出・許可が必要な行為

名称	法令根拠	許可・届出等	行為の内容
現状変更の届出	文化財保護法 133 条において準用する第 64 条第一項の規定	届出	<p>登録記念物の現状変更に関する届出書 登録記念物が滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更が登録記念物に影響する事項については、現状変更の届出が必要である。</p> <p>(届出の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一. 登録記念物の名称 二. 登録年月日 三. 登録記念物の所在地 四. 所有者の氏名又は名称及び住所 五. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所 六. 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所 七. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地 八. 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 九. 現状変更を必要とする理由 十. 現状変更の内容及び実施の方法 十一. 現状変更により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更が登録記念物に及ぼす影響に関する事項 十二. 現状変更の着手及び終了の予定時期 十三. 現状変更に係る地域の地番 十四. 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 十五. その他参考となるべき事項を記す。 <p>(現状変更の届出書の添付書類等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一. 現状変更の設計仕様書及び設計図 二. 現状変更に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図 三. 現状変更に係る地域のキャビネ型写真 四. 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書 五. 届出者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の意見書 六. 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書 七. 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書